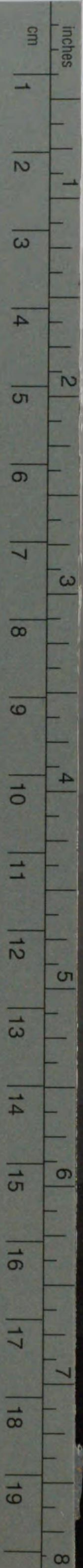


# Kodak Gray Scale



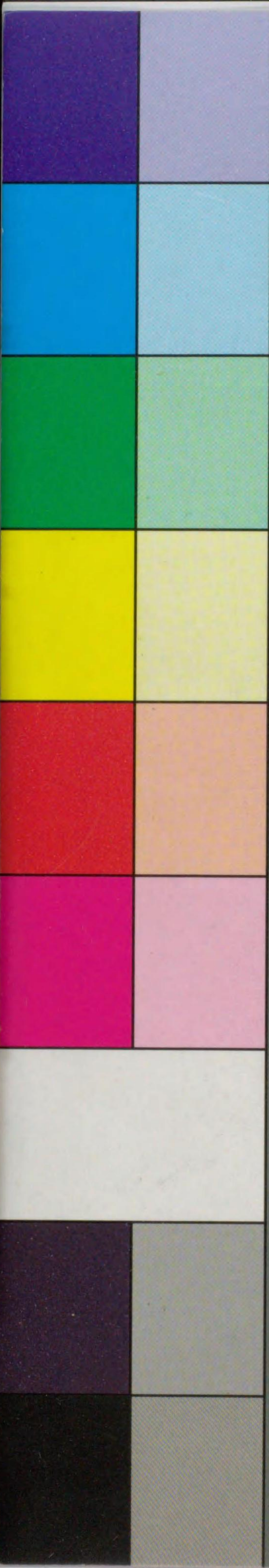
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



315  
87

315-87

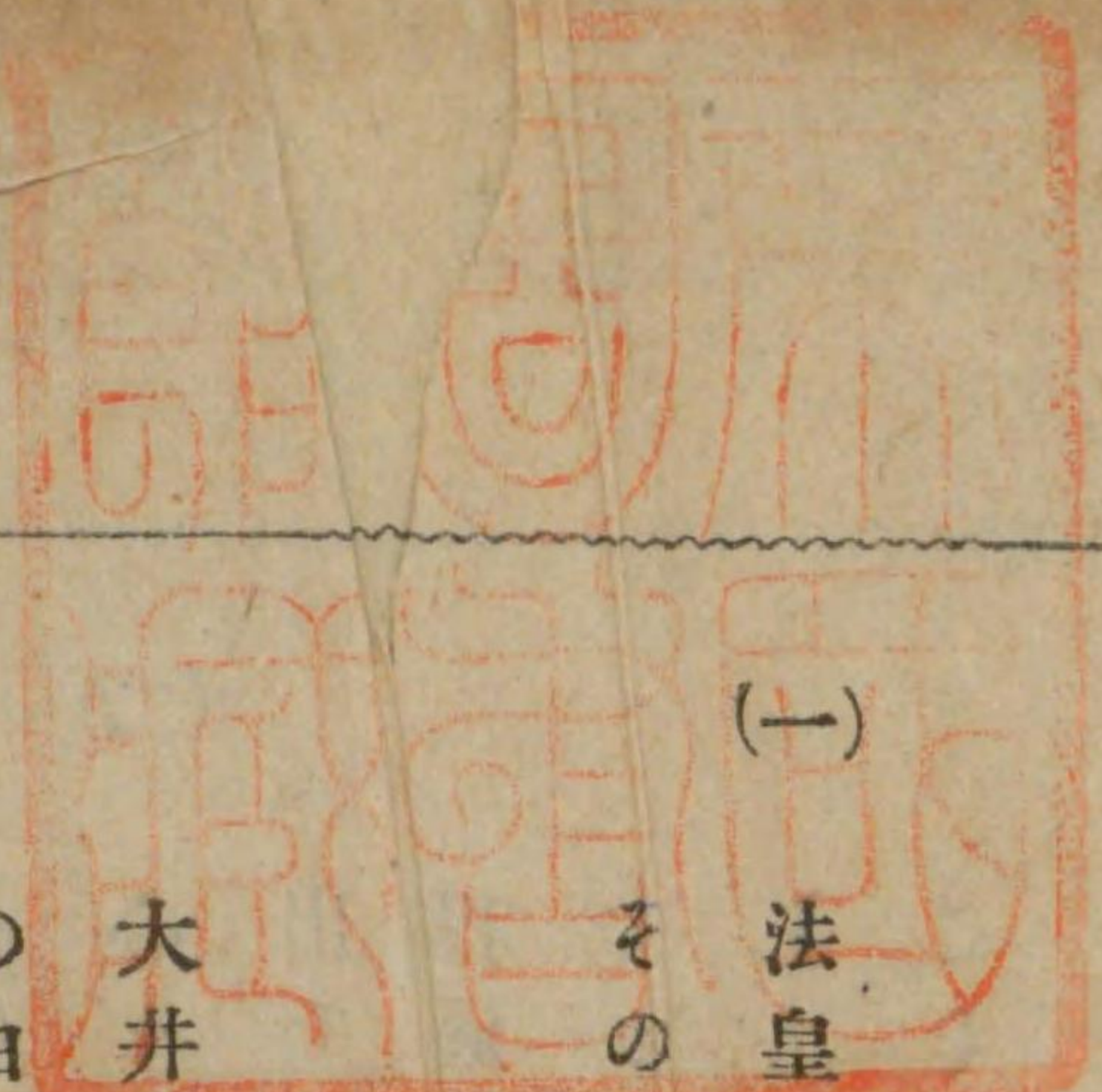


\*1200701767638\*



第廿六回 國語及漢文科 檢定試驗 問題解答

375-87



六回國語及漢文科檢定試験問題解答

本

早稻田大學 教授 大井一孝 述

問題

解釋

(一)

法皇のところへ修行せさせ給ひて宮瀧御覽せしまつたしむるに  
そのをり菅原のおとこのあそばしたりし歌

水ひきのしら絲はへておるはたは

旅の衣にたちや重ねん

大井の行幸も侍りしぞかして又み

の由奏せんとして一條のおほ

をぐら山紅葉の

あはれいうにも



わびし

(二)

その日の序題はやがて貫  
心もとなきもの 人のもとに  
出でて今や／＼とくるしう居いりつゝ  
程過ぐるまでさるけしきのなき遠き所よりおもふ人の文  
たるそくひなどはなちあくる心もとなし物見に急ぎ出で、事なりにけり  
しもとなき見付けたるに近くやりよするほどわびし  
こそすれしられじと思ふ人のあるに前なる人に教へて物いはせたるいつしか  
とまち出でたるちごの五十日百日などのほどになりたる行末いと心もとなし  
……何事にもあれ急ぎて物へゆくをりまづわがさるべき所へゆくとて唯今  
おこせんとて出でぬる車まつ程こそ心もとなけれおほぢいきけるをさなりけ  
ると喜びたれば外さまにいぬるいと口をし(枕草子)

注意 (一) 漢文ノ解釋讀方ト通ジテ四時間トス  
(二) 問題毎ニ毛筆ニテ別紙ニ認

設問

(一) (二) (三)

月を世に死せし文學者二三人の名を擧げて其の事業を略叙せよ  
祝詞と宣命とを比較評論せよ  
左の場合に於ける品詞轉成の例を示せ

- (イ) 名詞より動詞に
- (ロ) 動詞より副詞に
- (ハ) 名詞より形容詞に

擬答

解釋

(一)

法皇のところへ修行せさせ給ひて、宮瀧御  
そいみじう侍りしか。そのをり菅原のおとゞ  
りし歌、  
水みきのしら絲はへておるはたは、

大井の行幸も侍りしぞかし。さて又みゆ  
ろと申させ給ふことの由奏せんとして、一  
ぎみぞかし。

をぐら山紅葉の色も心あらし。

今一度のみゆきまたなん。

あはれいうにもさふらひしかな。さて行幸にあまたの題  
まはりて、やまと歌つかうまつりしなかに、猿叫峽、射恒、  
わびしらにましらななきそ、足引の

山のかひある今日にやはあらぬ。

その日の序題は、やがて買之のぬしこそはつかうまつりし  
か。(大鏡)

大意 宇多法皇が御修行として所々御幸なされた當時の出来事を記す。

語釋 ○法皇。宇多法皇。○修行せさせ給ひて。廻國遊行なされて。宇多法皇  
は、醍醐天皇の御代になつて、御修行として、所々に遊覧なされたことをいふ。○  
宮瀧。大和國吉野にある瀧の名。宇多法皇が宮瀧御幸は昌泰元年十月二十日  
である。○いみじう侍りしか。甚だ面白くあつた。○菅原のおと。菅原右  
大臣道真。○水ひきのしら絲はへて。水を引いて打しめした白絲を延べて。  
機を織る時には、絲のほけぬ爲に、絲に水を引いて打しめして織ることから、水  
引の白絲といひて、瀧の水のさながら白絲を延べて機を織る如くなるを思ひ寄  
せていうたのである。○たちや重ねん。裁ちぬひてかさね着ようといふ意で、  
たちに裁ちと立ちかさねるの立ちを兼ねたのである。○大井の行幸。大井の行幸  
ぞかし。これは延長四年十月十日法皇がまづこゝに御幸なされて、  
が至極よろしいから、天皇に行幸なされたがよからうもたふことだ。  
臣忠平公をして奏聞せしめられたので、その十九日に天皇の行幸が  
ことをいふ。ぞかしのぞは指示の助詞で、かしは念をおして  
いふ程の義。○みゆきありぬべきところと申させ給ふこ  
の行幸なされてよろしかるべき場處であると法皇の申さ

しよう。○一條のおほいまいちぎみぞかし。一條太政大  
ぐら山……またなん。この山は大井河を隔て、嵐山

る。一首の意は、をぐら山の紅葉の景色は今が最も見ごろで  
にも是非御覽に入れたく思ふぞ、さればこの紅葉の色よもし心

一たび陛下の行幸あるのを待ちうけてほしいといふこと  
はす助詞。○あはれいうにもさふらひしかな。あつばれ風雅

○猿叫峽躬恒。猿が山のかひにさけぶといふ題を得て躬恒が次  
躬恒は凡河内躬恒というて『古今集』の撰者の一人で、『古今集』時代に於いて

並び稱せられた和歌の名人である。○わびしらに。はかなしさうにといふこと。  
○ましら。猿のこと。○足引の。山にかゝる冠辭。○山のかひある今日にや

はあらぬ。山の峽を物のかひある事にいひかけ、生れがひある芽出度き今の御  
代ではないかというたのである。なほ物のかひある事を山の峽にかけていへ

るは猿に因んでいうたのである。このわびしらの歌は『古今集』の俳諧歌の中に  
出でゐるが、殆どいづれが俳諧なるか見分けがたい。賀茂真淵の如きは現に意

詞たはれたるところなくめでたしとて、俳諧の部に入つたことを疑つてゐる。  
○その日の序題は。當日の歌の序及び歌の題は。序は大井河行幸和歌序とて

世に有名なものである。○貫之のぬし。貫之といふ君。貫之は紀貫之とて『古  
今集』を撰んだ有名な歌人のこと。

通釋 宇多法皇が所々を遊行なされて、吉野の宮の瀧を御覽なされた時は甚だお  
もしろくありました。そのをり菅原右大臣のお讀みなされた歌は、

瀧の水はさながら水引の白糸を延べて織る機の如くであるが、その  
機をば旅の衣に裁ちぬひして立ちかさねて着よう

といふのであつた。  
今上陛下の大井の行幸もありましたぞよ。そして、又陛下が行幸なされてよろ

しかるべき場處であると、宇多法皇の申しなさることの趣を、陛下に奏聞しよう  
とて、時の太政大臣一條忠平公ぞよ、次の歌を奉りなされた。

小倉山の紅葉のけしきは、今が見ごろであるから、陛下にも是非御覽  
に入れたくおもふぞ、それ故この紅葉の色よ、もし心があるならば、今

一たび陛下の行幸なさるのを待ちうけてくれよ  
あつばれ風雅にも詠まれた事であるわい。そして、その行幸にはあまた題をた

まはりて歌を詠みました中に、猿が山の谷あひに叫ぶといふ題をたまはつて、凡河内躬恒が詠んだ歌は、

かなしさうに山の峽に猿の叫ぶ聲がきこゑるが、これ猿よ、そのやうにかなしさうに叫ぶなよ、今の御代は實に我々が生れあうたかひのある芽出たい大御代ではないか

といふのであつた。その日の歌の序や題は即ち貫之の君が奉りました。

(二)

心もとなきもの 人のもとにとみのものぬひにやりて待つほど。物見に急ぎ出でて、今やくとくるしう居いりつゝあなたをまもらへたる心地。子生む人の程過ぐるまでさるけしきのなき。遠き所よりおもふ人の文を得て、かたくふんじたるそくひなどはなちあくる、心もとなし。物見に急ぎ出で、事なりにけり、白きしもとなし。見付けたるに、近くやりよするほど、わびしうおりてもいぬべき心地こそすれ。しられじと思ふ人のあるに、前なる人に教へて、物いはせたる。い

つしかとまち出でたるちこの、五十日百日などのほどになりたる行末、いと心もとなし。……何事にもあれ、急ぎて物へゆくをり、まづわがさるべき所へゆくとて、唯今おこせんとて出でぬる車まつ程こそ心もとなけれ。おほぢいきけるを、さなりけると喜びたれば、外さまにいぬる、いと口をし。(枕草子)

語釋

●心もとなきもの。心も心ならず待ちどほしいもの。●とみのもの。急に入用の着物などをいふ。●待つほど。心もとなきものなりといふ句をついて解くべきもので、待つ間が待どほいものであるといふ意。●物見に急ぎ出で。祭とか行幸とかいふやうな事を見ようと思つて、車に乗つて急いで出で。●今やいとくるしう居いりつゝ。今來るかくと見物場にはいつてゐて。居いりつゝは一本に居はりつゝと有がよろしきやうである。それにては踏んぱり居ての意である。●あなたをまもらへたる心地。あなたの方をうち守りながめゐる心もちが心もとなきものである。まもらへはまもりの延音、見つめ

る意。○子生む人の。諸本いづれも子生むべきとあれば、子生むとあるは印刷の間違であらう。子を生まうとする人のといふ意。○ほど過ぐるまでさるけいきのなき。生むべき時期を過ぎるまでも、生みさうな様子のないのは、心もとないものである。○かたくふんじたるそくひなどはなちあくる。かたく封じてある續飯などをとりはなち開ける。○事なりにけり。事が丁度その場合になつたといふ意で、例へば、賀茂の祭などならば、祭の練りものなどの今渡る時節になつた事をいふ。これを既に事のすんだことに解くは誤りである。○白きしもとなど見付けたるに。警固するもの、白い杖を持つたのを見付けたのに。○やりよするほど。車を近く引き寄せるほど。○わびしうおりてもいぬべき心地こそすれ。氣が氣でなくもどかしくて、車からおりても急いで行つてしまはうといふやうな心もちがする。○しられじと思ふ人のあるに……物いはせたる。自分の此處にゐる事を知られまいと思ふ人の來た時、自分は隠れて、前なる人に我が此處にあらぬ由を教へていさせたのは、心もとないものである。○いつしかとまち出でたるちごの。いつ生れるかと待ちに待つた乳子の。○何事にもあれ、急ぎて物へゆくをり。祭行幸その他何事でもあれ、急いで餘所へ行くをりに。○まづわがさるべき所へゆくとい……とて出でぬる車。こゝに「とて」といふ詞の二つあるは、共に車を借る人の詞で、今自分が餘所へ出かけようとする所へ、朋輩などが車を借りに來て、まづ君の出かける前に急にどこそこへ行かなければならぬ、君の出かけるまでには必ず歸つて來るから暫く君の車を貸して下さい、今直に車をかへしてよこさうというて引いて出だ車。○おほいいきけるを。車の大路をとほつたのを。○さなりけると喜ばれば。それである、我が車であるわいと喜んだのに。○外さまにいぬる。外の方へ行つたのは。

通釋 心が心ならで待どほしいもの。人のもとに急ぎの着物などを縫ひにやつて、そのの仕上がるのを待つ間、果してそれが間に合ふかどうか、または仕立を間違ふことはあるまいかなど、いろいろ氣づかはれて心も心ならず待ちどほしいものである。祭とか行幸とかを見ようと思つて急いで家を立出で、今來るか、と苦しく見物場にはいり居て、その來るべき方角を見つめてゐた心もちが心もとないものである。子を生むべき人の、その生むべき時節を過ぎるまでも生みさうな様子のないのは、心もとないものである。遠方から思ふ人の手紙

が来て、開封するに、かたく封じてある糊などをとりはなち開けるのは、心もとな  
いものである。祭行幸などを見ようとして急いで出たのに、もはやその渡る時  
節になつた、警固の人の持てゐる白い杖などを見付けたので、見物場近く車を引  
き寄せる間が、氣が氣でなくもどかしくて、車からおりて飛んでもいつてしまは  
うといふやうな心もちがする。自分のゐる事を知られまいとおもふ人のある  
のに、自分は隠れてゐて、前なる人に我が此處にをらぬ由を教へていはずたのは、  
果してうまくいひおほせるかどうかと、心も心もならぬものである。いつ生れ  
るかと待ちに待つた乳子の、五十日百日などの時分になつた行末が甚だ待ちと  
ほしいものである。……祭行幸その他、何事でもあれ、急いで餘所へ行かうとお  
もふ折に、をりあしくも朋輩などが、君の出かける前にどこそこへ行かねばなら  
ぬ、君の車を暫く貸して下さい、君の出かけるまでには歸つて来て、今直きにその  
車をかへしてよこさうというて、引いて出た車の歸るを待つ間こそ待どほしい  
ものである。車の大路を走り過ぎたのを、我が車の歸つて来たのであるわいと  
喜んでゐたら、さうではなくて餘所外よそほかの方へ立去つたのは、甚だ残念である。

### 設問

(一) 明治時代ニ歿セシ文學者一二三人ノ名ヲ擧ゲテ其ノ事業ヲ

#### 略叙セヨ

解答 明治時代に歿した文學者といへば随分澤山ある。脚本家としての河竹默  
阿彌、洒落文學者として假名垣魯文を始め、西洋文明鼓吹者としての中村正直、福  
澤諭吉、國文學に於ける小中村清、黒川眞頼、藤岡作太郎、翻譯小説家としての森  
田思軒、政治小説家としての末廣鐵腸、小説及び脚本家としての福地櫻癡、さては  
批評家としての大西操、山崎樗牛、齋藤綠雨、小説家としての尾崎紅葉、川上眉山、  
國木田獨步、山田美妙、二葉亭四迷、女流に樋口一葉、歌人としては落合直文、俳家と  
しては正岡子規等、いづれも一家をなした文學者であつた。今こゝには、是等の  
中で子規、紅葉、四迷の三人を擧げて、その事業の一斑を略叙して見よう。  
子規 は明治二十三年に高等學校を卒業して、その年直に文科大學に入り國文  
科に學籍をおいたが、二年の時の學年試験に落第したので退學して、その暮に日  
本新聞社に入社した。これは當時その新聞の主筆であつた陸羯南が、かれの俳  
句の研究に熱心なものと、その凡才ならざるを見て、特に俳句の爲に新聞の一面  
を割いて、雅量ある待遇を與へてくれたからである。そこで入社翌月から、獺



祭書屋俳話を掲げ、翌年十一月には『芭蕉雜談』を掲げた。これがかれの俳句革新の先聲であつた。これまで我が俳壇は何等の識見もなく技倆もない所謂宗匠輩によつて俗了せられて、毫も文學的價值なく、たゞ彼等の商買道具として扱はるゝに過ぎなかつた。かれはこれに向つて革新の聲を放つたのである。かれは従來俗宗匠等が正風と稱して殆ど迷信的に崇拜してゐた芭蕉の句に細しい研究を加へ、佳句とすべきものは僅に二百餘句に過ぎずとし、更にその二百餘句の中から實例を示して、芭蕉の芭蕉たる特色を縦横に論評した。それと同時に『日本』紙上に新趣味を解する同好者の句を掲げ、また自ら各所に行脚して、はてしらすの記、高尾紀行などを著はして、その中に清新なる俳句を示した。この頃のかれは芭蕉に私淑してゐたのである。二十七年には自ら『日本』の分身なる『新日本』を編輯經營して、俳句の募集などをしたが、それは間もなく廢刊してしまつた。二十八年の三月には日清戦争の從軍記者として、第二軍近衛師團に従つて渡清し、旅順へ行つたが、元來肺患あるかれは異域の風土に堪へ得ないで、五月中旬歸途に就いて船中で咯血し、神戸病院で療養を加へ、八月には故郷の松山に立寄つて松風會員の爲に俳句を説いた。後に『俳諧大要』と題して公にしたのがそれである。その十月再び上京したが、途中で脊髓腐蝕の病を得て、二十九年からは全く足の立てない常病人となつてしまつた。かくて瀕死の病床に苦悶すること八年にして、三十五年の九月十九日に三十六歳で歿した。その病床にある間にも猶ほ俳句研究の初一念を絶たないで、同好の士と共に『蕪村句集』などの研究をなし、『日本新聞』にも絶えず筆を執つてゐた。『俳人蕪村』はその頃の作である。かの『芭蕉雜談』から此の『俳人蕪村』を見ると、能くかれが俳人としての生涯が認められる。かれは『雜談』に依つて破邪顯正の筆を揮ひ、『蕪村』に於いて客觀趣味といふことを發見して世に推稱してゐる。かれが自選句集なる『癡祭書屋俳句帖抄』に記してある所によつて見るも、かれは二十四年の暮ごろには、春の日「あらのから猿蓑」を繕いて一句々々皆面白いやうに思はれたといひ、二十九年の足が立たなくなつてから、蕪村の『新花摘』の句を感心したのが、此の年の一小出來事であるといつてゐる。かれは最初主觀的であつた芭蕉に俳諧の師を求め、後下つて客觀的であつた蕪村にヒントを得たのであつた。そして、此の客觀趣味といふ事がかれの俳句の生命であつた、かれの勉めて鼓吹したものであつた。かれはこれを新體詩の上にも和歌の上にも試み、なほ文章の上にも應用した。文章

の上に應用したものは、所謂寫生文といふのである。併しこの客觀趣味を文章の上に應用する事は、晩年であつた爲か、かれの作品の上には未だ十分に現ははれてはゐない、今の所謂寫生文とは餘程違ふ所がある。要するに、子規の事業は俳壇革新の陳涉たる趣はあるが、その俳句の方面に門下の内藤鳴雪・高濱虛子・河東碧梧桐・大谷繞石等の今日を見、寫生文の方面に寒川鼠骨・高濱虛子・坂本四方・夏目漱石等の作品を見るに至つて、その俗化した俳壇がいかに向上し、いかに新し面を開いたかを想ひ、かれの功の小ならざるを認めねばならぬ。かれの句集に『子規句集』かれの文集に『子規小品文集』がある。

紅葉の作家的生涯は、明治二十年に單行本の處女作『比丘尼色懺悔』を出した頃から始まつて、三十六年の『新續金色夜叉』の絶筆に至るまで、前後凡そ十六七年、作物の数は大小合せて七十餘種に及んでゐる。これを作風の變遷の上からいふと、三期に分ける事が出来る。第一期は二十七年頃まで、かれが寫實派小説の中堅として文壇に中心勢力となつてゐた時代、第二期は更に修養期ともいふべく専ら翻譯翻案に筆を執つた時代、第三期はかれが『多情多恨』『金色夜叉』を出した大成の時代である。第一期の作品は比較的短篇物で、なか／＼數が多い。それを

悉く列擧することは出来ぬが、かれを寫實派小説家の中堅たらしめた傑作は、『拈華微笑』『此ぬし』『巴波川』『新色懺悔』『二人女房』『伽羅枕』『おぼろ舟』『むき玉子』『三人妻』『心の闇』などである。併し、是等の作の多くは西鶴または八文字屋もの、模倣に過ぎない。主題も多くは戀愛もので、いはゞ元祿などに見えた「氣質」もの翻案に、明治の衣を着せたといふ趣しかない。文章も初の頃の作は純然たる西鶴風で、後になつて纔に紅葉一流の雅俗折衷體が完成されようといふ形迹が見えてゐるのみである。尤も、この時代にも西歐小説の翻案といふやうなものを作つてゐないでもない、『夏小袖』『戀の病』などはそれである。されど、これさへも、どこことなく「氣質」もの風の情話たるを免れないで、文章も言文一致體になつてゐるとはいふものゝ、なほ輕妙洒脫なる落語調といつたやうな趣が見える。これらに次いで出来たものには、『笛吹川』『冷熱』『不言不語』『片ゑくぼ』『憐の女』等があるが、いづれも西歐小説の翻譯翻案物である。この頃には紅葉も西歐の作品に親んだものと見えて、創作でも『青葡萄』といつたやうな自然的清新なる描寫法を用ひたのものもある。文章はいろ／＼の體に書いてゐるが、言文一致で書いたものなどは、例のやうな纖巧なる所がなく、至極輕快なものとなつてゐる。この

翻譯時代は多分かれにとつては一轉機を與へる爲の修養期とでもいふべきであつたらう。二十九年に至つて、かれは『多情多恨』を讀賣紙上に掲載し、更に翌三十年の一月からは『金色夜叉』を連載した。この二篇は、かれをして文壇上の地位を確立せしめたもので、内容からいうてもかれの一生を通じての最大雄篇であり、文章からいうても、一は言文一致、一は雅俗折衷體の圓熟渾成の域に至つたことを示してゐる。かくてかれは『金色夜叉』の稿をつゞくこと約七年、つひに完成に至らずして三十六年に病歿した。この間なほ名を貸して他人の文章に筆を加へた翻譯翻譯案や又は時々発表した小品文の類も少くなかつた。

四迷 は明治十九年一月二十三歳で舊外國語學校の變身なる東京商業學校の露語科を依願退學して、専らゴゴリ、ツルゲネフ等の翻譯を始め、その翌年處女作『浮雲』の第一篇を出版し、翌々年に第二編を出版した。それ故、氏の最初の職業は小説家であつたといつてもよからうが、元來氏は文學者を以て任ずることを嫌つた人で、二十六歳から三十四歳まで内閣官報局に出仕し、三十五歳には海軍編修書記に任せられ、やがて陸軍大學校囑托露語教師となり、三十六歳には更に東京外國語教授となり、三十九歳の五月辭職して翌月滿洲漫遊の途に上り、同年

十月北京に入り、京師警務學堂提理代理を委囑され、居ること一年にして歸朝し、四十一歳には大阪朝日新聞社の聘に應じ東京在住の社員として入社し、四十五歳で露都に赴き、四十六歳歸國の途上で病歿したのであるから、その作家もしくは翻譯家として働いた歲月は割合に少なかつたといはねばならぬ。随つて、氏の著書譯書としては『浮雲』を始めとして、『あひびき』『片戀』『親心』『其面影』『カルコ集』『平凡』『血笑記』『浮草』その他數種の翻譯物があるのみである。その中、創作は『浮雲』『其面影』『平凡』の三種で、而も創作の第二回目なる『其面影』は『浮雲』を出してから殆ど二十年ばかりを経てゐるのである。併しながら、その文壇に貢獻するところの多かつたことはその作物の少きに反比例してゐる。氏の創作の中ではいまだ未成品たることを免れない『浮雲』の一篇だけについて見るも、當時我が小説界は纔に逍遙氏の『小説神髓』や『書生氣質』などによつて警醒されたばかりで、未だ戯作的境涯を脱すること幾何ならず、紅葉露伴二氏の如きですら、元祿文學の模倣を以て文壇に地歩を占めてゐた時に於いて、早くもロシア文學の上に立脚し、描寫といひ、文體といひ、新味に充ち、た作を出した功勞は決して没却することは出来ぬ。創作よりも量に於いて既に多き氏のロシア文學の翻譯

二〇  
が、いかに我が新興文學に寄與することの多かつたかは、殆ど説明するまでもない程で、或批評家は後代文學の先驅となり開拓者となつた程の藝術的翻譯は二葉亭に始まつてゐるとさへいうてゐるのである。いづれにしても、氏は我が小説界に於いて最も進歩した風潮の先驅者であつたことは否まれない。氏は又は言文一致體の文章の創始者の一人でもあつた。

## (二) 祝詞と宣命とを比較評論せよ

解答 祝詞は天皇の命令によつて神前に告白する詞で、國家の安寧、國民の利福を祈るを目的とし、宣命は天皇の意志を臣民に對つて宣布する詔勅で、これはた治國平天下の趣意から出づる。されば祝詞と宣命とは對者をこそ異にすれ、その目的と手段とをば殆ど同じうするのである。それ故に、この二者は大體に於いては似てゐるところが多い。祝詞も宣命も内容が文學的價値の乏しいことは、その目的の功利實用にある事からも推察されるが、詞藻は共に對者をして傾聽させよう感動させようといふ所から、修飾を施して聲調を整へる。それで、祝詞にも宣命にも枕詞や對句や疊詞などの調子のよい語句を用ひ、盛んに比喻などを用ひてゐる。殊に、祝詞の修辭法は、殆ど全く歌謠のそれと懸隔する所がない。

否、『萬葉集』の長歌などは、却て祝詞の結構と修辭法とを應用してゐるとさへ想はれるのである。祝詞の結構には、天地開闢の有様から説き起して、祖先の功業、建國の由來などを叙べて、更に現時に及ぼし、滔々として數百言に亘るものがある。その規模の大きいことは、逆も長歌などの及ぶところではない。宣命に於いても、亦祖先の功業や建國の由來などから筆を起すこともあるが、概しては祝詞ほどでない。祝詞に見えた譬喩の大きいことも亦定論で、宣命には見出すことの出来ない特長である。かくて、祝詞は勿論、宣命も形式の上からいへば、散文とはいひながらも、歌謠に近いものである。されど、祝詞も宣命も共に一個の結晶文學で、成語成句を用ひること多く、同一思想に出づるもの多く、あれもこれも所謂千篇一律で變化に乏しい。祝詞に現はれてゐる思想はどこまでも純日本的で、宣命のは世の降るにつれて支那及び印度思想の加はること多く、文章も宣命のは次第に當初の風を失つて漢語佛語の交ること漸く多きに至つた。祝詞に著しく神祇を尊び清淨を貴ぶ國民性が見え、宣命は主として民を慈み君を思ひ、祖先を重んじ、國を愛する國民性が見えてゐることは、いづれも對者の異なるが致すところ、説明するまでもあるまい。

(三)左の場合に於ける品詞轉成の例を示せ

- (イ) 名詞ヨリ動詞ニ
- (ロ) 動詞ヨリ副詞ニ
- (ハ) 名詞ヨリ形容詞ニ

解答

- (イ) 名詞ヨリ動詞ニ
  - さうぞく(装束カラ)
  - ひとりごつ(獨言カラ)
  - うねふ(哇カラ)
- (ロ) 動詞ヨリ副詞ニ
  - ものす(物カラ)
  - つなぐ(綱カラ)
- (ハ) 名詞ヨリ形容詞ニ
  - 謹みて(謹むカラ)
  - かへす(返すヲ重ネテ)
  - たとへば(譬ふカラ)
  - あまり(餘るカラ)
  - つまり(詰るカラ)
  - 神々し(神々カラ)
  - 誠し(誠カラ)
- (ハ) 名詞ヨリ形容詞ニ
  - 物々し(物々カラ)
  - しうねし(執念カラ)

漢文の部

早稻田大學教授 牧野謙次郎 述

問題

(二) 讀方

孔子曰導之以政齊之以刑民免而無恥導之以德齊之以禮有恥且格(格)老氏稱上德不德是以有德不德不失德是以無德法令滋章盜賊多有太史公曰信哉是言也法令者治之具而非制治清濁之源也昔天下之網嘗密矣然姦僞萌起其極也上下相遁至於不振當是之時吏治若救火揚沸非武健嚴酷惡能勝其任而愉快乎言道德者溺其職矣故曰聽訟吾猶人也必也使無訟乎下士聞道大笑之非虛言也漢興破觚而爲圜斲雕而爲杅網漏於吞舟之魚而吏治烝烝不至於姦黎民艾安由是觀之在彼不在此(史記)

本紙ニ句讀返點送假名ヲ附シ傍線ヲ施シタル句ハ別紙ニ解釋スベシ

(三) 讀方及解釋

穆叔如晉范宣子逆之問焉曰古人有言曰死而不朽何謂也穆叔采對宣子曰昔句之祖自

虞以上爲陶唐氏在夏爲御龍氏在商爲豕韋氏在周爲唐杜氏晉(主)夏盟爲范氏其是之謂乎穆叔曰以豹所聞此之謂世祿非不朽也魯有先大夫曰臧文仲既沒其言立其是之謂乎豹聞之大上有立德其次有立功其次有立言雖久不廢此之謂不朽若夫保姓受氏以守宗

本紙ニ句讀返點送假名ヲ施シ別紙ニ解釋スベシ

(四) 左の事項に就きて知れる所を記せ

漢代に於ける國郡縣の區別

唐代の節度使

(五) 文章上の雙關法を説明せよ

作文

(一) 普通文(解答は之を略す)

我が私淑する人物

(二) 國文漢譯

乃木大將の遺書中には未だ世間に知られざる貴重の珍書多くあり和漢洋書總計一萬餘冊に及び其の中既に長きあたり(一)に獸上(二)の(三)り又大將自ら指定して沙々貴神社遊就館學習完(四)國大學等に寄附すべきものあり親族の人々は之が處理中なりといふ

注意

- (一) 設問及作文ヲ通シテ四時間トス
- (二) 答案ハ毛筆ニテ問題毎ニ別紙ニ認ムベシ
- (三) 本科ノ問題ハ兩日ノ分トモ總テ第一種第二種學校教員志願者共通トス
- (四) 國語ノ免許狀又ハ證明書ヲ有スル者ハ設問ノ(一)(二)(三)ニ漢文ノ免許狀又ハ證明書ヲ有スル者ハ設問ノ(四)(五)ニ答フルヲ要セス

解答

(二) 讀方

孔子曰導之以政、齊之以刑、民免而無耻。導之以德、齊之以禮、有恥且格。老氏稱上德不德、是以有德。不德、是以無德。法令滋章、盜賊多有。太史公曰信哉是言也。法令者治之具、而非制治清濁之源也。昔天下之網嘗密矣。然姦僞萌起、其極也。上下相遁、至於不振。當是之時

吏治若救火揚沸。非武健嚴酷。惡能勝其任。而愉快乎。言道德者。溺其職矣。故曰。聽訟。吾猶人也。必也使無訟乎。下士聞道。大笑之。非虛言也。漢興。破觚而爲圓。斲雕而爲朴。網漏於吞舟之魚。而吏治烝烝。不至於姦。黎民艾安。由是觀之。在彼不在此。

此の本文は史記の酷吏傳に出で又班固が漢書の酷吏傳に出でたり俱に後世の叙論の如く傳首に置きて酷吏の起りたる原由を論述せし者なり

解義 孔子曰 孔子の此の語はもと論語の爲政篇に見ゆ 導之以政 今の論語には道に作る古は相通す導は説文に道引也とあり朱注にも道猶引導謂先之也とあり乃ち己先づ案内者となりて無知の民を手引くことなり政とは法制禁令を謂ふ 齊之以刑 齊とは不揃なる物を齊整して一樣にすることなり朱注に導之而不從者有刑以一之也とあり乃ち法制を以て指示し禁令を以て警戒して聽かざるときは刑罰を以て之を威とし必らず一樣に之を奉行せしむることを謂ふ 民免而無恥 免は新舊の宥生共に苟免也と見へたり苟そめにも免るゝとて法律上如何にして罪を逃れ得るかと許り考へて眞に心より服し従ふに非ることなり無

恥とは廉恥心の無きことなり朱注に謂苟免刑罰而無所羞愧蓋雖不敢爲惡而爲惡之心未嘗忘也とあり 導之以德 徳とは道德なり乃ち民の上に立てる君主が自ら道德を實踐躬行して國民の模範となることを謂ふ例へば君主必らず自から其の親に孝を盡くして後に民に孝を教ふ可く自から其の兄に悌を盡くして後に民に悌を教ふ可き類なり 齊之以禮 禮は朱注に制度品節也とあり乃ち貴賤親疎等の秩序的法則を指して謂へるなり 有恥且格 格は至なり本文の大意を朱注に据りて解すれば人君たる者自から道德を躬行して國民を指導するときには皆な固より觀感して興起する所あるべし但多くの人々の中自然に性質に於て智愚賢不肖の差異あるを免れざれば隨ふて其の感興すること亦淺深厚薄の一ならざる者あり因りて禮制を以て之を齊一にするときは國民各々其の不善不義を耻ぢ進んで道德に達し至ること有るべしとなり西漢の賈誼が文帝に上りたる治安策に曰く凡人之智能見已然不能見將然夫禮者禁於將然之前而法者禁於已然之後と又曰く禮云禮云者貴絶惡於未萌而起教於微眇使民日遷善遠辜而不自知也と亦以て本文の参考とすべし 老氏稱 老氏は老聃なり下文の上徳不徳より盜賊多有に至るまでは今の老子道德經に見ゆ 上徳不徳 上徳とは最上の徳ある人を謂ふ

不徳とは道徳らしき振舞を見はさるなり乃ち内に大徳ある人は外に衒ひ耀かすことを爲さざるが故に道徳らしき行爲が人の耳目に映らざることを形容して云へるなり 下徳不失徳是以無徳 以上は今の老子第三十八章に見ゆ下徳とは上徳に對して云へる辭にして道徳の低き人なり不失徳とは是非に道徳を維持せんとして修飾を務むることを謂ふ顔師古が漢書の注に上徳體合自然是以爲徳下徳務於修建更以喪之法令繁滋則巧詐益起故多盜賊となり 法令滋章盜賊多有章は彰と同じ即ち彰明なること以上は老子の第五十七章に見ゆ 太史公曰 太史公は史記の作者司馬遷のことなり遷は西漢の武帝の時仕かへて太史令史官の長と爲りしが罪を獲て獄に下り史記を作り其の作未だ悉く完成に至らずして歿せしを以て後ち遷の外孫楊惲と云ふ者之を校訂して今の史記と爲せり因て其の外祖父を尊稱して太史公と云へり又一説に當時の太史令は古への公爵相當したる禮待遇なるを以て迂自から太史公と稱せりと云へり前説可なり 非制治清濁之源也 治め方の清らかなるか若くは濁れるかを制し定むるには當らずと云へる意にして乃ち法令は國を治むる必要なる機械に相違なけれども治體建設に就いての根本的問題に非らずとことなり顔師古曰く言爲治之體亦須法令而法

令非治之本と家語の刑政篇に曰く仲弓孔子の門人冉雍の字問於孔子曰雍仲弓の名聞至刑無所用政桀紂之世是也至政無所用刑成康之世是也孔子曰聖人治法必刑政相參大上以德教民而以禮齊之其次以政導民而以刑禁之化之弗變導之弗從傷義以敗俗於是乎用刑矣と又孔叢子の刑論篇に仲弓問古之刑與今之刑教孔子曰古之刑省今之刑繁其爲教古有禮而後有刑是以刑省今無禮以教而齊之以刑是以繁と亦以て參考すべく 昔天下之罔 罔は網の古字法網のことにて即ち法律を云ふ 上下相遁 遁は避なり乃ち官吏は君主を避け人民は官民を避け竟に喪敗して振救す可からざるに至るなりと是れ唐の顔師古の説なるが清の王念孫は此の説を駁して曰く師古が説の如きときは是れ下の上を遁るものにして上下相遁に非ず案するに遁は欺なり乃ち姦軌に起りて上下相欺くことを言ふ賈子の過秦論に姦僞並起而上下相遁とあり其の義此と同じ管子の法禁篇に遁上而遁民者聖王之禁也とあり此又人臣と爲りて上其の君を欺き下其の民を欺くことは聖王の禁する所なるを言へるなりと此の説是なり 吏治若救火揚沸 師古の注に言迫急也本弊不除則其末難正とあり乃ち當時吏治の嚴刻火急なることは宛かも火を救ふに先づ燃料を撤去することを爲さずして徒に沸騰せる湯を汲み揚げて冷却を圖



るが如く其の本を務めずして末事に汲々たることを謂ふ 惡能勝其任 惡は鳥と通し用ゆ漢書には鳥に作る師古の注に鳥於何也とあり即ち何れの點に於てと云ふ義なり 溺其職矣 溺は沈溺なり沈滯而不舉也と顔注に云へり乃ち道德論者は理窟に拘泥するが爲めに此の急迫なる場合に於ては職務の沈滯して抄取らざることを云ふ上文の武健嚴酷者の其任に勝へて愉快なる意に對照して云へるなり 故曰聽訟云云 是れ孔子の語にして論語に見ゆ又大學にも見ゆ乃ち其の大意は我をして獄訟を聽かしむるとも矢張り通常人の如く直を直とし曲を曲とする外に致方なきことなるが但政を立て徳を施して能く民をして争訟を絶た使むることを務めんとなり 下士聞道大笑之 此れ又老子の第四十一章に出づ顔師古は大道玄深非其所及故致笑也と注して至大なる道は餘りに意味奥深きが故に下劣の士は淺智にして解する能はざるよりして反りて之を嘲り笑ふことなりと釋したり王念孫は老子に據りて大笑之を大而笑之に作るべしと爲し漢の鄭玄が禮記の注に迂猶廣也大也とあれば大も亦迂と同義なりと爲し大而笑之とは迂而笑之と云ふと同じ乃ち大道を以て迂濶なりとして笑ふことなり且つ老子の上文に上士聞道勤而行之中士聞道若存若亡とあれば下士聞道大而笑之に作るべきは皆各四字を以て一句とし又大而笑之と勤而行之と句法相對すと爲せり此の説用ふべし 破觚而爲圓 觚は方形なり圓は圓と同じ圓形なり此れ嚴刑を去りて簡易に従ふことを謂ふ 斲珣而爲璞 斲は音タク斲なり(キル)と訓ず削なり(ケツル)と訓ず珣は彫と同じ又雕に作る刻鏤なり(ホリモノ)と譯す此れ巧僞を抑へて敦厚を務むることを謂ふ沈欽韓は周髀算經萬物周事而圓方用焉大匠造制而規矩立焉或破方而爲圓或破圓而爲方と云へり乃ち本文の破觚斲珣の二句は皆天下を治むることを工匠の器物を制作するに喩へて云へるなり 罔漏吞舟之魚 罔は網と同じ此れ其の網の甚だ疏にして大姦巨猾をも罰する能はざること喩へたるなり 吏治蒸蒸 蒸蒸は純一なる貌又蒸蒸は進む貌にて吏治が善なる故に人民が善良の方に進みて姦邪に至らざることを謂へるなりとの説もありされど上文の吏治若救火揚沸とあるに對照するときは前説可なり 黎民艾安 黎は庶なり艾は父と通ず父は治なり 在彼不在此 彼とは道德を指し此とは嚴酷を指す乃ち道德に在りて嚴酷に在らざることを言ふ

通釋 孔子嘗て國を治むる道を論じて申さるゝに國民を導き手引くに政令を以てし國民を取り揃へて行くに刑罰を以てし乃ち只管形式のみにて實意なく束縛

壓抑のみにて恩情なきときは國民も亦唯だ形式のみを粧ひ繕ひ苟も法律にさへ  
 觸れざれば可なりとて全く一場逃れに逃れて何等忠愛の考もなく又誠意よりし  
 て善に進まんと思ふことも無し斯るときは甚だ恃み寡く覺束なき國家ならずや  
 之に反して國民を導き手引くに道德を以てし國民を取り揃へ行くに禮儀を以て  
 し先づ上たる者より實踐躬行して模範を示し相互に愛敬を主とするときは國民  
 も自然に感化して不義不道を恥ぢて爲さず且つ益々向上して善美の域に至るべ  
 きなりと老子は曰く大徳とて尊き徳ある人は自から誇り顔に道德を世に衒ひ示  
 さずされば其の道德愈々奥床かしくして世は崇め服するなり之に反して下徳と  
 て薄徳なる人は少々許りの道德を鼻に掛けて之を取り失せてはならずとなし  
 みに道徳を振り舞はして外を衒ふよりして反りて道德は失せ無くなりて法令  
 は頻繁に現はれ出で盜賊は反比例に多くなりて世間は益々治まらずと此れに就  
 いて吾れ太史公は曰く信實なる哉是の孔老二子の言や成程法令と申す者は只僅  
 かに國を治むる手當を具へしものにして全く治め方の清らかに爲り又は濁れる  
 ことを制し定むる根源的には非らざるなり請ふ聊か之を述べん昔し秦代に當て  
 天下の法網嘗て嚴密にてありき然れども只管刑罰のみを以て天下を治めんとし  
 たるよりして反動的に姦惡詐僞の徒草木の芽立つが如くに追々に盛んに起り其  
 の推し極まりし處は上たる人は下を欺き下たる人は上を欺き遂に國家は救ふ可  
 からざるに至りたり是の時に當りて吏人の治め方の急を要することは宛かも烈  
 る火を救ひ止むるに速かに其の火の方を消すことを爲さずして徒に煮沸せる湯  
 を汲み揚げて冷却を試むるが如く先づ其の務むべきを爲さずして徒に功果の速  
 かに擧らんことを求むるなり洵に武勇健強嚴毅酷烈の人に非ずんば何處に於て  
 能く其の任務に堪へて愉快敏活なることを得んや此の如き場合に於ては道德を  
 言ふ者は兎角議論に流れて其の職務を淹滞して成績の抄取らざることなり左れ  
 ば孔子は申さるゝに原被兩造の言を審かにして是非曲直を裁斷するは是れ訴訟  
 を聽く常則なるが今吾たとひ訟を聽くとも亦猶普通人の如く其れ以外に仕方な  
 し但吾が希望即ち理想とする所は初頭より道德を以て萬民を感化して必らず訴  
 訟の起るやうなること無からしめん乎と老子は曰く上等の賢士は高大なる道を  
 聞けば勤勉して之を行ふも下等の愚劣なる士は道を聞けば餘りに奥深く大なる  
 が故に今の世に迂遠なりとして之を冷笑すと如何にも其の通りにて斯の孔老二  
 子の言は虚言にあらず當代の漢が興りて天子と爲りしより其の天下を治むるこ

と之を工匠の器物を造るに譬へて云へば宛かも觚即ち方形の物を破りて圓形と爲すが如く秦代に行ひし嚴酷なる刑罰を除きて簡易なる規則を用ひ又宛かも雕刻せる飾りを削りて本來の素樸に還せしが如く巧みに偽れる風習を抑止して敦厚なる行爲を奨勵せしかば政事風俗凡てが寛大に爲りて之を漁人が魚を取るに譬ふるに宛かも網の目が餘り疎なるが爲に、舟を一と呑みにする大魚をも漏らし逸すが如く法律餘り寛に過ぎて大いなる惡人も刑罰に懸らざること有り而して官吏の治め方は蒸々と純一にして姦僞を爲すに至らず庶民は治まり安じて天下太平の世とはなれり是の點よりして觀察するときは國を治むる道は其の務むべきことは固より彼の道德の如何に在りて此の嚴酷なる刑法に在らざることとは復た喋々を要せずして已に明らかなりと

(三) 讀方解釋

穆叔如晉。范宣子逆之。問焉。曰。古人有言曰。死而不朽。何謂也。穆叔未對。宣子曰。昔句之祖自虞以上爲陶唐氏。在夏爲御龍氏。在商爲豕韋氏。在周爲唐杜氏。晉主夏盟爲范氏。其是之謂乎。穆叔曰。以豹所聞。此之謂世祿。非不朽也。魯有先大夫曰臧文仲。既沒。其言立。其是之謂乎。豹聞之。大上有立德。其次有立功。其次有立言。雖久不廢。此之謂不朽。若夫保姓受氏。以守宗祊。世不絕祀。無國無之。祿之大者。不可謂不朽。

此れは左傳の襄公二十四年に出づ謂はゆる三不朽を論せし有名なる言なり

解義 穆叔如晉 穆叔は魯の大夫叔孫豹と云ふ者の諡なり如は往なり晋は國の名當時の覇者なり 范宣子逆之 范宣子は晋の大夫士句と云ふ者なり范は其の采邑の名宣子は諡なり逆は迎なり 問焉曰 三字を一句と爲すべし焉は之と同義に用ゆ即ち穆叔を指す 死而不朽 人死するときは骨朽腐するが常なれども死すとも朽ちずとて名譽の末代まで滅びざること謂ふ 昔句之祖 句は宣子の名なり 問題に句に作るは誤れり自虞以上 虞は帝舜の國號 爲陶唐氏 陶唐はもと二つの地の名なり帝堯初め唐侯と爲り帝位に即くに及んで陶に都す因て陶唐氏と曰ふ士句の祖は堯より出づ故に虞舜の世を終るまで陶唐氏と號したり 爲御龍氏 夏の王孔甲の時堯の後に劉累と云ふ者ありて善く龍を蓄ふを以て孔甲に事かへ姓を御龍氏と賜ひたり 在商爲豕韋氏 商は殷の國號本と商と曰ふ豕韋は杜注に國名東郡白馬縣有韋城とあり劉累初め豕韋に居れり子孫因て

氏と爲すと云ふ 爲唐杜氏 杜は國の名なり唐堯の後を以て杜に封せられしに因りて唐杜氏と稱せりと云ふ 晋主夏盟 夏は諸夏なり支那の諸國を謂ふ晋文公諸侯に覇たりしより以後子孫諸夏の盟主たるを以て主夏盟と云へり 爲范氏 范の地に采邑あるを以て氏と爲せり 其是之謂乎 陶唐の後ち御龍氏と爲り御龍の後ち豕韋氏と爲り豕韋の後唐杜氏と爲り唐杜の後范氏と爲り血胤連綿として相承くる者は死すとも身は朽ちずと云ふべしと暗に己が名門閥族たることを誇りて云へるなり 以豹所聞 豹は穆叔の名なり 此之謂世祿 世祿は祿を世々にする義にして代代の貴族たることなり又祿を天祿と解して世々天の神祿を保てる家と釋したる説もあり孰れも皆通ず 臧文仲 魯の大夫臧孫紇と云ふ者なり文仲は其の諡なり 其言立 杜注に立不廢絶也とあり 大上有立德 大は太と同じ尊なり大上とは最上の聖人を謂ふ穆叔已に文仲が立言の不朽たるべきを言ひながら又立德と立功とを述べて立言の上に置きたるは文仲すら未だ第一等の人たるを得ず況して世祿の者位の人にては勿論なりとの意味を含みて云へるなり 其次有立功 其次とは大上即ち上聖に次げる大賢人を謂ふ 其次有立言 其次とは上の其次即ち大賢の次なる君子を謂ふ杜注には立德を黃帝堯舜と爲し立功を禹稷と爲し立言を史佚周任共に周代の人臧文仲と爲せども深く拘らずして可なり大抵制を創め法を垂れ博く施し衆を濟ひ聖德當代に立ち惠澤無窮に被る者は乃ち立德なり危きを救ひ難を除き功當時を濟ひ其餘民事に勤め國家を定め災を禦き患を捍きし者皆是れ立功なり言論其の要を得道理後ちに傳ふるに足り其身既に歿するも其の言永く世に存立せる者は乃ち立言なりと承知すべし 保姓受氏 姓は其の祖先の出でたる所に因みて天子より賜はりし家の號なり氏は孳なり孳は増加の義にて乃ち同姓の子孫繁衍するに隨ふて又其の區別を分たんが爲めに其の領邑とせる地名等に因みて氏を命ずる者なり其の事は左傳の隱八年天子建德因生以賜姓昨之士而命之氏とあるを觀て知るべし 以守宗祊 祊は廟門なり宗祊とは宗廟を謂ふ

通釋 魯の大臣穆叔使者となりて晋國に往けり晋の大臣范宣子穆叔を出で迎へたり其の時宣子は穆叔に問ふて申さるゝに全體人は死すれば骸骨朽ち果つる筈なるに古しへの人は言へることあり其の言に申さるゝには死して朽ちずと此れは一體何に事を謂へるものなるかと穆叔は之を如何に説明せんかと思ひ考かへて未だ對へざる内に宣子は自分が系圖を述べて申さるゝに昔し拙者句が祖先は

虞舜の時代より以前に於て陶唐氏と云ふて帝堯の血筋なるが後ち夏の時代には御龍氏と云ひ般の時代には豕韋氏と云ひ周の時代には唐社氏と爲り我が晋國天下の覇者となりしより范氏と爲り子孫連縣相續して現今の我が身至れり其れ死して朽ちずとは此れ等の事を申せし者なるかと是に於て穆叔之に對へて申さるゝに此の拙者豹が承けたまはりたる所に據れば貴殿が仰せの如き者は之を世祿と申して不朽と申す者にてはなし拙者が國の魯國にては今は亡くなりし大臣に臧文仲と申せし者あり此の人は賢者にて既に死したる後ちに於ても其の云ひ置かれたる言は今日に至るまで屹と遺り傳はりて人々も格言として服膺し居れり其れ是れぞ此等を不朽と申すことならん尙ほ拙者豹は之を承けたまはりたること有り大上とて一番上の大徳ある聖人は徳を立てゝ模範を垂れ其の次きたる大賢人は功を立てゝ世に仰がれ其の次きたる賢人君子は言を立てゝ人々に申し傳へらると此等の聖賢は皆其の人死して久しくなるとも其の徳其の功其の言は世に忘れ棄てられずして末代まで變りなし此れを不朽と申すなり彼の貴殿が今仰せらるゝ其の祖先より傳はれる姓を兎に角に保ち又氏を先代より受け傳へて祖先の宗廟を守り世々相繼ぎて祭りを絶たざるが如きは即ち天下の内何れの國にても無きことは無し皆有ることにて左程に珍しき物として云ふ迄もなし此れは全く大祿取りの家柄と申す者にて末代不朽とは謂ふべからざるなりと

設問

漢代に於ける國郡縣の別

國は諸侯の封邑を謂ひ郡は天子より官吏を遣はして治めしむる朝廷直轄の地を謂ふ縣は郡に屬する邑落を謂ふもと周代封建の制天子の地は方千里となし分て縣と爲し縣は四郡を有す故に左傳に晋の越簡子の言を載せて上大夫受領地トナスコト縣下大夫受郡とあり乃ち縣は郡に屬せしなり然るに戰國の末に至り稍一變して郡は縣より大なる地となれり故に戰國策に秦の甘茂の語を記して宜陽大縣其實郡也とあり秦の始皇六國を統一するに及んで三十六郡を置き以て縣を監し縣は萬戸以上に令を立て萬戸以下は長を立て以て之を治む而して郡には守尉監等の官あり字義より云へは縣は懸なり懸係して治むる義に取れり郡君也今之郡字君在其左邑在其右君爲元首邑以載民故取名於君而謂之郡也と苗恭が十四州記に見へたり輿地志に漢有天下王侯郡國並置焉迄於平帝戶口繁息凡新置郡國六

十七とあり乃ち漢代には周秦得失の跡に鑑み封建郡縣の兩制を並用したれば地方に於て國郡縣の別あるなり概して云へば國は諸侯を戴ける地にして郡縣は朝廷に直屬せる地なり而して郡中に縣あるものとす

### 唐代の節度使

初め東漢の光武帝四方を征代し始めて權に督軍御史事の官を置き未だ幾ならず之を罷めしも魏の曹操丕の父子に及び其の遺意に倣らひ夏侯惇をして二十六軍を督し孫權を征せしめ曹丕又都督諸軍事を置き兼ねて州の刺史を領せしめたることありて稍々後世藩鎮の形ちを兆せしが唐の興るに及んで魏晉六朝の餘勢を承け諸州に使持節總管の官あり高祖の武德五年洛荆并幽交五州は尤も要害の地たるを以て大總管府を置き尋で改めて大都督府とし各州の總督府を都督府となせり玄宗の朝に至りて天下の州を分ちて諸道と爲し道毎に使を置き所部を理めしめ採訪使防禦使等の官あり其邊方にして寇戎ある地は加ふるに旌節を以てし之を節度使を謂ふ後ち諸道皆節度使あり軍事を以て生殺の權を専らにするを得るのみならず兼ねて州府を監督し地方文武の政治悉く之を掌握し儼然として古の大諸侯の如し甚しきは子孫傳に世襲して復た朝廷の命を受けず又時に兵を擁

して京師に入り帝位を僭したる安祿山の如きあり強大を恃みて久く官軍を苦めたる吳元濟の如きあり昭宗の時に及んで李克用は晋陽に據り朱全忠は大梁に據り互に雌雄を争ひしが克用の一蹶して振はざるに迫んで全忠は遂に昭宗を殺し唐祚を移し其の天下を奪ひたり是より羣雄方隅に割據し五代争亂の世となれり

### 文章上の雙關法を説明せよ

雙關法はもと支那宋明間の學者が科擧に用ゆる時文の作法を講明せんが爲めに創作せし修辭法中の一たりされば其の以前に在りて漢唐時代の文家に此の如き一定的修辭法の具有せるにはあらず但宋の呂東萊が古文關鍵謝疊山が文章軌範の類は學者習文の便を圖り謂はゆる時文の修辭法を應用して漢唐時代の文章を評論せしより後世遂に必らずしも單に時文の作のみに拘らす汎く漢文修辭の典則として傳ふるに至りたり而して雙關法と云へる名義は何に由りて起りしかと云はん即ち其の文章構成の法、大略同調的文句を兩行並び寫して宛かも關門の雙扇相對する狀の如くなるよりして之を雙關法と名けたるなり又一説には其の法たるや甲乙の三種を説き甲は乙に關し乙は甲に關し雙方相須ちて説き去るものなるが故に雙關法と謂ふなりとも云へり今文章軌範卷之一の首に載せたる韓退之が與于囊陽書に就

いて聊か其の一端を示し參考となさん

七月三日將仕郎守國子四門博士韓愈謹奉書尙書閣下(單行)

士之能享大名顯當世者莫  
士之能休光照後世者亦

不有先達之士負天下之望者爲之前焉(左扇)莫爲之前雖義而不彰(左扇)  
莫不有後進之士負天下之望者爲之後焉(右扇)莫爲之後雖盛不傳(右扇) 是二人者

未始不相須也然而千百載乃一相遇焉(單行結束)  
豈上之人無可援(左扇)  
何其相待之殷而相遇之

疎也(單行結束)  
以故在下之人負其能不肯諂其上(左扇)故高材多戚戚之窮(左扇)  
上之人負其位不肯顧其下(右扇)盛位無赫赫之光(右扇)  
是二人者所爲皆

過也(單行結束)  
未嘗干之不可謂上無其人(左扇)  
未嘗求之不可謂下無其人(右扇)  
愈之誦有言久矣未嘗敢以聞於人(單行結束)(下略)

以上の如く雙行相對し來り兩路並寫し去りて宛かも兩股を對したるが如きよりして又之を對股とも云ふ或は釵の兩岐せるが如きよりして釵股とも云へり而して韓退之の文に就いて之を求むるときは與陳給事書の如きは前段には始者と其後とを點出して時の前後を分ち後段は去年春と其後とを點出して又時の前後を分ち以て各々大對股を爲し其の中に於て更に無數の小對股あり又原毀の如きは對股の尤も多き者にして沈德潛は唐床八大家讀本に於て之を評して韓文中降格の作と爲し賴山陽は貶して俗體と謂へるも雙關文法を觀るに於ては亦參考の價値なきにあらず俱に文章軌範卷の一に在れば就いて一覽すべし但雙關は大抵雙行相對する文句の中に於て一主一客の別ある者と承知すべし

### 國文漢譯

乃木大將遺書、多有珍貴而未爲世所知者。凡和漢洋書之藏、至一萬餘冊。其中有既獻九重者、又有以大將遺旨應納諸沙沙貴神社遊就館學習院帝國大學等者。親族諸人、方爲之處分云。

附言 遺書の下に中の字を加へて遺書中と爲すも可なり但漢文は文字の位置を

以て自から字を省くも其の意を含蓄することあり本文の如く遺書の下に多有の  
二字あるときは中の字無くとも有ると同義たるなり(多有ノ多ノ字無クシテ單ニ  
有ノ字ノミアル場合モ亦同ジ)又多有珍貴而未爲世所知者の外に(一)多有未爲世所  
知之珍書可貴者に作り(二)多有未知於世而可貴重之珍書に作り(三)多有珍書之貴重  
而世所未知者に作る何れも辭義に於て多少の異同あり原作の和文より觀るとき  
は以上の四種孰れか本意を得たるか又漢文としては孰れか妥當なるか今故らに  
之が説明を省きたれば讀者請ふ試に自から之を判斷せよ亦研鑽の一助たるに庶  
幾からん

凡和漢洋書之藏を凡の字と之藏の二字とを省き和漢書至一萬餘冊に作るも亦可  
なるに似たれども右にては珍書の數が一萬餘冊の多きに至ると云ふ意味に嫌あ  
れば凡の字と之藏の二字を加へて大將藏書の總計の數なることを示したるなり

### 支那時文の部

(問題は之を略す。全部白文なりし。解釋には別に字解及び文義を附したり)

早稻田大學教授 青柳篤恒述

#### (一) 讀方

近來各處。關於祀孔一事。紛紛致電本部。各持一議。竊以崇祀孔子。問題及祀禮如何訂定。事關民國前途。至鉅。非俟將來正式國會議決後。不能草率從事。現本部規定。各學校於孔子誕日。舉行紀念會。以表誠敬。希查照。支那教育部致各省都督民政長電

本紙ニ句讀返點送假名ヲ施スベシ

字解 祀孔 至聖先師文宣王孔子の祭典 ○本部 北京なる教育部 ○正式國會

現在北京に在る參議院は準備議會ともいふべきもの正式の國會は來年正月二十



一日(陽曆)召集せらる、等、是れ即ち支那共和國假政府終りを告げ本政府の成立する時期である。○孔子誕日、陰曆の八月二十七日。○查照、承知せよ。

文義、此程各處から孔夫子の祭典に關し頻繁に電報を以て教育部へ意見を提出して來る、惟ふに孔夫子祭祀問題及び其典禮は如何に之を定むるが適當であらうかといふことは、事我が民國の前途に甚大なる關係を有つて居るから、近く正式の國會に於て議決する迄は、輕率に極めるわけに行かない、其處で我が教育部では、不取敢各學校に於て孔夫子の聖誕日には紀念會を舉行して敬意を表すことに規定した、どうぞ右に承知せられたい(支那の教育部から各省の都督及び民政長へ送れる電文)

(終)

### 第廿六回國語漢文科檢定豫備試驗問題解釋

早稻田大學教授 牧野謙次郎述

#### 漢文の部

(編者曰、左記問題の中、設問の部は一より六迄の六問なりしを、内一より四迄は國語の分にて、それは永井教授の擔當故、同教授の解答の部を見らるべし。又作文は假名交り文にて題は「圖書館」なりしが、擬答には之を省きたり。時間は作文と設問とを通じて四時間なりし。右念の爲め一言すること爾り。)

#### 問題

#### 設問

- (五) 左の年號は何朝何帝の時なるか  
萬曆 慶曆 建安 開元
- (六) 左に就きて知れる所を記せ  
姚江學 桐城派

(一) 作文

圖書館擬答は之を省く

(二) 復文

(イ) 好みて人の短長を議論し妄りに正法を是非するはこれ吾が大に惡むところなり(原文十七字)

(ロ) 人に君たるものはまさに禍をこれ務めて去らんとす而るにこれを速くはすなはち不可なるなからんか(原文十六字)

(ハ) 細大力を盡し敢へて怠荒せず(原文八字)

(ニ) 敢へて股肱の力を竭し忠貞の節を效しこれに繼ぐに死を以てせざらんや(原文十六字)

讀方及解釋

(一) (イ) 子路從而後遇丈人以杖荷篠子路問曰子見夫子乎丈人曰四體不動五穀不分孰爲

夫子植其杖而芸子路拱而立止子路宿殺雞爲黍而食之見其二子焉明日子路行以告子曰隱者也使子路反見之至則行矣子路曰不仕無義長幼之節不可廢也(論語)

義如之何其廢之欲潔其身而亂大倫君子之仕也行其義也道之不行已知之矣(論語)

(ロ) 無爲其所不爲無欲其所不欲如此而已矣(孟子)

注意 本紙に句讀返點送假名を附し別紙に解釋をなすべし

(二) 隗囂嘗遣馬援往成都觀公孫述援與述舊謂當握手歡如平生時述已稱帝四年矣援既至盛陳陛衛以延援援謂其屬曰天下雌雄未定公孫不吐哺迎國士反修飾邊幅如偶人形此何足久稽天下士乎因辭歸謂囂曰子陽井底蛙耳而妄自尊大不如專意東方囂乃使援奉書雒陽初到良久即引入光武帝自殿廡下岸幘迎笑曰卿遨遊二帝間今見卿使人大慚援頓首曰當今非但君擇臣臣亦擇君臣與公孫述同縣少相善臣前至蜀述陸載而後進臣今遠來陛下何知非刺客姦人而簡易若是帝笑曰卿非刺客顧說客耳援曰天下反覆盜名字者不可勝數今見陛下恢廓大度同符高祖乃知帝王自有真也

注意 本紙に句讀返點送假名を附し傍線を施したる語句のみを別紙に解釋すべし

(三) 芙蓉樓送辛漸

王昌齡

寒雨連江夜入吳。平明送客楚山孤。洛陽親友如相問。一片冰心在玉壺。(唐詩選)

注意 本紙に句變返點送假名を附し別紙に解釋をなすべし

擬答

(五)慶曆は宋の仁宗の年號にして、范仲淹富弼韓琦等の諸賢朝に立たちし時にして、宋朝隆盛を極めたる時代となす、而して歐陽修三蘇等の文章を以て著はれたるも、亦此の前後に屬す之を我が朝に照らせば、紀元一七〇一年後朱雀天皇の長久二年より、一七〇八年後冷泉天皇の永承三年に至るまで、八年間となす、

萬曆は明の神宗の年號にして、外は滿洲の努爾哈齊兵を起し、遼東を侵し、我が豊太閤又朝鮮を攻め、明軍之を救ひ克たず、内は政事治まらず、誅求苛刻にして、羣盜蜂起し、他年明室の亡滅、寔に此に基せし時代なりき、而して謂はゆる袁鍾一派の詩文行はれて文運國運と共に衰頹に就きしは亦此の時に屬す、之を我が朝に照らせば、紀元二二三三年正親町天皇天正元年より二二七九年後水尾天皇の元和五年に至るまで四十七年間となす

建安は、漢の孝献の年號にして、曹操政を専らにし、劉備孫權等各荆益地方若くは江東を據有し、其他羣雄割據の姿を爲せしが、遂に曹丕の篡立によりて三國鼎立の形勢を啓きし時代なりき、而して謂はゆる建安七子の如き文士の出でたるは、亦此の時に屬す、之を我が朝に照らせば、紀元八五六年仲哀天皇の五年より八七九年神功皇后攝政十九年に至るまで二十四年間となす、

開元は、唐の玄宗の年號にして、初年は姚崇宋璟の名相並に政を輔けて、朝廷清明なりしが、後年は李林甫楊貴妃の内外表裏し、聰明を壅蔽したるに由りて、他日天下の寶年間亂階となりし時代なりき、而して李白杜甫を始め有名なる盛唐詩人の出でたるは、多く此時の前後なりとす、之を我が朝に照らせば、紀元一三七三年元明天皇の和銅六年より一四〇一年聖武天皇天平二十九年に至るまで二十九年となす、

(六)姚江學とは、明の王陽明が唱道せし一派の學問を謂へるなり、王陽明名は守仁、字は伯安、浙江餘姚の人、學者稱して陽明先生と云ふ、明の孝宗の朝、進士に及第し、兵部主事に任せられしが、宦者劉瑾政を濁亂し、守仁其の旨に忤ひしを以て、貴州龍場驛丞に謫せられ、後ち釋されて僉都御史に累官し、南贛を巡撫せし時、寧王宸濠の叛亂を討平し、功を以て新建伯に封せらる、世宗の嘉靖七年、疾を以て卒し、諡して文成と曰ふ、初め守仁少より聖學に志し、嘗て廣信の婁諒(一齋と號す)に謁し、與に朱子が格物の大旨を論し、家に還り端座し、五經を讀み、室を陽明洞中に築き、佛老二氏の學に入すること數年、竟に得る所なし、龍場に謫せらるゝに及んで、窮荒の地なるを以て

讀むべき書なければ、日に舊聞を尋釋しつありしが、忽ち格物致知は當さに自から之を心に求むべし、之を事物に求むべからざることを悟り、喟然として歎して曰く道は此に在りと、故に其の教たるや、専ら良知を致すを以て主と爲す、謂らく宋の周程二子以後、惟象山陸氏の學、簡易直截にして孟子の傳に接するあり、而して朱子の四書集註或間の類は、乃ち中年未定の說なりと、學者翕然として之に従ひ、世遂に陽明學の一派あり、門人徐愛(字は曰仁、横山と號す)錢德洪(字は洪甫、緒山と號ふ)王畿(字は汝中、龍溪と號す)李彭山(字は明德、彭山と號す)陸澄(字原靜)以上共に浙江の人なるを以て、之を浙中王學と稱し、鄒守益(字は謙之、東廓と號す)歐陽德(字は崇一、南野と號す)等は江西の人なるを以て、之を江中王學と稱す、而して羅洪先(字は達夫、念庵と號す)は陽明に私淑し、直ちに弟子たるに及ばざれとも、王畿と共に前後して、王學の泰斗たり、又南中楚中北方の諸王學あり、皆陽明の宗旨を祖述したる者にして、明の世を終るまで、其の風殆んと天下を靡從せし觀ありき、尙陽明の學說を載せたる書は陽明全書陽明全集、竝に傳習錄等あり、其の學派の源流に至りては、清の黃梨洲が編著なる明儒學案の姚江學案に詳かなり、又朱子學者より之が論駁を爲せしは、明の講説を力めしより名儒碩學等亦多く、其の學より出てたることは、世人の知れる所なれば、今之を略す、

桐城派とは、清の方望溪劉海峯姚姬傳等の人人に頼りて唱道せられし文章家の一派なり、方望溪(名は苞、字は靈阜、望溪と號す)劉海峯(名は大樞、字は耕南、海峯と號す)姚姬傳(名は鼐、字は姬傳)以上共に安徽省桐城縣の人にして、望溪の文章、遠くは韓退之歐陽永叔を尸祝し、近くは明の歸震川に私淑し、又司馬遷が史記の文法に獲る所ありと稱す、康熙の朝文章を以て王漁洋の詩と共に一代の正宗と仰かれしが、門人に劉大樞あり、大樞の門に姚姬傳あり、其の術を治むること益々精しかりければ、學者多く之に歸嚮し、遂に之を桐城派と號するに至れり、姬傳ノ高第弟子ニ上元の人管同(字は異之、梅曾亮、字は伯言)あり、桐城に方東樹(字は植之、姚瑩、字は石甫)あり、而して其の尤も著はるゝ者を湖南の曾國藩(滌生)と爲す、國藩は學術醇正、功業赫奕にして、古今屈指の英傑たるは、世の既に知る所なるが、其ノ文章の鉅觀、矩度の雄深なること、亦近時文章家の企及する所にあらず、但桐城ノ一派、動もすれば餘り文章矩法を固守せる弊として、時に軟弱不振の風に傾きしより、彼の袁隨園の輩をして、徒に嘲侮を弄して、一代正宗才力薄、望溪文集漁洋詩を歌はしむるに至りたることは、清

朝文學を論談する者に在りては、亦知らざるべからず、我が邦明治十年以後國藩の門下たる黎庶昌が清國公使として東京に來りし頃より、重野成齋、川田甕江の諸氏、往々之を稱賞し、一時文壇爲めに面目一新の觀ありき。

復文

(イ) 好議論人短長妄是非正法此吾所大惡也 十七字後漢書馬援傳に出つ小學外編亦之を載せり

(ロ) 君人者將禍是務去而速之無乃不可乎 十六字春秋隱公三年の左傳に出つ

(ハ) 細大盡力不敢怠荒 八字

(ニ) 敢不竭股肱之力效忠貞之節繼之以死 十六字三國志諸葛亮傳に出づ

備考 不敢と敢不との別は、不敢は、あへてせざる也、敢は果敢の敢にして、思ひ切りて爲すことなれば、不敢とは乃ち思ひ切りて爲さざるなり、故に之をあへてせずと讀む、敢不は、あへてせらざるなり、讀みて反語なり、乃ち思ひ切りて爲さざるなり

有るか決して有らずと云へル意味ニて、其ノ辭ヲ一度打ち返して復た本意に歸着せしむる辭なり、もと(一)若聖與仁則吾豈敢(論語泰伯編)とあるが如く、豈の字に連接して云へる者と、又(二)子也者親之後也、敢不敬與(禮記哀公問編)とあるが如く、與(歟と同じ)の字を下に加へて云へる者もあり、又上に豈の字もなく下に歟の字もなくして、不敢の二字に其の意味を含ましめて(三)不敢唯命是聽(左傳宣公十二年)とあるが如き者もあり、本文の諸葛亮傳の敢不竭股肱之力云々の語は即ち(三)の左傳の語法と同じきなり

讀方及解釋

(一) (イ) 子路從而後、遇丈人以杖荷篠。子路問曰、子見夫子乎。夫  
人曰、四體不勤、五穀不分、孰爲夫子。植其杖而芸。

此の本文モト論語ノ微子篇に出つ、大意は人倫の大義を明かにし、以て社會の紀綱を維持するを務むるにあり、章内に見ゆる隱の字と、仕の字と、是一章の眼目にて主意の歸結する處は即ち義の字の上に在り、

解釋 子路 姓は仲氏、名は由、子路は其の字なり、史記の仲尼弟子列傳に仲由字子路、

十人也、少孔子九歳とあり、又一の字を季路と云ふ、政事を以て、孔門十哲中の一人たりしこと、論語の先進篇に見ゆ、従而後孔子に隨從して、途中にて後れたるなり、遇丈人 遇は、字書に見也、道路相逢也、不期而會也とあり、乃ちふと途中にてあひ、又は預メ約束を定めず、に對面すること也、今此處に於ては、ふと途中にあひたることなり、丈人とは、老人のこと、東漢の鄭玄が説に據れば、丈之言、長也、能以法度長於人、周易師卦の丈人の注とあり、此れ人爵の上より云へる義なれども、天爵の上よりして、年齒の高き者も、丈人と稱することあり、又一説に、丈は杖と通し、淮南子の至道應訓の注に、老而杖於人、故稱丈人とあるを引きて證とすれども、竟に附會の説たるべし、而して、今此の本文には、單に丈人とのみありて、其の姓名の何者たるを知るを得ず、朱子の集注には、隱者とあり、蓋し當時の賢士にして、世を棄て、隱遁せる者なるが故に、自らの姓名を隠して告げざりしならん、以杖荷蓑 蓑は、朱子の集注に竹器とあり、韻會には、蓑は芸草の器なり、其の字艸に從ひて、竹に從はざれば、竹器にあらざるに似たりとの説あれども、魏の何晏が論語集解にも、竹器とあり、中村惕齋は「あじか」と訓し「かご」の類なりと云へり、四體不勤 四體とは、趙岐「孟子」の注に、體者四枝股肱也とあり、此所にては、手足を勞して働かざること也、五穀不分 五穀の解釋古

來衆説あり、清の程瑤田の説に從へば、禾黍稷稻麥の五者なり、分は辨別なり、五穀不分とは、左傳に不能辨菽麥の語を用ゐて、白痴者の情態を形容せしが如く、世事に迂愚なることの甚しきを形容せし辭なりとは、是れ朱注の解釋なり、何晏は五穀を分植せずと解したり、分は理の字と同意味にして、理治する義なり、又分は糞と同意義にして、周禮に草人糞種とあるが如く、五穀を糞培することなりとは、清の劉恭冕が論語正義に一説として存録せる宋翔鳳の發微の解なり、而して上句及び本句は朱注に依れば、丈人が子路の農業を勤めずして、孔子に從ふて遠遊せるを責めし辭たれども、清の愈樾が「平議」に依るときは、此れを四體勤めざらんや、五穀分せざらんやと讀みて、乃ち丈人が自から己が勞勤を稱して云ひ而して、下句の孰爲夫子とあるを多忙にして何人が果して夫子なる知る違なかりしことを云へる也となせり、斯の説亦一説として存すべし、今姑く朱注に從ふて釋す、  
講義 孔子の弟子に子路と云へる人あり、孔子の天下を游歴するに從ふて行きしが、或る時、途中に於て孔子に後れたることあり、其の時偶然或る老人が杖を以て竹製の篠を肩に荷ふて至りたるに遇へり、子路は兼て孔子を見失ひて心に懸り居たれば、突然之に向ふて問ひけるに、貴下は此處に來れる途中に於て若しや吾が尋ねつ

ある孔夫子を見玉はざりしか、若し尊意に中る人あれば、願くは吾に教へ玉へと、老人は之を答へて曰く、貴所に於かれては、果して如何なる量見なれるや、此の農業勉強の時代に於て、其の手足四體は格段に此れと取り立て、云ふべき程に勤め勵まず、五穀の種類中に於ても、其の果して何れか禾なるか黍なるかも分別すること能はず、此れ皆貴所が徒に空理空論に耽溺して、實業に心力を留めざりし過ちたり、然るに今に及び迷ふて同行者を失ひたりとて、夫子夫子と呼びて求むるとも、孰れか汝ちの夫子として見識り別くるものあらんや、左様な話は全く吾か輩に於て没交渉のことなりとて、自から其の杖を植立して頻りに田間の草取りをなして復々取り合はざりき、

子路拱而立。止子路宿、殺雞爲黍而食之、見其二子焉。

解釋 子路拱而立 拱とは手を斂むること、新書の容經編に固頤正視平肩正背臂如抱鼓、足間二寸、端面攝纓、端股整足體不搖、肘曰經立、因以微磬曰共立とあり、共は拱と同じ而して微磬とは微頭首を前方に俯頰して其の狀宛かも磬の折れて形ちをなすことにて即ち「く」の字の形の如くなること也、禮記に據るに、遭先生於道、正立拱手とあり、是れ子路に於ては丈人の言辭通常ならずして、其の中に亦一眞理あるを

以て、彼の非凡人なることを知りて、之に對し敬虔の意を表明したるなり、殺雞爲黍 爲は治なり、爲黍とは黍を炊きて飯を作るなり、黍は「キビ」と訓す、禾の一種にして黏ある者、其の黏せざるものを別に糜稜と名づく、用ゐて飯を作る、蓋し食の貴重なる者なりと、論語正義に見ゆ、今之を用ゐたるは、子路を賓客として特に敬禮したるなり、見其二子焉 其二子とは、丈人の子供二人なり、既に上文の止宿供饌の事あり、今又此の見其二子の事ありしを見るときは、彼の丈人も亦固より全く草野樸鄙の人にして、冷然たる無情漢にはあらず、乃ち曩きに子路の道途に迷ひ、倉猝の際に關せず、從容として禮儀を守り、何處となく自然に儒者の雅懷あるを見て、己が二子を之に引き合はし一は示すに賢を親しむの意を以てし、一は教ふるに客を敬する禮を以てしたるなり、乃ち丈人と雖も亦人倫の教を外にする能はざるを見るべし

講義 是に於て子路は彼の丈人の言語に因りて、彼れも亦平凡なる人物にあらざることを知り、乃ち心中の敬虔を表明せんが爲めに、恭しく正立し、兩手を斂して、微く頭足を前方に出たし、拱禮を爲して立ちしかば、丈人も亦子路の態度を見て、其の君子人なることを知りたれば、子路の孔子に後れて途方に暮れ居ることを氣の毒に

思ひてや、之を己が家に止宿せしめ、雞を殺して、穀を作り、黍を炊きて飯を作り、聊か野人相應なる饗應をなして、之に食はしめ、又自分が子供二人を子路に對面せしめ、心盡くしの持て爲しを成せり

明日子路行以告。子曰。隱者也。使子路反見之。至則行矣。

解釋 隱者也 隱者とは徳ありて世を棄て隠るゝ高士なり、孔子既に子路が前日の顛末を述ぶるを聴き、其の時に於ける彼れ丈人の態度言語及び接待の様子振より推し測りて、其の隱者たることを斷定したるなり、隱者の字、章の初めに明記せずして、文の中間に至り、却て孔子の口中より語り出だして、上文數節の記する所の事、悉く之に照映して、始めて落着あらしむ、行文の妙亦以て觀るべし、至則行矣 矣は字書に、語已辭又は決辭とありて、此所は子路至れば丈人は既に行きし跡なることを云へるなり、

講義 子路は孔子と相離れたれば、孔子の身上を案じて堪へがたく、夜の明くるを待ち兼ねて、丈人の所を出立し、孔子に追ひ付きたれば、前夜有りし事の始末を以て孔子に告げし處、孔子は曰く吾れ汝ちの談に依りて、彼れ丈人の様子を察するに、即ち謂はゆる隱者にして相當なる材徳を抱きながら、當時の亂世なるを避けて、故らに農民中に隠れ居る者なり、決して凡人にはあらざるべしと、因りて子路をして一應立ち返りて丈人を見舞はしめたり、是れ孔子の主意は彼れが折角賓主長幼の間に於て、或る部分なる倫理的觀念の發動せしに因り、其の機を捕捉して、之に人の大倫たる君臣の道を曉さんが爲めなり、然るに子路の彼れの處に反り至りしときは、彼既に外出して、家に在らざれば、之を再び見るを得ざりき、

子路曰。不仕無義。長幼之節、不可廢也。君臣之義、如之何其廢之。欲潔其身而亂大倫。君子之仕也、行其義也。通之不行、已知之矣。

解釋 不仕無義 仕は仕官なり、義とは宜なり、物事の筋道に叶ひたる行爲を謂ふ、君子の本領は仁に在り、仁は己が善に進むと共に人を善に進むるを主旨となす、故に孔子も仁者己欲立而立人、己欲達而達人と云はれたり(論語雍也篇に見ゆ)即ち學を修め道を行ふときは、唯に自ら己れ一人を善くするに止らず、兼て人を善くし、國天下を救濟することを以て目的とすべし、是れ乃ち人の人とし當に行ふべき筋道にして、謂はゆる義なり、而して此を行はんと欲するときは、仕かへて其の位地を得るにあらずんば、不能なり、故に不仕則無義と云へるなり 長幼之節 節は節次にし



て、即ち順序のこと也、前度丈人の兄弟二人をして子路に見へしめたることを云ふ  
 即ち子路が年長者なればこそ、丈人も二子をして幼者が長者に事ふるの禮を執ら  
 しめたるなり、君臣之義 「莊子」の人間世篇にも孔子の語として子之愛親命也親  
 子の情愛は先天的なるを云ふ不可解於心臣之事君義也君臣の敬忠は後天的なる  
 を云ふ無適而非君也無所逃於天地之間とありて乃ち苟も人と生れて世に立てる  
 以上は、君臣の關係は世界何國に行くを論せず、必らず無るべからざることを云へ  
 るなり、又古語にも人不婚官情欲半失とありて、婚姻と仕官とは人世の大事なるこ  
 とを云へり、亦併せて考ふべし、欲潔其身而亂大倫 大倫とは五倫を云ふ、集解に  
 倫、道理也とあり、人の踐み行ふべき道理五つあり、即ち孟子に父子有親、君臣有義、夫  
 婦別長幼有序、朋友有信とある者は是れなり、亂は廢棄することを云ふ、人仕官して説  
 用ゐられ道行はるれば、君臣の倫固り以て遺憾なく盡すことを得べし、若し仕官に  
 及はずして、説用ゐられず道行はれざるとも、君臣の倫は終に得て廢すべきにあら  
 ず、故に孟子滕文公篇にも孔子三月無君皇皇如也物を求めて得ざる意味とあり、  
 今や然らずして、己が一身を潔くして世の塵濁を避くるが爲めに、國家の事を見限  
 りて顧みざるは、是れ人の大倫を廢棄する者なり、道之不行已知之矣 道とは己  
 善くし兼ねて人を善くする事業を謂ふ、古人之を解して濟世安民之道となせり、己  
 知之矣、文意を解すれば、今日の亂世なれば、道の行はれざること、疾に之を承知致  
 し居れり、去れど君子の事を行ふは、道理に於て、當さに爲すべきと爲すべからずと  
 を顧みて決すべきことにて、専ら利害成敗のみに依りて定むべきにあらざるの意  
 を謂へるなり、後世彼の漢の董仲舒が君子正其誼、不謀其利、明其道、不計其功と云ひ  
 諸葛亮が鞠躬盡力死而後已、成敗利鈍、非臣之明所能逆觀也と云へるが云が如きは、  
 皆な亦此の意に外ならず

講義 丈人外出して家に在らざれば、子路乃ち孔子の意旨を留守の者に傳言を託し  
 て云ひけるは、既に人類として斯の社會に生れ出でたる以上は、各々其の社會相當  
 なる服膺すべき義務あるなり、而して其の中に於て國に盡す程、大なる義は無きな  
 り、然るに今國に仕かべすして、勝手氣儘なる生活のみを以て能事となすときは、是  
 れ人類に最も重要な義理を没却せるなり、昨日吾れ丈人が其の子たる兄弟二人  
 を態々吾が輩に引き合はして、敬虔の意を表せしめたるを觀るに、是れ丈人に於て  
 も既に長者と幼年との順序のあるを廢すべからざることを知れるなり、然れば丈  
 人は決して全く人倫の何物たるを解せざる人にはあらず、夫れ個人と個人との間

に於ける長幼の倫理すら廢すべからずと爲すときは、況して國家の最大機關たる君臣間の大義に於ては、更に倫理の大なる者なれば之を奈何ぞ其れ獨り之を廢棄すべけん只管濁世を厭ひて己が一身のみを潔くせんが爲めに、國家の如何に爲り行かも顧みずして、人類の大道たる仕官のことを廢すべきや、全體君子たる者が、仕官することは、其の爲すべき義理を行ふて世を濟ひ民を安んせか爲めなり、夫れ今日の時代を見られよ、世の亂れて吾が道の行はれざることは、吾が輩疾くに之を知れり、但人の人たる本領を盡くすことは、専ら事の成功不成功のみを豫め觀て決定すべきにあらず、苟も其の事の道理たることを確信せる以上は、當に斃而後已の精神氣力を以て邁往直進すべき者なりと、以上の如く子路は言ひ殘して立ち還りたり

(一) 無爲其所不爲。無欲其所不欲。如是而已矣

此れ孟子の盡心上篇に見ゆ、大意は人はもと皆良心ありて是非の判斷力を具すれども利慾に誘惑せられて、遂に之を顛倒し、或は全く喪失するに至ることなれば、克く其の良心を維持し擴張し、以て天賦の能力を全くするを勉むべきことを云へるなり

解釋 無爲其所不爲云云 無爲は躬行上に就いて克治するを云ふ、無欲は心の發念

處に就いて、克治するを云ふ、其所不爲其所不欲の其は即ち己なり、詩經の鄭風羔裘篇に彼其之子とあるを、韓詩外傳に引きて、彼己之子に作り、曹風候人篇に彼其之子とあるを、國語の晉語に彼己之子に作れるが如きを觀て、古字に於て其と己と相通するを知るべし、趙岐の注に據れば此の章は論語の己所不欲勿施於人とあると同指意にて、即ち人をして己が爲すを欲せざる所を爲さ使むる無く、人をして己が欲せざる所を欲せしむる無く、凡そ人に對するに事毎に先づ己が一身を以て之に比較して行ふときは、人道は足りて遺憾なきことを云へるなりと解せり、朱子の解は爲さざる所欲せざる所あるは人皆同く固有の良心として存すれども、私意一たび萌すに臨みて、禮義を以て制治せざるときは、遂に其の爲さざる所を爲し欲せざる所を欲するに至ること多ければ、能く克己の力を竭くし、固有の良心を維持し擴張するときは、事事念念、皆道義に叶ふに遺憾なし、故に如此而已矣と云ふて、此より外に人道は無きことを示されたるなりと釋せり、兩說共に通すれども、今姑く朱説を用ふ

講義 人皆天賦の良心を具へて、物事の是非に就いて判斷力を有し居れば、其の爲さ

ず欲せざる事柄に於て爲さず欲せずとの觀念は勿論あれども、時に肉體情慾の勢に打ち克つ能はずして、遂に之を爲し之を欲するに至る者多きなり、故に誠に應事の際に於て既に其の當さに爲すべからざるを爲す者たるを知るときは、斷然罷めて爲すなく、念慮の萌に於て既に其の當さに欲すべからざるを欲する者たるを知るときは、斷然卻けて欲せず、此の如く一事よりして事々に至り、一念より念々に至るときは、自然に爲すこと皆義に叶ひ欲すること皆義に叶ふなり、天下の人道、其の徳目たるや多しと雖とも、意旨の歸着する所は、此の如きのみ、此の外復た何をか加へんや

(二)

隗囂嘗遣馬援往成都觀公孫述。援與述舊謂當握手歡如平生。時述已稱帝四年矣。援既至。盛陳陛衛以延援。援謂其屬曰。天下雌雄未定。公孫不吐哺迎國士。反修飾邊幅。如偶人形。此何足久稽天下士乎。因辭歸。謂囂曰。子陽井底蛙耳。而妄自尊大。不如專意東方。囂乃使援奉書雒陽。初到。良久即引入。光武帝自殿廡下岸幘迎笑曰。卿邀遊二帝間。今見卿。使人大慚。援頓首曰。當今非但君擇臣。臣亦擇君。臣與公孫述同縣。少相善。臣前至蜀。述陛戟而後進。臣今

遠來。陛下何知非刺客姦人。而簡易若是。帝笑曰。卿非刺客。願說客耳。援曰。天下反覆。盜名字者不可勝數。今見陛下恢廓大度。同符高祖。乃知帝王自有真也。

此の文は、もと後漢書馬援傳に在り、資治通鑑東漢光武帝の紀に載せ又十八史略卷之三にも見ゆ、而して今此の本文は十八史略より取りたるに似たり、但原文には光武帝自殿廡下とあるを單に上とのみあり、今光武の二字あるは是れ、試験者が受験者の便利を圖りて、加へたる者なるべし、然れども其の實は既に上文に良久即引入の文字ありて、光武の動作たることを記出しあれば、此所に光武帝とあるは文章上頗る可笑の事に屬す、寧ろ起頭に東漢光武帝時とか或は單に光武帝時とか書き出だして此の所は仍ほ原文の通り單に帝とか或は上とか爲して置きし方可ならん、尙、本文の解釋は、問題には傍線ある字句に限られてあれども、今讀者の便宜を圖り他の難解に涉たる字句を併せて、解釋すること左の如し

隗囂遣馬援 隗囂はもと茂陵の人なるが、西漢の末、王莽篡立し天下大に亂るゝに乘し、西州に據り、自から王と稱す時に馬援西州に留り、其の參謀たり、因て遣はして公孫述の許に使ひせしめ、連合の盟約を爲さんとせしなり、住成都 公孫述の據れる蜀

の都會の地名 援與述舊 舊は舊相識なること後漢書通鑑には援素與述同里閉に作る胡三省の注に援與述皆茂陵人説文曰閉閭也とあり 述盛陳陸衛 陸衛は陸階前の護衛なり 援謂其屬曰 屬は下僚なり通鑑に据るに本句の上に述禮饗官屬甚盛欲授援以封侯大將軍位賓客皆樂之の句あり 公孫不吐哺迎國士公孫は公孫述なり吐哺とは口中の哺を吐き急に起つこと周の周公は一飯に三たび哺を吐き以て天下の士に下りたること史記及び十八史略に見ゆ後漢書通鑑には哺迎二字の間に走の字あり又本句の下に與圖成敗の一句あり 修飾邊幅邊幅縁邊なり此所は布帛の邊幅を修飾し以て外觀の美を求むるが如く唯外面の區々たる體裁のみを粧へることを謂ふ如偶人形 偶人は土若くは木を以て造りたる人形なり 何足久稽天下士乎 稽は留なり 子陽井底蛙耳 子陽は公孫述の字なり井底蛙とは志識の狭小なること宛も井中に棲息せる蛙の己が四圍のみを觀て世界の廣大なることを知らざるに同じきを云ふ莊子に井蛙不可以語海者拘於虛也とあり 不如專意東方 東方は光武帝時に洛陽に都す隗囂の據れる西州より觀れば其の地に在り因光武を指して東方と云ふ專意は專一に光武に服従することなり是より先き光武隗囂を以て西州大將軍と爲せとも隗囂肯て受けず自から王と稱せり 帝自殿廡下 廡は堂下周屋也とありのき又はひさしと訓す 岸幘迎笑曰 岸幘は露額を岸幘と云ふ一種の頭巾なり蔡邑が獨斷に幘は古者卑賤執事不冠者之所服元帝西漢の孝元帝額有壯髮不欲使人見始進幘服之とあり乃ち此所にては儀式張りたる服裝にあらざして平時便服の儘なることを謂ふ通鑑には帝在宣德殿南廡下但幘坐迎笑に作る宣德は宮殿の名なり 卿遨遊二帝間 遨遊は節操を枉げずして彼や此やに往來しつゝあること二帝とは光武自身と公孫述とを指す 使人大慙 人とは後世の吾と云ふともし光武自身を謂す自から己を謂ふて人と稱するは當時の語なり 述陸戟 陸戟は衛兵の戟を持する者陸階を夾めるを謂ふ上文に述盛陳陸衛とある者即ち是れなり 刺客姦人 姦人此に刺客と相對して文を成す乃ち姦人は後世の秘密探聽の類なり唐律に密探の人を謂ふて姦人と爲す亦此の姦人と同じ單に惡人を云ふにあらず 天下反覆 反覆はヒクリカヘルことにて亂れて定らざるを謂ふ盜名字者名字は帝王の尊號を謂ふ此所は實德なくして帝王と僭稱する輩を斥す 不可勝數 其の數甚だ多くして一一數へ切れざるなり 同符高祖 符は割り符なり割り符を合せたる様に極めて同じきことを謂ふ高祖は漢の高祖帝なり史記本

第二十六回文部省國語漢文科檢定豫備試驗問題解釋 漢文の部 一三

紀に高祖寛仁有大度意豁如也とあり、此の所は光武の侯廓大度なること極めて其れと相似たるを稱賛して云へるなり

(三) 芙蓉樓送辛漸

芙蓉樓は樓の名鎮江府の西北隅にあり、辛漸は人の姓名此の詩は作者が貶謫せられて吳に入りし時、辛漸の洛陽に赴くに逢ふて送別の作なり、有名なる詩にて唐詩選古唐詩合解等大抵の選本に見ゆ

王昌齡 字は少伯と云ひ江寧の人なり、唐の玄宗開元十五年の進士に第し秘書郎に補し、汜水尉に遷る、晩節細行を慎まずして龍標尉に貶せらる、後ち世亂を以て郷に還りしが、刺史閻岱曉に殺されたり、集五卷あり世に王龍標と稱す

寒雨連江夜入吳、平明送客楚山孤、洛陽親友如相問、一片冰心在玉壺。

解釋 作者自己が謫せられて吳に入りたる時、雨夜を冒して行き連江の風景皆雨色なりしことを云ふ、平明送客 平明は夜行の明朝を云ふ送客は辛漸の洛に入る

を送るを云ふ楚山孤とは樓頭より見たる所は大江の北は皆昔しの楚國の地にして、辛漸は曉に出發して洛に赴かんが爲めに山に依りて行くが故に、其の眼前に見る景を賦して楚山孤と云へるなり 一片冰心云云 此れ作者が辛漸に己が意を

洛陽の親友に傳へんことを希望して述べたるなり即ち昔し洛陽に在りたるときは功心名勃々として燃るが如くあれども、現今は何等の希望もなく、我が官情の冷かなることは宛も一片の心を玉壺の水中に貯へたるが如く、日に清虚に就きて復た當時に思を牽かざること無しとなり鮑參軍か詩に清如玉壺氷とあり、清潔のことを玉壺氷に比して云へるは、昔しより已に有りたる語なり

講義 我昨左遷の身で雨ふりの寒い時分に、何れを見ても雨げしきなる川を渡りて

夜る楚國より吳國に入りたり、然るに今朝夜の明け方には此地に客たる君が出立を見送らんが爲めに來たれば川を隔て、彼方には楚國の一つ離れたる山が見ゆるなり、さても彼の山が我の曩に過ぎたる處又君の此より行かる、路かと思へば、自然に感慨に堪へざることあり、もし君他日洛陽に達したる曉、彼の地に居る我輩の親友共が、我輩の近況は如何になし居る乎と問はれたるときは、願くば我が輩が往時洛陽に居たる時は、勃々たる功名心に驅られたるが、今は全く左る思ひを抛棄して、唯た一片の氷の如き清冷なる心が玉壺に貯藏せられたるを以て、日々に清且虚に就き居ることを彼等に報道せられんことを希望に堪へざるなり

國語の部

早稻田大學教授 永井一孝 述

問題

設問

- (一) 國文學に於ける韻文の形式を説明せよ
- (二) 釋契沖の假名遣に關する意見を述べよ
- (三) 左の動詞の活用を示せ
  - 考 報 堪 用 榮 悶 据 教
  - 抑 誣
- (四) 左の語を略解せよ
  - 申文 節折 采女 頭陀 胡散 搦手
  - 官憲 法人 人爲淘汰 群衆心理

解釋

(一) 沖の方より尋常に飾つたる小船を一艘汀へ向つて漕ぎ寄せさせ渚七八段にもなりしかば船を横ざまになすあれは如何にと見る所に船の中より年の齡十八九ばかりなる女房の柳の五衣に紅の袴きたるが皆紅の扇の日出いたるを船のせがいにはさみたて陸へ向つてぞ招きける判官後藤兵衛實基を召してあれは如何にと宣へば射よとにこそ候ふれ但し大將軍の矢面に進みて傾城を御覽せられんと所を手垂にねらうて射落せとの謀とこそ存じ候へさりながらも扇をば射させらるべうもや候ふらんと申しければ判官御方に射つべき仁は誰かあると宣へば上手ども多う候ふ中に下野國住人那須太郎資高が子にて興一宗高として小兵では候へども手はきいて候ふと申す判官證據は如何と宣へばさん候ふかけ鳥などを争うて三つに二つは必ず射落し候ふと申しければ判官さらば興一召せとて召されけり(平家物語)

- (二) (イ) ほとゝぎすなが鳴く里のあまたあれば  
なほうとまれぬおもふものから
- (ロ) 夏草やつはものどもが夢の跡

(ハ) 物言へば唇寒し秋の風

擬答

設問

(一) 國文學ニ於ケル韻文ノ形式ヲ説明セヨ

我が國文學には嚴密の意味でいふ韻文といふものは無い。國語の性質上、頭韻は用ひられるけれども、脚韻を用ひることは出來がたい、否出來ても何等の感興をも起さないから用ひぬのである。尤も中には漢詩などを真似て之を試みたものもないではなかつたが、我が國語は何れも綴音が簡單でもあり、且又悉く母韻で終るのであるから、脚韻を用ひても、用ひただけの功能はなかつた。和歌の如きは却てこの脚韻を用ひることを嫌つたやうな形跡さへある。たま／＼見える頭韻とても、作者自身が意識して用ひたのではないのである。それ故、嚴密の意味でいふ韻文と云ものは、我が國文學には殆ど全く見えないというても然るべきである。されど、この頃では、和歌俳句新體詩などを韻文と呼ぶものがあるから、本題に云ふのも大方それら一定の形式あるものをさしたものと見える。それであるとすると、

我が國文學の韻文といふのは、大抵一句に含む音數を一定するといふことを根據としてゐる。すなはち一句の音數は大抵五音と七音とである。上古のには稀には四音六音八音九音中には、十一音の長いのもあつたが、後には五音七音を交錯し、母韻のある場合に限つて六音又は八音のもあるやうになつた。併し、なほ細かに分析して見たならば、五音といふのも或は二音三音となり或は三音二音となるものがあり、七音といふのも三音四音又は四音三音となるものもあるであらう。例へば、

は<sup>三</sup>なのいろは<sup>三</sup> か<sup>四</sup>すみに<sup>三</sup>こめて<sup>三</sup> 見<sup>三</sup>せずとも<sup>二</sup> 香<sup>四</sup>をだに<sup>三</sup>おくれ<sup>三</sup>  
は<sup>三</sup>るのやまかせ<sup>四</sup> さい<sup>三</sup>たさくらに<sup>四</sup> な<sup>四</sup>せこまつなぐ<sup>三</sup> こ<sup>三</sup>まが<sup>四</sup>いさめば<sup>三</sup> は<sup>三</sup>なが<sup>二</sup>ちる<sup>二</sup>

の如く、二音三音三音二音又は三音四音四音三音などとなつて、これらの句の交錯する工合も一層複雑となり、變化も随つて多くなるやうであるが、今は普通に取扱ふやうに、一句の音數を五音七音のものとして説明しようとおもふ。

我が韻文はその種類によつて句數を異にし、又その連ね方を異にする。すなはち五音七音の交錯が一つのと、二つのと、二つ以上のと、又七五のと、要するにさまざま

まの形式がある。

五七七 是後世にいふ片歌の形式

五七七五七七 是旋頭歌の形式

五七七五七七 是短歌即ち三十一文字の歌の形式

五七七五七七五七七 是長歌の形式で、その句数は五七の句が三つ以上あつて、その聯ねる句數には制限はないが、終りには必ず七を一つ加へるのである。この四種の形式は所謂和歌と呼ばるゝもの、何れも五七をつらねて終に七を一つ加へてゐる。尤も、上古の和歌は、後世のやうに嚴密なる形式はないので、上にいうた如く音數に五音七音ならぬがあると同時に、句の聯ね方にも例外が多く、或は片歌の形式と短歌の形式と重ねたものや、或は短歌の形式と長歌の形式を混じたやうなものあつた。また短歌に、五七七五七七や五七七五七七などの形式の出來たのは、却て後世の事である。長歌も衰微に近づく頃からは、表面こそ上の如くに聯ねてあるが、實際には、意味の上でも調子の上でも、五七七五七七五七七といふやうなのが出來た。すなはち従來の長歌の形式が實際には破れて、今までの長歌のやうな所と次にいふ今様のやうな形式が混じたのであつた。

七五七七五七七五七七 是今様歌の形式。これは七五四句四十八音を以て一首とはするが、思想上では三首も四首も聯ねて一章をなすやうなものもあつた。

五七七五七七五七七五七七……短歌を上句五七五と下句七七とにわけたやうな句を、二人にても三人にても乃至は數人にても、かれ五七五の句を詠めば、これその意をうけて七七の句をついけ、かれ更にその七七の意をうけて五七五をついけると、これ復その意をうけて七七とついで、短いのは普通の短歌の如く五七五七七に止り、長いのは五七七五七七五七七……とやうに五十も百も五百も千句も恰も連鎖の如くついでけることのあるのは、連歌の形式である。これも最初は甲が片歌の形式で詠みかけると、乙が同じく片歌の形式でそれについで、さながら一首の旋頭歌の如きものとするのであつたが、中頃は短歌の形式を上三句下二句に分けて相唱和する式となり、後つひに上の如く長々と聯ねるやうになつたのである。かく連鎖の如く聯ねることゝなつても、五七七五七七又は七七五七七の二句だけで見ると、音數の上では勿論、意味の上でも短歌のやうであつたが、更に後に及んでは五七五は五七五で獨立した意味をなし、七七は七七で獨立した意味をなし、その獨立した意味の中に何等かの聯絡を求めて句々相ついでけるやうになつた。



かくなつてからは、往々一人で聯ねることも行はれて、所謂獨吟千句などいふものが現はれた。併し、形式の上には何等の相違はない。俳諧といふのも、形式に於いては、亦連歌とおなじである。この連歌の發端の句から、所謂發句又は俳句など呼ばれる所の

五七五の形式

は出た。併し、俳句の形式には、字あまりの句と唱へて、五七五よりもずつと音數の多いといふ例外のものもある。普通がこの形式であるのである。

俗謡ともいふべき神樂や催馬樂には、殆ど嚴密なる一定の形式といふものはないやうである。すなはち一句の音數に於いても三音あり四音あり五六七八音のあること上古の和歌の如く、句數に於いても三句あり四句あり五句六句七句なほそれより以上なるものもある。たゞその中に最も多いのは五七の音で、句數も五六七句ぐらゐのが多く、それらの句の交錯する工合も大體は和歌に似寄つたやうなのが多い。後世の俗謡では端歌都々一益踊りの歌などは

七七七五の四句二十六音

から成り、長唄琴唄などは句數は一定してゐないが、無論都々一などよりは長く、一

句の音數は七五音を交錯したものが多し。

新體詩は最初は今様を引きのばしたやうなもので、多くは七五の音を連続したもので、たゞ句數は隨意のものであつたが、今日になつては音數にもいろ／＼のものがあつて一定しない。これも俗謡の音數や長短の句の交錯などとおなじく、各篇まち／＼ではあるが、その一篇々々に於いては明かに一定の形式を具へてゐるのである。

その外謡曲淨瑠璃などにも、歌ふべき部分には、一定の形式を具へてゐるのがある。そしてそれは多くは七五の音の連続であつて、無論句數には制限はなく、いくらでも必要に應じて連続させるのである。これにも多少の例外あることはいふまでもない。

要するに、我が韻文は、聲に出して歌つたもの若しくは歌ふものは形式が稍、不規則で、目に見て味ふものは規則正しくなつてゐるのである。今様の規則正しきものと、新體詩の殆ど一定した形式の無いものが、異數ともいふべきである。

(二) 釋契沖ノ假名遣ニ關スル意見ヲ述ベヨ

契沖の出る前までの假名遣は、所謂定家假名遣といへるもの、獨舞臺で、頗る獨斷

的なものであつた。契沖はこの假名遣の缺點を看破して、古代の記録を典據として、歴史的假名遣の新主義を唱道したのである。かれの假名遣に關する委しい意見は、かれの著書『萬葉集代匠記』『和字正濫抄』『和字正濫通妨抄』『和字正濫要略』に於いて見ることが出来る。かれの假名遣に對する意見は先づ『萬葉集代匠記』に於いて公にされた。四十七字の伊呂波の中には、以爲乎於江惠は互に同様に聞えるから、その假名に迷ふことがある。また、はひふへはは下にある時は、わゐうゑをに紛れる。『萬葉集』を註釋するに當つて、『和名抄』を始め、『日本紀』から『菅家萬葉』等に至るまでの假名遣を調べて見た。いづれも『萬葉集』のと異なる所がないことを知つた。そして、行成卿のころまでの假名遣も、この『集』のと異なるところの無いのを見ると、後世だん／＼誤り始めたものであらう。今『集』中に見えた假名遣の中で、今の人の用ひるのと異なるのを抜き出して見ようというて、以爲乎於江惠保倍和波についての假名、保の字が下にあつて乎と字に紛れる類、宇奴武三字の相通、布の字が下にある時、音便によつて上の字の紛れること、下におく字、中にある伊等の假名について『萬葉集』に於ける用法を示してゐる。次ぎに、『正濫抄』に於いては、更に定家假名遣の假名遣としての根據薄弱なりとし、假名遣の標準は決して音の輕重や四聲などによつて定まるものではない、古代の典籍に據つて定めるのが正當であるとして、

六國史や『古事記』『萬葉集』『新撰萬葉集』『古語拾遺』『延喜式』『和名抄』その外『古今集』や諸家の歌集等を典據として、假名遣の標準を示した。『通妨抄』は、定家假名遣を祖述せる橘成員といふ者が、『倭字古今通例全書』を著はして、契沖の説を否定したのを辨駁したもので、痛切ではあるが、稍、激越に過ぎて罵詈訕謗に亘るところもあつたので公にするに至らず、之を刪正して『和字正濫要略』を著はした。今まで公にした書には語彙をあつめて標準を示してはゐるが、その出處とか又はその理由とかはなかつたのを、これには委しい考證を載せてゐる。歴史的假名遣の基礎はこゝに全く出來上つたのである。

近來言語學上の智識の普及するにつれて、契沖の歴史的假名遣に對しても疑ひを懷くものが出て來はしたが、定家假名遣の獨斷的なる比べては根處ある説であつたので、爾來二百年ばかりは全くその主義によつて風靡された。今日でさへも、普通一般に説くところの假名遣は、尙ほ契沖の指示した標準に據つてゐる。

### (三) 左ノ動詞ノ活用ヲ示セ

考 報 堪 用 榮 悶 据 教 抑 誣

考	ハ行下二段	考へ	考ふ	考ふる	考ふれ
報	ヤ行上二段	報い	報ゆ	報ゆる	報ゆれ
堪	ハ行下二段	堪へ	堪ふ	堪ふる	堪ふれ
用	ハ行上二段	用ひ	用ふ	用ふる	用ふれ
又	ハ行上一段	用ゐ	用ゐる	用ゐれ	
榮	ヤ行下二段	榮え	榮ゆ	榮ゆる	榮ゆれ
悶	ヤ行下二段	悶え	悶ゆ	悶ゆる	悶ゆれ
又	ハ行下二段	悶へ	悶ふ	悶ふる	悶ふれ
据	ワ行下二段	据ゑ	据う	据うる	据うれ
教	ハ行下二段	教へ	教ふ	教ふる	教ふれ
抑	ハ行下二段	抑へ	抑ふ	抑ふる	抑ふれ
誣	ハ行上二段	誣ひ	誣ふ	誣ふる	誣ふれ

(四)

左ノ語ヲ略解セヨ

申文 節折 采女 頭陀 胡散 搦手 官憲 法人

人爲淘汰 群衆心理

申文 上申する文書奏文告訴状。

節折 昔六月の大祓のときに命婦が竹を以て主上の御身長その他ところくしの御寸法をとり御形代に切りをへて御祓を行つた儀式をいふ。

采女 うねめ又はうねべとも訓む。昔郡の少領以上の女子で容貌の端麗なるものを朝廷に進貢せしめ後宮に於いて御膳の事に預らしめた女官の稱。

頭陀 梵語 Dhuta-anga の略、抖擻と譯す。苦行して煩惱の塵を抖擻ふの義なれど、通常は行脚修行する事に用ひ、または然かする僧の義に用ひる。

搦手 城砦の裏門。

胡散 疑ひ怪しむべきこと、疑はしいこと。

官憲 政府の法規または官吏。

法人 自然人でなくて權利義務の主體となることの出来るもの、社團法人と財團法人との二つに分かる。

人爲淘汰 一定の生物中から人のしわざで特殊のものを造り出すこと。それには意識的にするものと無意識的にするものとの二つがある。

群衆心理 多數人の一時的集合の上になる心理的現象、即ち一國民一社會の組織をなすに至らざる烏合の衆たとへば一揆徒黨聽衆觀客の如きもの、上に起る心理的現象をいひ、又狂熱的流行輿論などの心理的現象をいふ。故に群衆心理は、強ち多數人の群集する場合でなくとも、個人精神の相互に接觸する場合にもいひ得るのである。

解釋

(一) 沖の方より尋常に飾つたる小船を一艘汀へ向つて漕ぎ寄せさせ渚七八段にもなりしかば船を横さまになすあれは如何にと見る所に船の中より年の齒十八九ばかりなる女房の柳の五衣に紅の袴きたるが皆紅の扇の日出いたるを船のせがいはさみたて陸へ向つてぞ招きける判官後藤兵衛實基を召してあれは如何にと宣へば射よとにこそ候ふめれ但し大將軍の矢面に

に進みて傾城を御覽せられん所を手垂にねらうて射落せとの謀とこそ存じ候へさりながら扇をば射させらるべうもや候ふらんと申しければ判官御方に射つべき仁は誰かあると宣へば上手ども多う候ふ中に下野國住人那須太郎資高が子に與一宗高とて小兵では候へども手はきいて候ふと申す判官證據は如何と宣へばさん候ふかけ鳥などを争うて三つに二つは必ず射落し候ふと申しければ判官さらば與一召せとて召されけり(平家物語)

大意 那須與一が扇の的を射る章の一節で、平家の船から扇の的を射よとの挑みに應じて、後藤兵衛實基が射手として與一を判官に推薦することを叙す。

語釋 ○尋常に飾つたる。並み一とほりに裝飾してある。○七八段。古尺にては六十間を一段といへど、軍記物語でいふところはそれよりも短きにや。與一が弓いかに強くとも、矢ごろ七八町も隔てたところに其矢のと、かうとも覺えず、且つ時節は二月十八日酉の刻とあれば七八町も隔たりては分明に認めがたいからで

ある。これ或は軍記物語に極めて普通なる文の誇張か。要するに詳かではないが、なほ假りに七八町というておく。○女房。女官のこと、これは『源平盛衰記』では建禮門院立後の時に千人の中から選出された雑仕で玉蟲前といふ女であつたとしてある。○柳の五衣。柳とは襲の色目で表の白く裏の青いのをいふ。五衣とは衣を五枚重ねたことをいふ。○皆紅の扇の日出いたる。全面皆紅に彩つた扇の日の丸を金箔で描き出したもの。○船のせがい。舷側に縁の如く渡してある狭い板。○はさみたて。扇を竿に挟みて立て。○判官。檢非違使尉のこと、義經をさしていふ。義經は當時檢非違使尉であつた。○大將軍が矢面に進みて。大將軍は義經をさし、大將軍が敵の矢の來る正面に進んで。○傾城。美人のこと。漢書に「北方有佳人、絶世獨立、一顧傾人城、再顧傾人國、寧不知傾城與傾國、佳人難再得」とあるに基く。○手垂。わざの優れたもの、こゝでは弓の巧者をいふ。○射させらるべうもや候ふらん。射させられるがよろしうござりませうか。○射つべき仁。射ることの出来る人。○小兵。小柄な兵士。○證據は如何。手のきいてゐる證據は如何にあるか。○さん候ふ。さやうでござります。○かけ鳥など争うて。空を翔る鳥などを競ひ射て。

通釋

沖の方から、普通に装うた小船を一艘江へ向つて漕ぎ寄せさせ、浪打ちぎはから七八町にもなつたれば、船を横向きになす。あれは何をするのかと見ると、船の中から年齢十八九ぐらゐの女官の、柳がさぬを五枚着て、紅の袴を着てゐるものが、全面紅の扇の日の丸を描き出したのを船の背櫂に挟み立て、陸へ向つて招いた。判官これを見て、後藤兵衛實基を呼んで、あれは何といふことかと仰せられると、射よといふのでございませう。但し、大將軍が敵前へ進んで美人を御覽なさらう所を、弓の巧者にねらうて射落せとの計略と存じます。さりながらも、扇をば射させられるのがよろしうございませうかと申したれば、判官が「味方に射ることの出来る人は誰であるか」といはれると、「上手なものどもは澤山ある中に、下野國の住人那須太郎資高が子で與一宗高というて、小がらの兵士ではありますけれど、藝は優れてをります」といふ。判官、その證據があるか、どうかといはれると、「さやうでござります。翔鳥などを競うて射ますに、三つに二つは必ず射落します」と申したれば、判官「さらば與一を召せ」というて、與一を召された。

(二)

(イ)

ほととぎすなが鳴く里のあまたあれば  
なほうとまれぬおもふものから

語釋 ○なが鳴く。汝が鳴く。○なほ。やはり。○うとまれぬ。疎々しう思はれてしまう。ぬは現在在了の意。○おもふものから。慕はしう思ふもの故にの意で、下に疎む筈はないけれどもといふ意を含めた格なれど、通常は簡略に思ひながらもの意に解く。

通釋 ほとゝぎすよ、慕はしう思ふから疎む筈はないけれども、汝が氣が多くて鳴く里のあちらこちらにあるから、やはり疎々しう思はれてしまふわい。

備考 この歌は、『古今集』では、たゞ時鳥のうへを詠じたものとして夏の部にあげてあるが、全體の意味から考へて見ると、『伊勢物語』に賀陽親王があだし心ある女に賜うた歌としてある如く、自分が親しく語らふ女のあだし心あつて、他にも數多言ひかはす男のあるのを疎んじて、時鳥に喩へて詠んだのであらう。

(三) (ロ) 夏草やつはものどもが夢の跡

語釋 ○つはもの。兵士。○夢の跡。夢を結んだ跡といふのではなく、何事も一睡の夢の如く果敢なく消えてしまつた其夢の跡であるといふ意。

通釋 こゝ高館の舊趾に来て見ると、昔はかの清衡・基衡等が三代の榮華を極め、殊に判官義經が籠居の地とて有名なものであるのに、今は夏草のみが生ひ茂つてゐる。おもへば、彼處あたりには城もあつたらう、其處には戦ひもあつたであらうに、何事も一睡の夢となつて空しく消えてしまつた其夢の跡であるわい。

備考 これは芭雀が奥の高館に来て感慨のあまりに詠んだ句である。その紀行の『奥の細道』を見ると、この句の前に、

三代の榮耀一睡の中にして、大門の跡は一里こなたにあり、秀衡が跡は田野に成つて、金鷄山のみ形を残す。先づ高館にのぼれば、北上川南部より流るゝ大河なり。衣川は和泉が城をめぐりて、高館の下にて大河に落ち入る。康衡が舊跡は衣ヶ關を隔て、南部口をさし固め、夷をふせぐと見えたり。偕も義臣すぐつて此城にこもり、功名一時の叢となる。國破れて山河あり、城春にして草青みたりと、笠打敷きて時のうつるまで涙を落し侍りぬ。

とあつて、いかにも哀れさが偲ばれる。

(ハ) 物言へば唇寒し秋の風

通釋 物をいふと、それにつれて秋風が唇にふれて寒さを感じるといふのは表面の意味で、物をいふと世の人の毀譽褒貶も伴ふものであるから、言は慎まねばならぬといふ意を寓したのである。

備考 これも芭蕉の句で、

人の短をいふことなかれ、己が長をとくことなかれ

銘に云

としてこの句を記してある。翁が座右の銘として言論の戒むべきことを詠じたものと見える。『風俗文選』には、現に座右銘と題して、この句をあげてゐる。

(第二十六回國語漢文科豫備試験問題解釋了)

### 第七回 國語及漢文科本試験問題

(十一月二十一日の施行の分(四)(五)は漢文の部に在り)

#### 設問

(一) 左の書に就きて知れる所を記せ

群書一覽 玉葉集 新葉集 金槐集 俚言集覽 詞の通路

(二) 左の人物に就きて知れる所を記せ

松永貞徳 伊勢貞丈 山口延佳 石川雅望 源 順 阿佛尼

(三) 左の文を文章法上より解剖せよ

夕さり大納言斬られ候はんに於ては成經生きても何にかはし候ふべきなれば唯一所で如何にもなるやうに申してたばせ給ふべうもや候ふらん。

#### 解釋 (十一月二十二日施行の分)

(一) 御前にいと人すくなにてうちやすみわたれるに一人目をさまして枕をそばだてて四方の嵐を聞き給ふに波たゞこゝもとに立ち來ることちして涙落つとも覺えぬに枕うくばかりになりにけりきを少しかき鳴らし給へるがわれなからいとすごう聞ゆればひきさし給ひて

戀ひわびてなくねにまがふ浦波は思ふ方より風や吹くらむと謠ひ給へるに  
 人々おどろきてめでたう覺ゆるに忍ばれてあいなう起きるつゝ鼻を忍びやか  
 にかみわたすげにいか思ふらむ我が身一つにより親はらから片時立ちはな  
 れ難く程につけつゝ思ふらむ家を別れてかく惑ひあへるとおぼすにいみじく  
 ていとかく思ひ沈むさまを心細しと思ふらむとおぼせば晝は何くれと戯れご  
 とうちのたまひまぎらはしつれなるまゝに色々の紙をつぎつゝ手習をし  
 給ふ珍しきさまなるからの綾などにさまぐの繪どもをかきすさび給へる屏  
 風のおもてどもなどいじめたたく見所あり人々の語り聞えし海山の有様を遙  
 におぼしやりしを御目に近くてはげに及ばぬ磯のたゝすまひになくかき集め  
 給へり(源氏物語)

(二)

安みし、吾が大王神ながら神さびせすと芳野川たぎつ河内に高殿を高知りま  
 してのぼり立ち國見をすればたゝなはる青垣山の山つみのまつるみつぎと春  
 べは花かざしもち秋たてばもみぢかざせりゆふ川の神も大みけに仕へ奉ると  
 上つ瀬に鶴川を立て下つ瀬にさでさしわたす山川もよりてつかふる神の御世  
 かも(萬葉集)

注意 (一)漢文ノ解釋及讀方ト通シテ四時間トス  
 (二)答案ハ毛筆ニテ問題毎ニ別紙ニ認ムベシ

同 擬 答 (國語の部)

早稻田大學教授 永井 一孝 述

設 問

(一)

左の書に就きて知れる所を記せ

- 群書一覽 玉葉集 新葉集
- 金槐集 俚言集覽 詞の通路

答

群書一覽 六卷。この書は我が國書を類別列舉して、各編目大意等を記載したものである。所謂國書の解題である。著者が三十年來涉獵したもののみを列舉したのであるから、もとより取捨選擇したものでもなく、當時現存せるあらゆる國書を網羅したものでもないが、卷の一は國史類に四十三種、神書類に百二十八種、雜史類に五十三種、卷の二は記録類に五十一種、有職類に百〇九種、氏族類に五十六種、字書類に四十二種、往來類に十一種、法帖類に七十種、卷の三は物語類に百十四



種、草子類に三十七種、日記類に十四種、和文類に九種、紀行類に二十八種、卷の四は撰集類に八十九種、卷の五は類題類に三十八種、和歌雜類に二十三種、撰歌類に二十二種、歌學類に百二十八種、詩文類に四十五種、醫書類に三十種、教訓類に二十三種、釋書類に二十四種、管絃類に二十五種、卷の六は地理類に三十五種、名所類に三十九種、隨筆類に四十六種、雜書類に百十五種、外に『群書類從』以上六卷三十四類一千七百三十種を掲げてゐる。その内、版本一千七十七種、寫本六百五十三種となつてゐるが、今から見れば、其の後寫本の版本となつたものもあり、冊數體裁などの變じたものゝあることは勿論、或はその解題の材料となつた書物が、存外惡本であつて稍原著書に遠ざかつてゐるものもあるかに見受けられる。遮莫、この書が明治三十二三年頃に出來た『國書解題』に比べて、遙に信憑すべきことは同日の論でない。著者は文政十年に歿した浪華の國學者で書肆を業としてゐた尾崎雅嘉というたもの。この書の出來たのは享和元年で、上木したのは翌二年の六月。

玉葉集 二十卷。應長元年十月三日伏見院の院宣を蒙つて、正和元年三月二十九日藤原爲兼の撰進した歌集。歌數は二千七百十五首或は二千八百三首との異本がある。部門は春夏秋冬賀旅戀釋教神祇の九門。この集は只持法をのみ事とする二條家の歌に對して、只管新奇を希うた爲兼の撰とて、その前後に二條家の手で出來た勅撰集に比べて見ると、新奇を衒うたところがある。それかあらぬか、集のうちに風體のわるきは風雅集、歌のわるきは玉葉集など、いはれて世に誹られたものである。されど、それも畢竟は反對派なる二條爲世の門弟等の口から出でた誹謗であることは論がない。六條有房は爲兼を誹つて、

萩の葉をよくく見れば今ぞ知る只おほきなる薄なりけり

というた如きを見ても、其の一斑は察せられる。世に『難玉葉集』といふものがあるのも、亦二條家の業であらう。かく二條派からは攻撃嘲罵あるに拘はらず、爲氏爲世爲藤爲子等の二條派の歌を採たものが多く、又從來の歌仙の歌を收めてあることも、他の勅撰集のとほりである。

新葉集 二十卷。後龜山天皇の弘和元年十二月三日、後醍醐天皇の皇子宗良親王の撰進して、勅撰に准せられた歌集。されば、本集は勅撰歌集の最後の集である『新續古今集』よりも四十九年前に出來たもので、『風雅集』の頃に思ひ立たれたものであらう。和文の序が載つてゐる。歌の數は千四百十五首。部門は春夏

秋冬離別、驛旅、神祇、釋教、戀雜、哀傷、賀の十二門。元弘元年から弘和元年に至る南朝の君臣の歌を載せてゐる。それらの南朝の君臣が悉く歌人といふのではないが、その悲惨なる境遇は、かれらを驅つて、おのづから歌人たらしめたのである。この集の歌には、勿論聲調の整はないものがあり、流麗典雅の趣の乏しいものもあるとはいへ、直ちにおのれの偽らざる感情を歌つたこととて、この頃にとつては異數の作に富み、まゝ鬼神を感せさせる名歌もある。蓋し『新古今集』以後の詞壇に一光彩を添へたものである。この集には、『註新葉和歌集』といふ註釋書がある。

金槐集 三卷。これは鎌倉三代將軍實朝の歌集である。歌の數は七百首ばかり、これを四季戀雜に分けてゐる。一には『鎌倉右大臣家集』ともいうて、賀茂真淵は、今の京此方の一人なり」とて、此の集が『萬葉』の高古の調を傳へてゐることを激賞した。實に自分の感想を思ふがまゝに作り飾りなく詠じてゐるところに、高古雄壯の趣あるものが多い。

雅言集覽 四十四卷。この書は本邦古來の書から、いはゆる雅言を蒐集して、之をいろは順に配列し、各語ともその出典を擧げて解釋、説明を加へた辭書である。吾等は、この書によつて各雅言の完全なる説明を得ること、或は難きことあるも、その出處用例を明かにしてあるので、新たなる解釋をも考へ出すことが出来る。獨斷的な解釋説明のみを施したものに比べると却て重寶である。明治以後になつて出た數多の辭書も、一部分はこの書に據てゐることを見ても、どれほど學界に貢獻するところのあつたか、察せられる。凡例に「この書に出じつる雅言どもは、延喜よりこのかた、歌にも文にも用ひなれたる詞どもなり、近き世となりてあやしく耳なれざる詞どもを取り交へて文などつゝる人あれど、さるはいみじきひがごとなれば、此にはさやうの類は打省きて用ふべき限りの詞のみ取りいで、記し付けつ」というてあるので、その用意の程も知られるであらう。但し蒐集した言語の範圍の狭いのと解釋の不十分なるとは、辭書としてはどこまでも大なる缺點といはねばならぬ。文政十三年に歿した江戸の狂歌師で國學者であつた石川雅望の著。諸家の序を載す。文政九年九月に關豊修が補正して刊行したのは、「い」から「な」まで、以下は寫本で傳はつてゐた。然るに、その後、中島廣足が之を増補した、今日普通行はれてゐる『増補雅言集覽』五十七卷がそれである。廣足の外に、保田光則の増補したものに、『雅言集覽増補』十三卷、『雅言集覽續

篇三十二卷と、らからすまでを岡正武といふ人の増補したもの三冊とがある。  
詞の通路 三卷。本居宣長の男春庭の著。文政十一年秋、本居大平の序が載つてゐる。書名は

世をふかくしげる詞の通路は跡ふみわけてゆくべかりけり  
といふ歌から取つたもので、専ら動詞の自他についての研究を述べたものである。この自他の研究といふことは、從來の文法書には極めて稀で且幼稚であつたのが、この書に至つてやゝ見るべきものがあるに至つた。それ故に、この書は文法史では見のがすべからざるものゝ一と見做されてゐる。自他の研究の外に、詞の兼用、詞の延約等についての研究も見えてゐる。

(二) 左の人物に就きて知れる所を記せ

松永貞徳 伊勢貞丈 出口延佳

石川雅望 源 順 阿佛尼

答 松永貞徳 貞徳は俳諧中興の祖と稱せられた俳人である。山崎宗鑑の歿後

十八年、元徳二年(二二三)京に生れた。父は永徳といひ、連歌師宗養といふものについて連歌を學んだ人である。貞徳は若い時分から和歌を九條玖山公や細川幽齋に學んで遂に歌學傳授を受け、父及び里村紹巴からは連歌を學んだ。早くから連歌の席に執筆などをしたが、人々が連歌の席の後でいひ捨てる俳諧などするのを聞きおぼえて、いつか之に興味を感じて心を注ぐに至つたのであるといはれてゐる。慶長三年八月には前攝政久前公から俳諧一道の宗匠花咲翁といふ名を與へられた。これは貞徳が二十七歳の時の事で、既に堂々たる一家をなしてゐたのである。かくてその俳風漸く世を靡かし、寛永十年(二二九三)に門人松江重頼が『犬子集』を編纂した時には、諸國から到來の句は千五百に及んだ。貞徳は多才多能行くところとして可ならざるものなき中に、歌學に通じ詠歌にも巧で、『歌林雜話』一名『貞徳戴恩記』、『歌林樸檉』、『逍遙集』といふ著もあるが、その本領は勿論俳諧の方面であつた。俳諧に關する著述で、『新增犬筑波集』一名『淀川』といふのは、宗鑑の『犬筑波集』に批評を加へたもの、『油糟』といふのは、『犬筑波集』の前句に自家の附句をなしたものである。これによつて宗鑑と貞徳との俳風の異同を知ることが出来る。

霞の衣すそはぬれけり。

といふ前句に、宗鑑は、

さほ姫の春立ちながら尿をして

といへるに、貞徳は、

天人やあまくだるらし春の海

と附けてゐる。貞徳は宗鑑の滑稽奇智を採つて、而も連歌の優美にして、雅致あるをも採つた。修辭上の技巧としては、言懸け縁語などを主として用ゐた。併し、貞徳の俳諧史上に於ける位置は、その創作の方面ではなく、俳諧の法式を定めて、天下の俳諧師をして其の歸趨する所を知らしめたことである。『俳諧御傘』の著がそれである。さりながら、貞徳の法式は、貞徳が歌學に通曉せることが累をなして、却て俳諧をして煩瑣に陥らしめ、平凡に赴かしめ、つひにその俳風の萎靡を來たさせ、談林の俳諧の爲に壓倒せられる運命に至らしめた。世にその俳風を稱して、貞門の俳諧又は古風の俳諧といふ。門下に野々口立圃、松江重頼、安原貞室、鷄冠井、徳山本西武、高瀬梅盛、北村季吟が世に貞門の七俳仙と稱せられてゐる。

伊勢貞丈

貞丈は有職故實家であつた。幕府の臣貞益といふたものゝ次男

であつて、正徳五年に生れた。兄貞陣といふものが父の跡をついで幾何もなく天死したので、舊祿千石の内三百石を興へられて家をついだ。貞丈は幼少の頃から有職故實の研究を好み、博覽弘通、凡そ中古以後の記録に於いて涉獵せざるものなく、制度典章器具服飾に至るまで考證精密殆ど前後に比類がない。この故に、その著述の書何れも寫本で傳はつたにも拘はらず、世の珍重する所となつた。著書頗る多く、數十種數百卷に及び、一々こゝに列擧する暇がない。『貞丈雜記』、『安齋隨筆』、『軍用記』、『鑑着用次第』、『安齋叢書』等は、その中の最も有名なもので、『安齋叢書』といふのはその著述の幾種より成れるものである。天明四年六月五日七十歳で歿した。安齋は其の號。

出口延佳 延佳は國學者で伊勢外宮の祠官であつた。元和元年(二二七五)に生れ、元祿三年(二三五〇)正月七十六歳で歿した。號を直庵といひ、また講古ともいふ。正四位下に叙し、信濃守に任せられた。外宮派の學說をうけて之を發展させたものであるけれど、職務上の必要と時勢の潮流とに驅られて、大凡は獨學によつて精通したものらしい。とにかく神典を講ずることは、この人に至つて大に開けたのである。されば、當時その門に學んだものも少からぬ中に、殊に外

宮派に於いては一代の師表として推重し、祠を建て、其の靈を祈り、今も宇治山田では偉人として仰慕するといふことである。されども、その學說には偏狹固陋の點あることは論ずるまでもない。多田義俊は延佳の『神代卷講述抄』をば、周易にとりまはし理學へ落ちて、つゝまるところ、らちのあかぬものなりといひ、『中臣祓瑞穂鈔』をば、其鈔に風木に竅のある事を註して曰、『寶基本記』曰、夫天地之間、非風則不行、不動故神祇乘風雲往行云々、神何んぞ此竅をくゞり給はんや、況や中臣祓に見えしは神武天皇の宮殿の造營なり、それへ既に祭れる神社の例を引くものあたるべからずなど、難じてゐる如く、牽強附會の説もまゝ見えてゐる。神道に關する著者少からず、以上に擧げた『神代卷講述鈔』と『中臣祓瑞穂鈔』とはその主なるもの。

石川雅望 雅望は寶曆三年(二四一三)江戸小傳馬町に生れ、父の後をうけて旅宿を業とした。その戲號を五郎齋といふのは通稱の五郎兵衛から取り、宿屋飯盛といふのは家業から取り、六樹園といふのは小傳馬町の舊名を六本木といふたに因んで附けたのである。最初は古屋昔陽を師として漢學を修め、佐竹侯の用人津村宗庵について和學を修めたといふものゝ、大體は獨學で一家を成すに至つた。狂歌を好んで唐衣橋洲に従ひ、また太田蜀山にも學んだ。その晩年に當つて、某公卿の江戸に下つた時、和歌の席に於いて、その公卿の人に、問ふやう、

「東都にて和歌に秀でたものは誰れか、いはく石川雅望。」支那の文藝に通じたものは誰れか、いはく五老山人。六樹園といふものがあつて、弟子三千に餘るといふは眞實かと。而してそれが皆同一人であることを聞いて、その公卿は大に驚いたといふことである。そのいかに多才多藝であつたかを察すべきである。されど、その一生は大方逆境の中に送られた。父の歿後は家名をついで旅宿の主人として業に勵んで、餘暇には文墨に親んでゐたのに、寛政三年には冤罪のもとに江戸を追放せられたこともあつた。後に赦に遇うて江戸に還るに及んで、一層研鑽につとめて、遂に博覽洽聞を以て稱せらるゝに至つた。その學識の深いことは『雅言集覽』『源注餘滴』等の著述でも察せられるが、當時にあつては未だ眞價が認められず空しく加藤千蔭や村田春海の名聲の下に壓せられたので、雅望は心中甚だ不平で、その本意は國學の上にあるにも拘はらず、つひに狂歌師を以て甘んじた。それ故、國學者からは外道視せられて、大に攻撃せられたものである。その狂歌の體たる、野卑の俗調を以てその至れるものとして、専ら落書體の

ものを詠じた。『萬代狂歌集』『堀河初度狂歌集』『堀河後度狂歌集』等は、其の風體を窺ふに足るもの。狂文にも亦縦横の才筆の見るべきものがあつて、その著に『吾孀なまり』といふのがある。而も擬古文が最も長所で、『都のてぶり』『北里十二時繪詞』等の作がある。『梅枝物語』は戯曲を擬古文に翻譯したもの、『通俗醒世恒言』は支那小説を翻譯したものである。その外、小説の作に、『近江縣物語』『飛彈匠物語』『天の羽衣』があり、『今昔物語』の體に倣つた『しみのすみか物語』といふのもある。いづれもその文體はその獨特なる擬古文であつて、優美の中に道勁なる趣があり、他の隨逐を許さぬ所がある。文政十三年(二四九〇)閏三月廿四日、年七十八で歿した。

源順 順字は具瑿、嵯峨天皇の皇子大納言定の曾孫で、左馬允舉の子である。

延喜十一年(一五七一)に生れ、天曆七年四十三歳で文章生に補せられ、諸官を経て、つひに能登守從五位上に至つたが、晩年には稍不遇で、永觀元年七十三歳で卒した。順の和歌は『拾遺集』以下代々の撰集に出で、別に家集があり、『馬毛名歌合』があり、散文には『野宮庚申和歌序』がある。世に『竹取物語』『宇津保物語』『落窪物語』などの作者として擬せられてゐるけれども、勿論信を措くに足らない。漢文は『扶

桑集』『本朝文粹』『朝野群載』に散見してゐる。一篇の布置結構にはさまで見るべきものはないが、佳句麗語に富んでゐる文章が多い。就中、その著『和名類聚鈔』十卷は文學的作品とはいへないが、我が國の辭書の起源をなすもので、天地人物草木等の目に別ち、なほ之を細別し漢字をあげて註を施し、それに和訓を添へたもの、當時の物名は之によりて明らかめ得られて、實に千歳不巧の著である。和歌の方面に於いては、『後撰和歌集』の撰者として梨壺の五人の中に列せられてゐる。多藝多才といはねばならぬ。富瞻の學識と和漢を兼ねた學才とは、實に『百人一首』の選者藤原定家をして、雖稱楊雄許慎、不爲過論、莫以尋常墨客看之、といはしめた。されども、順の本領は詩文であつて、なほ和歌にあるとは見えない。その著想のため、奇拔なものはある、而も詩趣に乏しいものが少くない。加之、奇巧を衒ひ、機智に誇る癖もあつて、纖細なるものもある。

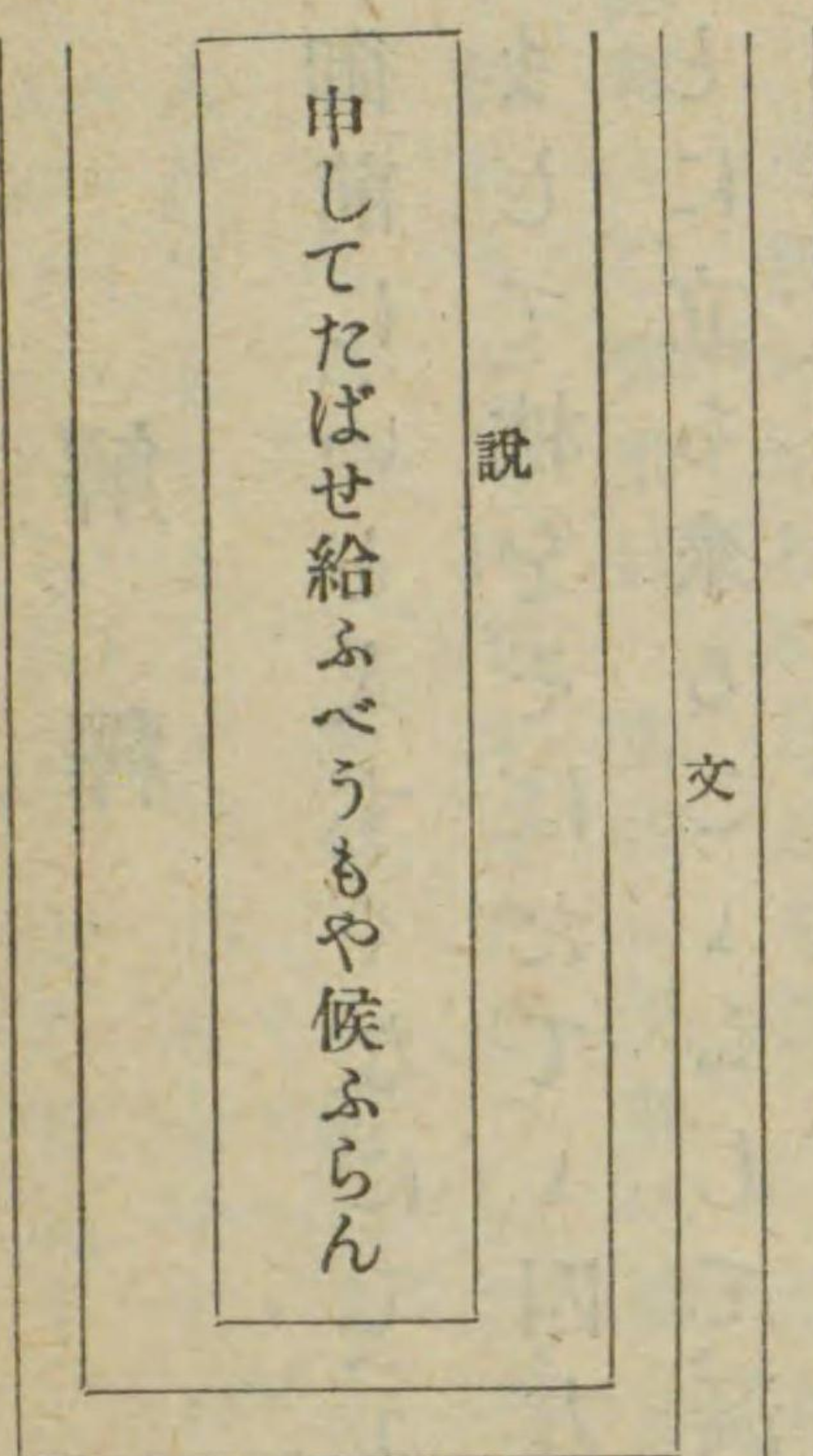
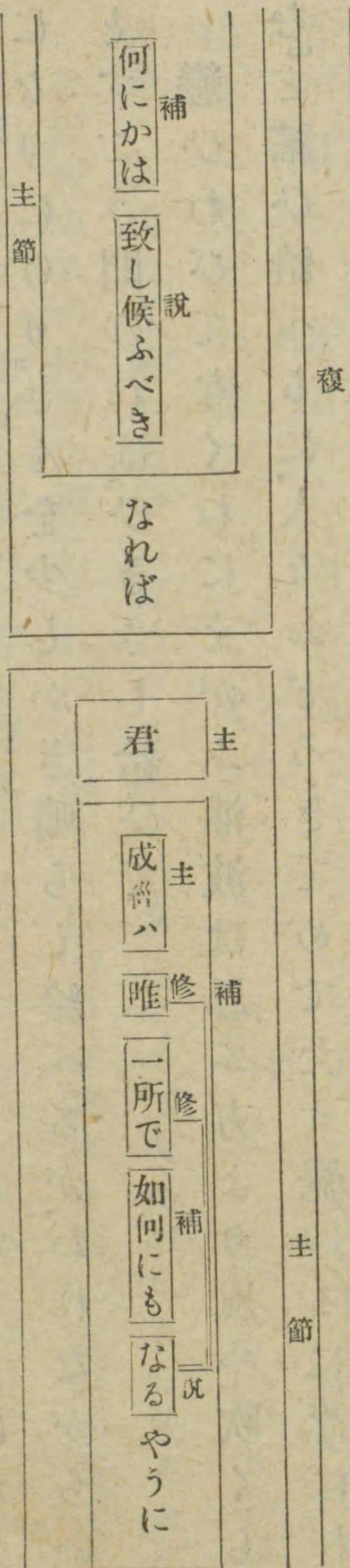
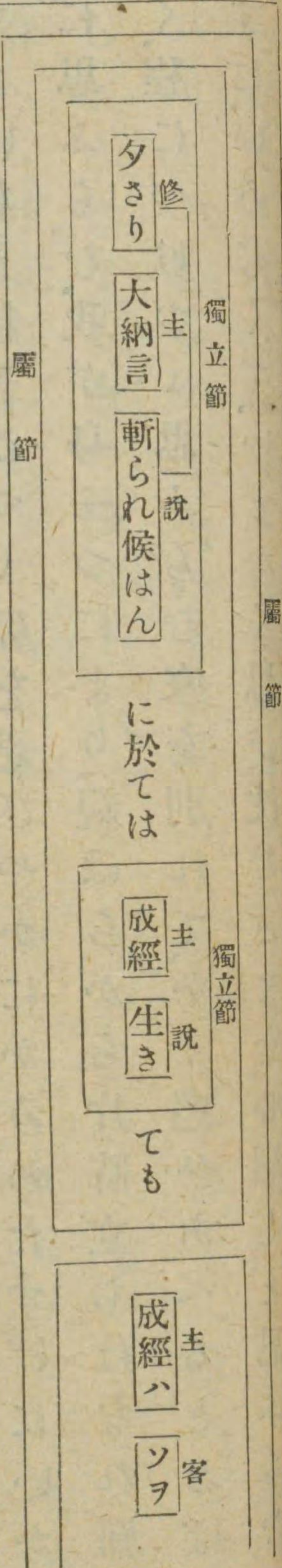
阿佛尼 阿佛尼は『十六夜日記』の著者である。法名を一に北林禪尼ともいふ。從五位下佐渡守平度繁の女で、その初は順徳天皇の皇后安嘉門院に仕へて侍女となり、四條とも右衛門佐とも呼ばれたが、のちに大納言藤原爲家の後妻となつて爲相・爲守等を生んだ。阿佛尼が歌道に通じてゐたことは、その著『夜の鶴』とい

へるに歴代の歌集を論評したのでも明かに、當時の歌集中にその歌の入らぬことなきにても知られる。その子爲相が、成長の後、三代相傳の家學を繼承して冷泉派を稱したのも、一にその母阿佛尼の力によるといわれてゐる。『十六夜日記』は爲家の歿後爲相に譲るべき播磨の細川の莊を異母兄なる爲家の押領したのを、後宇多天皇の建治三年、阿佛尼がその子に代つて之を鎌倉の執權に訴へようとして東下した時の紀行である。全篇中古調の優美なる中に、慈愛の念の溢るゝを見る。唯その歌の持法にして、新味なきを憾とする。著作は以上の外、『乳母の文』、『阿佛口傳』、『轉寢記』等がある、並に歌道の意見を窺ふことが出来る。弘安六年（一九四三）九月、裁判の結果を待たずして、鎌倉の寓居、極樂寺の境内、月影谷に於いて客死した。享年は詳かでない。

(三)

左の文を文章上より解剖せよ

夕さり大納言斬られ候はん  
に於ては成經生きても  
成經ハソラ



解釋

(一)

御前にいと人ずくなにて、うちやすみわたれるに、一人目をさまして、枕をそばだて、四方の嵐を聞き給ふに、波たゞこゝもとに立ち來るこゝちして、涙落つとも覺えぬに、枕うくばかりになりけり。きを少しかき鳴らし給へるが、われながらいとすごう聞ゆれば、ひきさし給ひて

戀ひわびてなくねにまがふ浦波は思ふ方より風や吹くらむと謠ひ給へるに、人々おどろきてめでたう覺ゆるに忍ばれて、あいなう起きるつゝ、鼻を忍びやかにかみわたす。げにいかに思ふらむ、我が身一つにより、親はらから片時立ちはなれ難く、程につけつゝ思ふらむ家を別れて、かく惑ひあへるとおぼすに、いみじくて、いとかく思ひ沈むさまを、心細しと思ふらむ

とおぼせば、晝は何くれと戯れごとうちのためまひまぎらはし、つれづれなるまゝに、色々の紙をつぎつゝ、手習をし給ふ。珍らしきさまなる唐の綾などに、さまざまの繪どもをかきすさび給へる、屏風のおもてどもなどいとめでたく見所あり。人々の語り聞えし海山の有様を、遙におぼしやりしを、御目に近くては、げに及ばぬ磯のたゞすまひになくかき集め給へり。(源氏物語大意) 源氏の大将が須磨の浦にさすらひの身となつて、夜の目も合はずるのを近習の人が同情の涙にくれて心配するにつけ、源氏はまた之を氣の毒がつて慰めがほに月日を送ることを記す。

語釋 ○御前に。源氏の大将の御前をいふ。○うちやすみわたれるに。誰れも彼れも一般にやすんでゐるのに。わたるは此方から彼方まで遍く及ぶことで、こゝでは誰れも彼れも一般にといふほどの意。○一人目をさまして。源氏一人が目をさまして。○枕をそばだて。枕をあげて。○波たゞこゝもとに立ち來るこゝちして。波の音近くて唯こゝ枕もとに立ち來るやうな氣持ちがし



て。○枕うくばかりになりけり。凡河内躬恒の歌にひとり寝の床にたまれ  
 る涙には石の枕も浮きぬべらなりなどある如く涙がひどく出て枕も浮くほど  
 になつたといふ意。○きんを少しかき鳴らし給へるが。琴を少し弾きなされ  
 たが。琴は雅樂に用ゐる七絃の樂器で、きんのことといふべきを略してきんと  
 のみ呼ぶ。源氏は諸藝の中で別して琴の上手であつた。○われながら。自分  
 自身でかき鳴らしながら。○ひきさし給ひて。ひきやめなされて。○戀ひわ  
 びて……風や吹くらむ。わが戀に堪へかねて泣く其音にまぎれて聞える浦波  
 は、我が思ふ其方から風が吹いて、それでかう泣く音にまぎれる浦波を立てるの  
 であらう。○人々おどろきて。源氏の歌を謠ふ聲に人々おどろいて。○めで  
 たう覺ゆるに忍ばれて。歌をうたふ聲のめでたく思はれるにつけ我知らず昔  
 が思ひ出でられて。○あいなう。あぢきなく。○げにいかに思ふらむ。實に  
 何と思ふであらうか。源氏が人々の忍びやかに泣くを聞いて、人々の胸中を察  
 して氣の毒に思ふのである。○我が身一つにより。我が身一人のために。○  
 程につけつ。其身の程に應じ應じて。○かく惑ひあへるとおぼすに。かく  
 途方にくれあうてゐるよと思はれるにつけ。○いみじくも。ひどく氣の毒に  
 思はれて。○かく思ひ沈むさまを心細しと思ふらむ。我がかく歎きに沈む様  
 子をば心細い事に思ふであらう。○何くれと。あれやこれやと。○のたまひ  
 まぎらはし。仰せになつて人々の心を慰めまぎらかし。○つれづれなるまゝ  
 に。徒然なるに任せて。○からの綾。唐土から渡つた綾。○かきすすび給へ  
 る。書き慰みなされた。○めでたく見所あり。見事で賞すべき所がある。○  
 人々の語り聞えし海山の有様。人々が嘗て話して聞かせた海山の景色。これ  
 は若紫の卷に、人の國などに侍る海山のありさまなどを御覽せさせて侍らば、い  
 かに御繪いみじくまさらせ給はむとあつた事を承けていうたのである。○遙  
 におぼしやりしを。遙に想像せられたのを。○御目に近くて、げに及ばぬ磯の  
 たゝすまひ。まのあたり須磨の景色を御覽なされては實に心も及ばぬ磯の様  
 子○になく。ならびなく。

通釋 源氏の御前には甚だ人すくなで誰れも彼れも一般にうちやすんでゐるに  
 源氏一人は目をさまして、枕をあげて四方に吹きすさぶ嵐をお聞きなされるに、磯  
 うつ波も唯枕もとに立ち來るやうな心もちがして悲しいので、涙がこぼれると  
 もなしに、いつしか枕も涙に浮く程になつた。源氏は琴のことを少しかき鳴ら

しなされたが、自分でかき鳴らしながもいとものすごく聞えるから、弾きやめなされて、

我が戀ひしさに堪へかねて泣く其の音にまぎれて聞える浦波は、多分我が思ふ方から風が吹いて来てかやうに聞えるのであらうか。

と、謠ひなされたに、お附きの人々はおどろき目さめて、その御聲のめでたう思れるにつけ昔が思ひ出されて、あぢきなく起きゐて人知れず涙にくれる。源氏は心の中に、人々はいかに思ふであらうか、我が身一つの爲に、親兄弟から片時も離れがたい程に其の身の程につけ其の身の程につけて思ふであらう其の家を別れてかやうに途方にくれあうてゐるよと思はれるにつけ、ひどく氣の毒に感せられて、自分のたいそうこのやうに歎きに沈む様子をば人々が心細い事に思ふであらうと思はれるから、晝はあれやこれやと戯れごとを仰せられて心細さを慰めまぎらかし、徒然なるに任せては色々の紙をつぎはぎしつゝ手習をなさる。唐土から渡つて珍しい見事な綾などにさまゝの繪などを書きなぐさみなされたのや、又は屏風の面などに書いた繪など、至極立派で見所がある。人々が嘗て話し聞かせた海山の景色の遙に想像されたのを、かやうのあたり近く見れば、心も及ばぬ磯の有様をば、ならびなく見事に書き集めなされた。

(二)

安みしゝ吾が大王、神ながら神さびせすと、芳野川たぎつ河内に、高殿を高知りまして、のぼり立ち國見をすれば、たゝなはる青垣山の、山つみのまつるみつぎと、春へは花かざしもち、秋たてばもみぢかさせり。ゆふ川の神も、大みけに仕へ奉ると、上つ瀬に鶉川を立て、下つ瀬にさでさしわたす。山川もよりてつかふる、神の御世かも。(萬葉集)

大意 持統天皇が芳野の離宮に御出かけになつた時、柿本人麿が隨行して作つた長歌で、芳野の離宮からあちらこちらと御覽になると、周圍の山々川々も天皇に仕へまつる如く見えるというて、御代の貴きことを詠じたのである。

語釋 ○安みしい。安らかに天の下をお治めなさるといふ意で、大王に添へる枕詞。○神ながら。神にていらせられながら。天皇は現人神なるからにかくいふので、次の神さびせすといふ語とつらねて天皇の御振舞の神々しきとをいふ。○神さびせすと。神々しい振舞をするとして。○たぎつ河内に。瀧つ河の内

にといふこと。たぎつは湯の沸えかえるをたぎるといふとおなじく、水の激しく流れるさまをいふ。河内にといふのも唯河のとりまける處にといふことで、河の中といふのではない。○高知りまして。高くお築きなされて。高は漠然と高大なることをいふ美稱。知りは天の下を知るなどの知るとおなじく領する意で、即ち高く占め作ることをいふのである。○のぼり立ち國見をすれば。その御殿に上り立ちて四方の國を見渡すと。○たなはる青垣山。壘まり重つてゐる青々と繁茂せる四方の山々。青垣山は山の名ではなく、樹木の繁茂せる四方の山々が自然に御殿の垣であるかの如く見える所から、その山々をかくいうたのである。○山つみのまつるみつぎ。山神の奉る御貢物。○春べは。春にはといふことを漠然といへる語、春の時分にはとでもいふ程の義。○花かざしもち。山々にいろ／＼の花の咲くのを、山神が天皇に捧げようとして頭上高くかざしもちというたのである。○秋たてば。秋の季節になると。○もみちかざせり。紅葉をさしかざしてゐる。樹々の梢の紅葉したことを、例の山神が天皇に捧げようとしてさしかざしてゐると見立てたのである。せりはしてゐると譯すべき現在完了の助動詞であるが、こゝでは寧ろ現在の方が適當である。おもふに歌なるからに音數の都合上かくしたものが、さもなくば何らかの誤りであらう。○ゆふ川の神も。御殿の近所にあるゆふ川の神もといふこと。ゆふ川は川の名。○大みけに仕へ奉ると。天皇のめしあがる御膳にお肴を供へ奉るとして。大は尊稱みは美稱。○鶉川を立て。鶉をして魚を捉らせる方法を立て。○さでさしわたす。さでといふ小網をさし渡して魚を捕へる。さでは、前方が濶く手許が逼りて箕の縁の如き形せる二本の杵に、網を張りわたして、魚を捕へる器。○山川もよりにつかふる。山の神も川の神もなつき來て仕へ奉る。○神の御世かも。神の御代であるわい。神は例の現人神の神で、こゝは持統天皇をさしていふ。

通釋 天の下を安らかに見そなはす天皇が、現人神でいらせられて、神々しくも、流れ激しき芳野川のとりまはせる處にお作りなされた高大なる宮殿にお上りになつて、あちらこちらと御覽になると、そのめぐりに青い垣の如くに重り合つてゐる山々の神どもは、何がないたして天皇に仕へまつらうと、春のころには花を捧げ、秋になると紅葉をさしかざす。さうすると、ゆふ川の神も天皇の御食膳の料にでもと思つて、川上の方には鶉をおろし、川下の方には小網をわたして、魚を

捕つて奉る。あゝ我が君の御代は、かくの如く、山川の神々までもなつき來つて仕へ奉る、ありがたい御代であるわい。

あゝ我が君の御代は、かくの如く、山川の神々までもなつき來つて仕へ奉る、ありがたい御代であるわい。あゝ我が君の御代は、かくの如く、山川の神々までもなつき來つて仕へ奉る、ありがたい御代であるわい。

### 第廿七回国語及漢文科檢定本試驗問題

設問 (二、二、三は國語の部にあり)

- (四) 三禮に就きて知れる所を記せ
- (五) 類書の性質を略述し併せて其の二三の書名を挙げよ
- (六) 二三の例を舉げて簡單に反切の法を説明せよ

#### 作文

(一) 普通文

菊を觀る(擬答は之を略す)

(二) 國文漢譯

謙信信玄と和平を結ばんとせられし時長遠寺の僧を使にせらる此の僧は遊説の人なり謙信かの僧に甲斐の士に向井與左衛門といふ者やあると問はるゝにこれ有りと申す又創の痕や有ると問はるゝに面に刀の癩有りと申す謙信のいはく川中島の戦に乗りかけてわれを後よりつき通す處をふりかへりて一刀斬りたりしぞかしよもたすからじと思ひつるにながらへたるよなど

第廿七回国語及漢文科本試驗問題(漢文の部)

て蒯黃の胴肩衣に鎗のあと有るをとり出し書簡を添へて向井におくられけり此を世に反り感状といふ(常山紀談)

注意

- (一)設問作文ヲ通シテ四時間トス
- (二)答案ハ毛筆ニテ問題毎ニ別紙ニ認ムベシ
- (三)國語ノ免許狀又ハ證明書ヲ有スルモノハ設問ノ(一)(二)(三)及作文ノ(一)ニ漢文ノ免許狀又ハ證明書ヲ有スルモノハ設問ノ(四)(五)(六)及作文ノ(二)ニ答フルヲ要セズ

(一) 讀方及解釋(十一月二十二日施行の分)

晉郤缺言于趙宣子曰日衛不睦故取其地今已睦矣可以歸之叛而不討何以示威服而不柔何以示懷非威非懷何以示德無德何以主盟子爲正卿以主諸侯而不務德將若之何夏書曰戒之用休董之用威勸之以九歌勿使壞九功之德皆可歌也謂之九歌六府三事謂之九功水火金木土穀謂之六府正德利用厚生謂之三事義而行之謂之德禮無禮不樂所由叛也若吾子之德莫可歌也其誰來之盍使睦者歌吾子乎宣子說之(左傳)

本紙ニ句讀返點送假名ヲ施シ別紙ニ解釋スベシ

(二) 讀方(十一月二十二日施行の分)

太公望封於營丘地瀉鹵人民寡於是太公勸其女功極技巧通魚鹽則人物歸之繼至而輻湊故齊冠帶衣履天下海岱之間斂袂而往朝焉其後齊中衰管子修之設輕重九府則桓公以霸九合諸侯一匡天下而管氏亦有三歸位在陪臣富於列國之君是以齊富強至於威宣也故曰倉廩實而知禮節衣食足而知榮辱禮生於有而廢於無故君子富好行其德小人富以適其力淵深而魚生之山深而獸往之人富而仁義附焉富者得勢益彰失勢則客無所之夷狄益甚諺曰千金之子不死於市此非空言也故曰天下熙熙皆爲利來天下壤壤皆爲利往夫千乘之王萬家之侯百室之君尙有患貧而況匹夫編戶之民乎(史記貨殖傳)

本紙ニ句讀返點送假名ヲ施スベシ

同 擬答 (漢文の部)

早稻田大學教授 牧野謙次郎述

設問

(四) 三禮に就きて知れる所を記せ

三禮とは儀禮周官一に周禮と云ふ禮記の三書を總括して云へる名稱なり儀禮は士冠禮士昏禮士相見郷飲酒郷射禮燕禮大射儀聘禮公食大夫覲禮喪服士喪禮士虞禮特性饋食少牢饋食禮有司徹の各篇に分ち共に周代に於て君子の威儀を表現すべき禮法を記せる者なるを以て儀禮と名けたり而して周官は周公の定められたる周代の官制を録せる書なり又禮記は西漢の宣帝の時人なる戴聖が禮儀に關する文章を蒐録して一書となせる者なり今の其の目次を擧ぐれば周官は天官冢宰(首相)地官司徒(民政)敎學大臣(春官)宗伯(禮部)夏官司馬(軍部)秋官司寇(司法)冬官司空(工部)の各篇に分ちまた其の中に付きて各所管の官職を分叙したりしが秦漢以降冬官の部闕けたりとて考工記なる一篇を以て之に充てり禮記は曲禮檀弓王制月令

曾子問、文王世子、禮運、禮器、郊特牲、內則、玉藻、明堂位、喪服小記、大傳、少儀、學記、樂記、雜記、喪大記、祭法、祭義、祭統、經解、哀公問、仲尼燕居、孔子問居、坊記、中庸表記、緇衣、問傳、三年問、深衣、投壺、儒行、大學、冠義、昏義、鄉飲酒、射義、燕義、聘義、喪服四制の各篇とす以上の三禮はもと皆周公の制作に依りて傳はれる禮典若くは之が解説の羽翼たる書籍にして孔子の周は二代を監み郁郁乎として文なる哉と云へる周代の文物制度を觀るべき良大書なれども亦其の中に後人の僞託攙入せし者往々有るを免れず西漢の劉歆の如きは尤も其の有名なりし者なり宋の朱子が乞修三禮劄子に遭秦滅學禮樂先壞漢晉以來諸儒補緝竟無全書其頗存者三禮而已周官一書固爲禮之綱領至其儀法度數則儀禮乃其本經而禮記郊特牲冠義等篇乃其義疏耳と云ひ又儀禮是經禮記是解儀禮如儀禮有冠禮禮記便有冠義儀禮有昏義以至燕射之類莫不皆然と云へるが如く儀禮禮記は二者相待ちて互に發明する者甚だ多し而して禮記中の中庸大學の二篇は宋代に至り程朱二子の相繼ぎて表彰し又朱子の章句を作くるに及んで遂に論語孟子と併せて四書と稱し經典中の經典として傳へて現今に至れるは世人の咸な知れる所なり又儀禮中の士相見喪服喪禮の諸篇の如きは以て士の應接に關する心得竝に東洋倫理組織の原意を窺ふべく又禮記中の曲禮禮運學記樂記の諸篇の如きは政事教學に従事する者に在りて參攷の必讀文たることを疑はざるなり注解の書は周禮注疏漢の鄭玄の注唐の賈公彥の疏儀禮注疏漢の鄭玄の注唐の賈公彥の疏儀禮輕傳通解宋の朱子の撰禮記正義漢の鄭玄の注唐の孔穎達の疏禮記集說宋の陳浩の註撰尤も行はる而して清の康熙帝の勅選に成れる欽定三禮義疏は漢唐宋明の著名なる諸儒の説を集録し時に帝の御案を附し又禮圖を添へあれば初學者の講究に在りて頗る便宜と爲す

(五) 類書の性質を略叙し併せて其の二三の書名を挙げよ

類書とは經史子集の各書中より事物を分類區別して一篇と爲して檢討索出の便に供する書を謂ふ三國魏の曹丕の時皇覽百二十卷を撰せしを始めとし唐の歐陽詢が藝文類聚宋の李昉等が奉勅選なる太平御覽王欽若等の冊府元龜等の類即ち是れなり我が邦に於ては宋の祝穆等が選せる事文類聚尤も徳川中世以前に行はる其の季世頃より清の康熙年間の官撰に成れる淵鑑類函四百五十卷欽定古今圖書集成壹萬卷共に有益なる類書と稱せられ而して宋の王應麟の小學紺珠清の陳元龍の格致鏡原の如き亦約にして要を得たる者と爲すべし又初めて漢籍を學ぶとき教ふる所の唐の李瀚の蒙求の如きも類書の一なり

(六) 一三の例を擧げて簡単に反切の法を説明せよ

反切とは俗に「カヘシ」と稱す二字の音を連らね呼びて一音に約めることを謂ふ其の法上の字を父字と云ひ又切とも聲とも名づく下の字を母字と云ひ又韻とも名づく謂はゆるアイウエオの五十字の圖は豎に五十字あり此を直音と云ふ横に一百字あり此を拗音と云ふ而して反切して歸納の字を取るには父字の在る豎の上下母字の在る横の左右に通じて歸納の字を求むることなり例せば金は居林反とありて居の「キ」と林の「リ」とを反すときは「キ」は加行の第二位にありて「リ」は良行の第二位にあり是れ何れも異行同位にあれば母の「リ」を父の「キ」に反へすときは「キ」の歸字を得るなり而し「キ」に母の林の韻なる「ン」を付けば「キン」の音を得て歸納と爲すなり又別は彼列反とある時彼の「ヒ」と列の「レ」とを取りて反へさんに「ヒ」は波行の第二位にありて「レ」は良行の第四位にあり是れ乃ち良の四位より波の二位に歸り角より角へ行けるが此を角行反と云ひ又細聲反と名づく此の法に依りて反すときは「べ」の歸字を得而して列の韻なる「ツ」を付けて「べツ」と爲すなり又二重反と稱する一法あり例せば祖和反を反切するときは「シスワ」と爲れども「スワ」と云ふ音なければ更に「スワ」を反せば「サ」と爲るが如き又倉回反を反すときは「スワ」を爲れども「スワ」と云ふ音なければ更に「スワ」を反せば「サ」と爲りて「イ」の韻を付けて「サイ」と爲すが如きなり尙反切法を記憶するに便利なる方法として古來より相傳へし言に豎は五十韻横百韻横歸本堅留末父字上下母字横横相同豎相通輕重清濁依上字平上去入依下字とありて各々其の法あれども煩雜に渉るを以つて略す其の詳細は藤井友枝が和漢字名録及び先年博文館より刊行せる安原健堂が漢文講讀法等の書に就いて知るべし

附言

支那の往古は反切の法なし曹魏以降印度の發音法に依りて反切法を創しめしが我が國奈良朝時代遣唐使留學生頻りに唐國に往來するに及んで又其の法に依りて假名反の法を定めたり而して漢籍の反切に應用するに簡便にして差支なきよりして遂に之を普通の反切法と爲せり而して支那の反切法は助紐の方法を取りて音韻を確にする者なるが俗に之を唐人反と云ふ其の法は韻鏡に詳かなり或は曰く我が國の假名反を立てしは吉備眞備公なりと



作文

本文ノ漢譯ハ大槻盤溪ガ近古史談ニ出ヅレバ今左ニ録ス

(二) 甲侯信玄將與謙信和使長遠寺僧某往說焉謙信延僧而問曰甲斐之臣有向井與左衛門者乎曰有其人有刀瘢乎曰有在於面謙信歎曰昔川中島之戰渠自呼姓名槍鏃我背後吾反顧一擊斬其面意爾時既傷死也今尙無恙耶乃出綠綿戰袍附以一簡使僧贈之於與左衛門世謂之倒勳狀

參考

甲侯信玄とあるは信玄は甲斐を領有せしを以て支那風に書きたれども其の非なることは既に先輩の定論あり又單に謙信と書して姓を記せざるは近古史談には本文の前に既に越侯謙信と記せし文あるを以てなり然れども予は之を武田信玄欲與上杉謙信和と改めんと欲す往說焉の焉も左傳其外の古文に用ゆれども叙事には矢張り之の字を用ゆる方可なり曰有其人有刀瘢乎の句其人の上に曰の字を省きしは彼此の間問答の急なる狀を示す文法なれども曰有在於面の句の有在の間には安在の二字を入れて原文と一致の方を取るに如かず渠自呼姓名の渠は彼と同義に用ゆれども古文には大抵彼の字を用ゐたり意爾時既傷死矣は意義は通ずれども辭氣鄙俗にして弱わし意其已死久矣と改めんと欲す尙ほ外に意見あれども今は之を略す

讀方

(一) 晋郤缺言於趙宣子曰日衛不睦故取其地今已睦矣可以歸之叛而不討何以示威服不柔何以示懷非威非懷何以示威子爲正卿以主諸侯而不務德將若之何夏書曰戒之困休董之用威勸之以九歌勿俾壞九功之德皆可歌也謂之九歌六府三事謂之九功水火金木土穀謂之六府正德利用厚生謂之三事義而行之謂之德禮無禮不樂所由叛也若吾子之德莫可歌也其誰來之盡使睦者歌吾子乎宣子說之

此れ左傳の文公七年の文中の一節なり

解義 晋郤缺。晋は國の名郤は姓にして缺は名なり時に仕へて晋の大夫と爲れり。趙宣子、趙は姓にして名は盾と云ふ宣子は其の諡なり晋の正卿と爲り、日衛不睦、日は往日なり衛は國の名左傳の文公元年に晋文公之季年諸侯朝晋衛成公不朝使孔達衛の臣侵鄭鄭の同盟國伐縣訾及匡地名とあり不睦とは即ち是を謂ふ故取其土晋の師衛を伐ち戚地名を取し事左傳の文公元年に見ゆ何以示懷懷は忠愛慈仁の徳を以て懷け従はしむと。夏書曰夏書とは夏の時代の事を紀せる書にして本文に引けるは即ち今の書經の大禹謨の篇に見ゆ大禹謨は西晋以前には散佚して存せざるを以て杜預西晋の人左傳を注せし時は未だ見ざれば其の左傳の注には逸書と散佚せし書經云へり或は今の大禹謨は東晋人の僞作なりとも云ふ要するに左傳に引ける時は夏書として儼存せしなり。戒之以休休は慶なり褒賞を謂ふ下文の威と相對す。董之用威。董は督なり威は刑罰を謂ふ。六府三事。府は府庫なり水火木金土穀は即ち財用の出づる所なるを以て府庫に譬へて六府と謂ふ事は人の當さに爲すべき者なり正徳利用厚生は共に人の務むべき者なるを以て三事と謂ふ。正徳利用厚生。正徳は人民の徳を正くして偏倚すること無からしむるなり利用は人民の用を利して便益を予ふるなり即ち舟車耒耜の類を作ること厚生は民の生活を厚くするなり即ち飲食衣服の類を給すること。謂之徳禮。徳は道德なり禮は禮法なり漢の賈誼が治安策に曰く禮者禁之於將然之前而法禁之於已然之後とあり乃ち禮とは徳義を實行す可く設けられたる規律なり故に禮と徳とを連屬して齊の管敬仲の言にも招携以禮懷遠以徳徳禮不易無人懐の語あり又左傳の僖七年に見ゆ。無禮不樂。禮の下に則の字を加へて看るべし。盍使睦者。盍は何不なり之於を約して諸と爲し不律を約して筆と爲すが如く二字の音を詰めて一字と爲すこと漢字には其の例多し

通釋 晋の大夫即ち大臣たる郤缺は正卿即ち總理大臣とも申すべき趙宣子に言ふて曰く往日衛國は我が晋國に睦しからずして抗敵の罪あるを以て故に其の領分の中の土地を取りて罰したり然るに只今となりては己に謝罪して我が晋國とは睦しくなりたりされば曩に取りし土地を歸し遣はすべし彼が我に叛きたるとき我之を討伐せずんば何ぞ以て我が威嚴を示して彼を畏服せしむ可きや亦彼が我に服したるとき我之を柔らげ惠ますんば何ぞ以て我が恩愛を以て懐くることを示さんやさて此威嚴と恩愛とに非れば何ぞ以て我國の徳を示さ

ん若し我が國に右の如き恩威並び行はるゝ徳が無きとは何ぞ以て天下の覇者と爲りて諸侯の會盟を主る可けんやされば覇者と爲りて諸侯を治むるに於て徳は最も必要たるは言を俟たず然るに只今吾子は國一番の大臣たる正卿と爲りて諸侯の會盟を主どりながら徳を修むことを務めざるときは將に之を如何に爲さんとするかさて此の義は獨り吾等不肖の臆見にはあらず昔し夏の禹王の時事を録せる夏書と申す文書の中に曰へることあり君たる者民に臨み治むるには國民を戒め勵ますに慶賀の事を以てして賢行ある人は褒美を與へて益々勉強せしめ亦國民を監督するに威嚴の事を以てして罪科ある人は刑罰に處して益々懲りて懼れしめ國民を勸勉鼓舞するに九歌に歌へる事を以てして國民をして半途にて壞れ廢せしむること勿れとさて夏書の文言は以上の如くなるが九歌とは何ぞやと尋ぬれば九功とて治國の上に於て九つの功績の徳ありて皆各々歌に載せて陳べ立つ可き者なるが之を名けて九歌と云へるなりさて又其の九功とは何ぞやと尋ぬれば水火金木土穀の六者が例へば水は能く灌漑し火は能く烹熟し金は能く斷割し木は能く造作の用に供し土は能く生殖し穀は能く養育するが如く各々生活の財源と爲りて施かも府庫の物を蓄積するが如くなるより之を六府と名づく正徳利生厚生の三者は或は國民の徳を正しく國民の用向を便利にし國民の生活を厚く裕かにするを以て人の務むべき事と爲せるより之を三事と名づくさて此の六府三事の九功を各々見計らひて其の宜きに從ひ善き程に取扱ひて行くこと之を徳禮と名づく上たる者に此の徳禮が無きときは國民は唯た威光刑罰にのみ壓伏せられて決して中心より樂みて服従を爲さず随つて失望不平の心が盛んになり遂に離叛するに至るなり故に昔の聖人は能く此の機微の關係を看取して禮を行ひ民を樂ましめしが爲めに茲に音樂を作り九功の事を音樂の歌に陳べて何時となく知らず識らざる間に自ら勧め勉めて已むこと能はらざらしむるなり以上が即ち勸以九歌勿使壞と申すの義なるが然るに今や吾子の徳の若きは遺憾ながら是れぞと取り立てゝ歌ふべき程のもの莫きなりされば其れ誰か吾子に來りて歸服するものあらん吾子何ぞ古への聖人に鑑みて恩威並び施し已に睦しき衛國に前きに取りし土地を歸へし彼をして益々吾子の禮あるを樂みて其の徳を歌はしめざるや

(二) 太公望封於營丘。地潟鹵。人民寡。於是太公勸其女功。極技巧。通魚鹽。則人物歸之。繼至而輻湊。故齊冠帶衣履天下。海岱之間。歛衽而往。

朝焉。其後、齊中衰。管子修之、設輕重九府。則桓公以霸。九合諸侯、一匡天下。而管氏亦有二歸。位在陪臣、富於列國之君。是以齊富強、至於威宣也。故曰、倉廩實而知禮節、衣食足而知榮辱。禮生於有、而廢於無。故君子富、好行其德。小人富、以適其力。淵深而魚生之、山深而獸往之。人富而仁義附焉。富者得勢、益彰。失勢則客無所之。以而不樂、夷狄益甚。諺曰、千金之子、不死於市。此非空言也。故曰、天下熙熙、皆爲利來。天下壤壤、皆爲利往。夫千乘之王、萬家之侯、百室之君、尙有患貧。而況匹夫編戶之民乎。

此れ史記貨殖傳の序論中の一節なり

解義 太公望。姓は呂名は尙、周の文王武王の師なり。文王の祖父古公宣父嘗て曰く賢人ありて周に来るべし。周因て興らんと文王の呂尙を得るに及んで我が太公(古公子呂尙)の來るを望むや久しと云ひ遂に尙を尊んで太公望と號せしこと史記及び十八史略に見ゆ。營丘。地の名即ち齊國の都なり。地潟鹵。鹹氣ある地なり。繩至而輻湊。繩は索なり。繩至とは人物の歸化して絶えざることを繩

索の相屬するが如くなるを謂ふ。輻はクルマノヤ湊は「アツマル」と訓す。車輻の其の轂を共にするが如くに物事一處に集まることを謂ふ。冠帶衣履天下。履天の間に於の字を加へて看るべし。天下の冠帶衣履を齊國より供給することにて即ち齊國の富盛なるを謂ふなり。海岱之間。支那古代九州の一なる青州を謂ふ。岱は泰と同じ泰山なり。書經の禹貢に海岱惟青州とあり。乃ち青州の疆域は東北は海に至り西南は岱宗(泰山)に至るを以つて海岱之間と曰ふ。地理今釋に依れば青州は今の山東省の登州萊州の二府、青州府益都臨淄昌樂安邱壽光臨朐の六縣及び諸城高苑博興樂安の四縣の南境、濟南府肥城長清歷城意邱鄒平長山新城淄川の八縣及び泰安州萊蕪縣の北境、兗州府東阿平陰の二縣の北境、其の東北は海に跨り盛京省の奉天府より朝鮮國に至るまでと爲せり。斂衽而往朝。衽は衣襟なり。又衣前なり。管子。名は夷吾字は仲齊の桓公を相けて覇者と爲せし人なり。設輕重九府。輕重は錢のこと。九府は太府王府內府外府天府職內職金の九官皆財幣を掌る者故に九府と云ふ。乃ち錢穀の輕に重を調和し諸府庫の出入を整理することを謂ふ。九合諸侯。論語の憲問篇に孔子の語を載せて桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也とあり。本句は蓋し此より出づ。九合は九回の會合なり。

り又第九次に葵丘の地に於て諸侯を會せし時を指すなり(葵丘の事は孟子左傳に見ゆ又九は糾と通じて糾正して合はすなりとの三説あり下句の一匡に對するときは九回會合の説を可と爲す。一匡天下。又論語の憲問篇に管仲相桓公ケテ霸天下ト一匡天下の語より出づ匡は正なり論語正義に曰く周自東遷王室微弱天子之尊與諸侯無異齊桓季諸侯令天下知尊周室故曰一匡天下ト。亦有三歸。此れ又論語の八佾篇に出づ三歸とは歸は婦人の嫁することなり即ち管仲は一度に三姓の女を娶りて妻と爲すを謂ふ又天子の后を娶るは后と同姓なる三國の女之に媵し國毎に三人なれば本國より入れる后と三國の媵とを併せて十二人と爲す諸侯の夫人を娶るは同姓なる二國の女各々三人之に媵し夫人の國と共に九人と爲す乃ち三國の女之に嫁するを以て三歸と曰ふ今や管仲陪臣を以て之を爲す正に其の僭侈なる所なりと又三歸は臺の名にて乃ち管仲が淫遊を縦にせし處と云ふ尙ほ諸説あれども略す要するに孰れにても可なり。故曰倉廩實云々。此の語は管子の牧民篇に見ゆ。客無所之。客の來りて歸依する者なきを謂ふ。以而不樂。以下二句は古人皆以て脱誤ありと爲せり今按するに上下と文義通也や向に然り。天下熙々。熙々は樂むなり。天下壤々。壤々は紛錯の貌熙來押韻壤往亦韻を押す。千乘之王。大國の王を謂ふ周の制六尺を歩とし百歩を一夫とし三夫を一屋とし三屋を一井とし十井を一通とし十通を一成とす一成に革車(兵車)一乘(一輛)を出たす則ち千乘の國とは其の地千成にして地方三百十六里有崎と爲す公侯爵の國は此の土地を有す故に當時大國を稱して千乘と云へり論語の學而篇に子曰道千乘之國とあるが如きは即ち是なり。編戶之民。平民なり編は聯次なり編戶とは乃ち均く民籍に聯次して高下の差なきことを謂ふ

通釋 昔し齊の君の祖先たる太公望が營丘と申す處即ち齊國に周の天子より封

せられ時土地は潟鹵とて海邊に近く鹽氣のさす處にて物産豊かならず人民の口數は寡くして國力甚だ振はざりしが是に於て太公望は奮發して國力培養に力を致し國中の女の仕事を勧め技藝巧みを極はめ又海産物に注意し魚や鹽を通商して輸出したれば人物多く之に歸服し宛かも繩索を以て相繋げるが如く引き續きて至り車輻の中軸に集り合ふことの如く四方八方よりして來り集りて殷盛なる國と爲れりされば其の結果齊國より産出せる冠帶衣履の服裝は天下諸國に供給して申さば各國上流社會の晴れやかなる時の服裝は咸く齊國の

物を用ゐることゝ爲り海岱の間なる各地の君長達は皆共に衣の前を斂め即ち衣服態度を正くして齊國に往きて其の君に朝見をなせり其の後に至りて齊國は中頃衰微せしが有名なる政事家管仲が之を修めて取り直し輕重九府とて錢穀の調節倉庫の出納の如き夫れ夫れに理財の方法を設定して齊國富強なりしが其の君なる齊の桓公は因りて以て天下に覇者と爲り各國の諸侯を會盟して九たび合はせ當時の王室を尊尙して天下を一たび匡たし而して管仲の家も三歸の豪奢を爲し管仲の身分は周の天王の臣なる齊侯の臣にて陪臣にて在りながら實力は仲々盛大にして列らなれる各國の君主よりも富めり是の譯よりして齊國は富み兵は強くして後世の威王宣王と云へる戰國時代の君に至るまで相續ツきしなりされば管仲が自作の書にて今の管子と名づくる書の中に金持ち田地持ちと爲りて倉廩が充實するときは德義心の道も自然に行はれて禮節を知り衣服飲食が満足するときは自然に廉恥の心を生じ善を榮とし惡を辱とすることを知ると曰へり實に禮義は財物が有りて裕かなるに生じて貧窮にして物が無き時は廢タれて行はれず位ある君子即ち上流社會の人が富むときは好んで其の持ち前マたる道徳を行カひ世の無カき小人即ち下流社會の人が富むときは各々其の相當なる力に適合して夫れ夫れの職業を勵み勉むるなり譬へば淵が深くして水多きときは魚が自然に之に生し山が深くて草木等が蕃るときは獸が自然に之に往きて栖むが人も其の通りにて人が富みて裕かなるときは仁義の道徳が自然に之に附き添ふて身の光りを増すものなり富める者勢を得るときは既に世に知られて居る上に益々彰はれて人の尊敬を享け若し勢を失ふときは只今まで従ひ遊べる賓客皆之を見放して誰れ一人として往き尋ぬること無し實に世は輕薄極まる現金なる者なり世間の諺にも曰へり千金の子即ち大切なる身分の人は市場の如き卑き場所にて空しく生命を棄てゝ死せずと此の言は空しく譯ワの無き言にあらず亦如何にも尤なる道理ある語なり故に古語にも曰へり天下の人々熙々と相樂み皆利益を獲んが爲めに來り亦天下の人々攘々と混雜し皆利益を獲んが爲めに往くと即ち利益の爲に何れも大に活動して騒き居れり夫れ千乗の兵車を出すべき大國の王萬家の人民を有する諸侯百軒の家ある土地何れも共に相當の資産を有しながら尙貧乏を患へて困める者あり況して尋常一樣なる匹夫又普通戶籍に編入せられて居る平民共に於て貧乏を苦むとは勿論なりされば貨殖と申すとは是れ又容易の業に非るなり

同 擬答

(支那時文の部)

早稻田大學教授 青 柳 篤 恒 述

編者曰く、問題は白文なり。字解及び文義を附したるは諸君の爲めにとて青柳教授の篤志による。

(三) 讀 方 (本紙ニ句讀返點送假名ヲ施スベシ)

頃、閱<sub>ス</sub>京津報、載<sub>ス</sub>孔教會代表陳煥章等上<sub>リ</sub>書、請<sub>ル</sub>願<sub>セ</sub>於<sub>テ</sub>憲法上、明<sub>シ</sub>定<sub>シ</sub>孔教、  
爲<sub>シ</sub>國教、傳聞之下、不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>駭<sub>ニ</sub>異<sub>ニ</sub>。夫<sub>レ</sub>孔子之教、不<sub>レ</sub>足<sub>ニ</sub>完<sub>ニ</sub>全<sub>ニ</sub>宗教資格、中<sub>ニ</sub>西<sub>ニ</sub>通<sub>シ</sub>、  
人<sub>ノ</sub>久<sub>ク</sub>有<sub>リ</sub>定論、況<sub>ヤ</sub>信教自由、載<sub>テ</sub>在<sub>リ</sub>約法、民權神聖、烏<sub>シ</sub>容<sub>ニ</sub>侵犯<sub>ス</sub>、憶<sub>フ</sub>民國締造<sub>シ</sub>、  
之初、當<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>者、因<sub>リ</sub>五族人民、宗教互<sub>ニ</sub>殊<sub>ニ</sub>、恐<sub>レ</sub>以<sub>テ</sub>信仰關係、障<sub>ル</sub>碍<sub>シ</sub>共和、遂<sub>ニ</sub>舉<sub>ゲ</sub>信<sub>教</sub>、  
自由、載<sub>セ</sub>之<sub>テ</sub>約法、誓<sub>テ</sub>爲<sub>シ</sub>信條、以<sub>テ</sub>示<sub>シ</sub>畛域、無<sub>ク</sub>分<sub>ツ</sub>五族平等之至意、共和大<sub>局</sub>、  
用以立<sub>テ</sub>成<sub>セ</sub>何圖、紙墨未<sub>ダ</sub>乾、國基甫<sub>メ</sub>定、一<sub>般</sub>號<sub>シ</sub>爲<sub>シ</sub>孔教會者、忽<sub>チ</sub>倡<sub>テ</sub>請<sub>フ</sub>定<sub>シ</sub>、  
國教之議、浪<sub>シ</sub>生<sub>シ</sub>厲階、挑<sub>メ</sub>撥<sub>シ</sub>惡感、不<sub>レ</sub>憚<sub>ラ</sub>以<sub>テ</sub>自<sub>ラ</sub>是<sub>シ</sub>自<sub>ラ</sub>高<sub>シ</sub>之意氣、破<sub>ル</sub>壞<sub>ス</sub>五族統<sub>一</sub>、

一之局。驅此風雨飄搖之國家。陷入歐西教爭之慘轍。苟不預爲防制。則民國前途。有不堪復問者矣。(支那天主教全體公民請願信教自由不定國教書中一節)

五〇

字解 京津報。北京にて發行する漢字新聞の名。○孔教會。以孔教爲國家風教之大本を主義となし北京に興れる團體。○明定孔教爲國教。十二月四日を以て袁大總統の發せる國民黨解散の命令は外國人の間に甚だしき反響の起るを見ざりしも、此の以孔教爲國教との主旨を支那共和憲法の一明文として規定せんとするの一事は端しなくも外國人の視聽を聳動し、基督教徒及佛教徒の熱烈なる反對運動を惹起せり、北京天壇に開ける憲法起草委員會に於ても此問題に關する議論辯難はなかくに激烈にして此議案に反對する者に皆曰く、憲法上既に信教自由の一條あり、而して孔教を特定して國教となさんとするは是れ思想上の矛盾のみと、又曰く孔教を以て國教とせば蒙古人、回回族、西藏人の如き孔子の徳未だ及ばざる地方を如何に處せんとする乎と、議員汪榮寶氏等の熱心なる賛成の主張も其效なく終に反對説の破る所となり、同委員會に於ては否決に歸せり。○中西通人。中は中國即ち支那、西は西洋、通人は博識通達之士。○約

法。即ち臨時約法、孫文の南京臨時政府が政權を袁世凱の北京臨時政府に讓渡する時、南京參議院に於て議定し之を袁に提供して共和政治の規矩準繩となせるもの、憲法制定まで此約法は憲法の效力を有せり。○烏。いづくんぞ。○容。可けんや。○民國締造。民國は中華民國共和政體成立の後、支那にては國の字を國と書すること流行せり、即ち民國の意なり、締造は創造。○五族。漢滿蒙回藏、即ち漢人、滿洲人、蒙古人、回回教を奉ずる民、及び西藏人の五族をいふ、漢滿には佛教あり、耶蘇教あり、蒙藏は主として喇嘛教を奉じ、回族は回回教を奉せり。○殊。異に同じ。○浪生厲階。亂階を醸すの意。○風雨飄搖之國家。風雨飄搖とは國運の浮雲げなる形容。○歐西教爭。教爭とは宗教上の戰爭。○慘轍。慘劇の覆轍。○預。豫と通ず、あらかじめ。○防制。防禦抵制。

文義 近日京津報を閲せるに、孔教會代表陳煥章等上書して民國共和憲法の一箇條として孔子教を國教と定めたいといふことを請願したことが載せてある、之を聞くや、駭き異しむ次第である、一體孔子の教は宗教の資格を完全に具備する者ではない、此事に就ては中外の識者の間に以前から定論さへある、況や信教の自由は臨時約法に於て明らかに規定してあるではないか、民權は神聖である、何



うして之を侵すことが出来ようぞ、思ふに中華民國建設の際、其當時の局に當れる者、漢滿蒙回藏以上五族人民の宗教が夫れ／＼違つて居るので、信仰關係から延いて共和政治の障礙ともなりはせぬかを心配し、とう／＼信教の自由を臨時約法の條文に明記し、誓つて信條となし、以て人種上の區別を立てず、五族共和の大精神を表示し、共和の大局之に因て以て成立したのである、然るに安くんぞ知らん、其墨蹟も未だ乾かざる今日、共和國の基礎が僅にやつと定つたばかりの際、彼の一般の孔教會と稱する團體は突然國教を憲法上に制定せんと、議を提唱して、悶着の種子を蒔き、人々の悪感情を挑發し、自分一人偉らがり自分一人高ぶつて居る、我儘なる意氣を以て五族統一の大局を破壊するをも憚らず、今や正にグラツキ放題グラツキ居る支那の國家に鞭つて、西洋諸國に能く見る所の宗教上の戦争に關する慘劇の覆轍を踏ませようと企て、居る、若し何んとかして之を未然に防壓して仕舞はなかつたならば、民國の前途や實に測るべからざるものがあるであらう、支那天主教に屬する公民全體の名義を以て信教の自由を確保し國教としては別に何も定めぬ事を請願せる書中の一節

(漢文及支那時文の部終り)

第七回 廿國語及漢文科豫備試驗問題 (八月二十二日施行の分)

設問

- (一) 謠曲ニ就イテ知レル所ヲ記セ
- (二) 歐洲語ヨリ轉化シテ我が國ノ通用語トナレルモノ若干ヲ舉ゲヨ
- (三) 左ノ文ノ縦線ヲ施シタル部分ヲ品詞上ヨリ解剖セヨ  
 萬里の長城未だ全く成らずして山東既に亂れ坑灰なほ温にして咸陽の宮殿三月紅なりあはれ萬世無窮と期せし始皇が遺圖も忽ち二世にして盡きぬ盛なる者豈竟に久しからんや
- (四) 左ノ語ヲ解釋セヨ  
 起請 怠狀 命婦 家司 優婆塞  
 聯想 對照 暗示 本能 不文法

解釋

- (一) 海づらより少し入りたる國分寺といふ寺をよろしきさまにとり拂ひておはし

まし所に定む今はさはかくてあるべき御身ぞかしとおぼししづまる程猶夢の  
 こちしていはむ方なしそこら参りしつはものどももまかづればかいしめり  
 のどやかにぬるいとど心細し昔こそ受領どもも任の程その國をしたため  
 行ひしか此頃は唯名ばかりにていづくにも守護といふ者の目代よりはおぞま  
 しきをすゑたれば武家まびきにてのみおほやけざまの事はよろづおろそか  
 にぞしける葛城の王を陸奥の國へ遣したりけむもかくやとあはれなり(ます鏡  
(イ) 世の中にさらぬわかれのなくもがなちよもといのる人の子のため  
(ロ) とめこかし梅さかりなるわがやどをうときも人はをりにこそよれ  
(ハ) 白梅や墨芳しき鴻臚館  
(ニ) 面白うてやがて悲しき鶺鴒かな

注意 (一)漢文ノ解釋讀方ト通ジテ四時間トス  
 (二)問題毎ニ毛筆ニテ別紙ニ認ムベシ

同 擬 答 (國語の部)

早稻田大學教授 永 井 一 孝 述

設 問

(一) 謠曲ニ就イテ知レル所ヲ記セ

答 謠曲に就いて知れる所の全部を記載することは、時間と紙數とが到底許さぬ  
 ことである。それ故、こゝには唯その起源・材料・脚色・思想・分類・文章・作者・文學的價  
 値等について、ほんの概略だけを記して見ようとおもふ。

謠曲とは能樂に用ゐる歌曲の謂である。能樂は今でこそ能樂といへ、その昔  
 はお能とのみ呼んだ猿樂の能のことで、謠曲も當時は單に謠うたひとのみ稱へたもの  
 である。能の起源に關しては、古來いろ／＼の説が傳はつてゐるが、いづれも之  
 を神秘的のものにしようとして作つた虚偽もしくは臆測の説で、信憑するに足  
 らぬものゝみであつた。それで、能の起原といふと、殆ど五里霧中に彷徨すると  
 いふ觀があつたのであるが、近年に至り『世阿彌十六部集』といふ書物が發見され、

稍、一道の光明が認められるやうになつた。それによると、永和の頃今熊野の猿樂大夫觀阿彌清次といふものが、足利三代の將軍義滿の値遇を得て、從來行はれてゐた諸流の猿樂にその他のあらゆる舞曲、即ち平家を始め、宴曲、部曲、小歌、延年、舞群樂、田樂等を參酌綜合して一新機軸を出し、その子の世阿彌また不世出の天才を以て之を繼承し、つひに大成したのである。されど、それも最初のほどは、なほ田樂と對立の姿であつて、文安の頃までは將軍の御前に於いて田樂の催があつたが、寛政五年四月の糺河原勸進猿樂の時には田樂法師は唯祇候したのみで、その技を演じなかつたといふ。この頃から田樂は著く廢れて、つひに春日・日光などの如き大社の神事にのみその俵を止むることとなり、能樂ばかりが、恰も朝廷に雅樂といふものゝあるが如く、武家の式樂として獨り賞鑑を擅にするに至つた。こゝに於いてか、從來の猿樂大夫なるものも舊態度を棄て、この能樂に従事することゝなつた。かくて、その流派も、觀世に加へて、寶生・金春・金剛・喜多の五流を生じた、即ち所謂能の家元である、但しこの中で、喜多は稍後れて出來たといはれてゐる。五流の演舞に於いて多少の相違あることは勿論であるが、そのこゝには、問題の要求に従つて、單に謠曲の方面のみについて記載する。

謠曲の題材は甚だ豊富である。我國のはいふまでもなく、廣く天竺・震旦にわたり、歴史的のもあれば現在の活社會のものもある、上は王侯より下は賤民に及び、加ふるに鬼畜の類、無生物をまでも詩化してゐる。今日普通に行はれてゐるものでも既に内外二百餘番の謠曲、まして『能之圖式』や『翁草』の目錄に見えてゐる如き千餘番の謠曲、これを一々穿鑿吟味する暇をもたないが、大體は『古事記』や『日本書紀』などから採つた神話もの、『源氏』、『伊勢』、『大和』等の物語さては、『萬葉』、『古今』等の歌集から採つた戀愛もしくは和歌の傳説のやさしきもの、『平家物語』、『源平盛衰記』、『義經記』、『曾我物語』などから採つた勇壯殺伐悲愴なるもの、『風土記』や『今昔物語』などから採つた傳説に基くもの、寺社の緣起由來に關するものが大部分を占め、殊に小野・小町や義經や曾我兄弟に關する傳説的のものが多し。和歌に關する傳説を材料としたものには、たゞ一首の歌を本として一曲を拵へあげたものさへある。「船橋」や「檜垣」などはそれで、謠曲の作者がいかにかに詩材を見出すに鋭敏であつたかが想察される。

而して、謠曲の作者は是等の材料を如何に脚色結構したかといふに、劇詩とし

ては稍異なつた形式で、作者の批評詠歎或は叙景叙事までも加はつてゐる。殊に異様に感ずることは、作者の批評詠歎を曲中の人物自身の口からいせるところとである。さればというて、謠曲は勿論單なる叙事詩ではない、つまりは叙事詩から一步を進めて劇詩に近づいた變形のものともいふのであらう。

曲中の人物は老若男女貴賤僧俗さまざまであるが、之を分つてシテ、ワキツレ、トモ等の數種としてゐる。シテは主人公、ワキは客、ツレは從屬するもの、トモは更に一段價値の少い人物のことで、その外に立衆、子方、間の狂言などいふものもある。併し、間の狂言師の口にする詞章は、謠曲には大抵は略して云々と書いてあるのが常である。

是等の人物が登場する順序は必ずしも一定してゐないが、シテが一曲の半途で退場して、更に服装をかへて登場することがある。これを區別する爲に、前なるを前ジテ、後なるを後ジテといふ。前ジテ後ジテは別人なることもあれば、同一人なることもある。とにかく、この場合には舞臺面に多少の空虚を生ずる。

この空虚を填める爲に出るのが、かの間の狂言である。間の狂言は唯一曲の筋を通譯俗解して語るだけのものであるから、脚色からいふと蛇足に過ぎないが、之を境として後ジテの登場によつて局面は全く一變する。前後は自然二場に分れる。これがシテの一曲を終へるまで退場することなきのと比べると、結構の上では勿論、脚色の上でも複雑に且變化多きものとなる。そこで、これを單式能複式能といつて區別するものもある。さはいへ、その結構の如何に拘はらず、謠曲といふものは、おしなべて簡單なるもので變化に乏しい。そして、曲の種類によつて多少の相違はあるが、大體は所謂千篇一律のもので、數十百篇の謠曲も殆ど同一模型によつて作成されたといつてよい。

謠曲の中に流れてゐる根本思想は、法力の廣大無邊なること、即ち一切衆生草木國土悉皆成佛といふことに存する。單に佛教の思想といへば、王朝文學でも鎌倉文學でも既に見えた、現世を泡沫夢幻に比することは殊に鎌倉文學に於いて盛に歌はれることであるが、單に現世の果敢ないことを説くに止り、又王朝文學では隨分法力の廣大なることを説いてはゐるが、主として現世の果報を祈るに止まつて、何れも更に當來の解脱得道には説き及ばなかつた。然るに、謠曲では多くは當來の救はれるといふことを主としてゐる。これは我文學にあらはれた佛教思想としては破天荒といはねばならぬ。亂世の英雄將士も衷心人生

を顧みて一種言ふべからざる心の悲を感じるの時、能を見、謠を聴きて、執着迷妄、嫉妬邪淫、殺生偷盜、兩舌妄語、慳貪瞋恚ありとあらゆる罪業も廣大無邊なる法力によつて救はれ、解脱成佛するを見ては、その趣味を満足さすると共に、またその胸中の苦を慰藉することを得たのであらう。

謠曲の文章は語る部分と謠ふ部分とより成る。語る部分は俗語平談で、さしたる文學上の價值はないが、謠ふ部分は多く七五調から出來てゐる韻文で、語句そのものが佳句麗語に富み、縁語かけ詞に富むのみでなく、題材人物の如何に隨つて、次第一聲、サシカ、ルクリクセ、語りクドキロンギキリなどの配合が巧に工夫を凝らしたところが見える。是等の句くばり配合のうまさは蓋し謠曲の大特色で、佳句麗語等の頻出することも亦一大特色として見るべきであるが、併し仔細に觀察して見ると、その佳句麗語といふのも多くは和歌・朗詠『白氏集』文選『伊勢』『源氏』『平家』等の物語に見えてゐる成句成語で、作者の獨創にかゝるものは少い。謠曲の文章からは是等の成句成語を除き去るならば、謠曲の文章は殆ど無いといつてもよい。さはれ、その採り方つゞり方が如何にもうまい、それで謠曲の文章は謂はつづれの錦ともいふべきもの、見た目の花やかさは驚くべきところがある。但し、中には殆ど無意義のものまでも佳句麗語とだにいへば之をとり入れ、文理の不明になるまでも縁語かけ詞を濫用した傾向のあることは免れざる非難の點であらう。千篇一律は文章の上にも亦認められる。

謠曲の分類については、或は材料の上より、或は組織の上より、或は性質の上より、或は目的の上より、或は登場人物の上より、要するに種々の方面からすることが出来る。從來能役者社會では、神能、修羅物、鬘もの又は女もの、それから五六番組合せて演ずる場合に多く三番目に据ゑられるので三番ものと呼ぶもの、ワキを主とする脇働、翁の次に演せられる脇能、現在を主とする現在物、祝賀の意をのべた祝言もの、その外、幽靈物、天狗物、釋教物、老女物、狂女物、怨靈物、源氏物、曾我物など、種々雑多の名目をつけて分類してゐる。最も普通には、神事祝言、幽靈世話など、というてゐる。これは勿論未だ科學的分類とはいへないが、おほよその内容はこれでもわかる。

作者については『内外謠作者考』によると清次・元清などが大部分を作つたものとしてあるが、嚴密に分明ならぬので、從來是等は多分作曲者の意であらうとして取扱ひ、作文者は他にあるもの、五山の文學僧などの手すさびかと推斷せられ

てゐたのである。然るに、これに、前にいふ『世阿彌十六部集』の發見によつて、全く  
 いらほがなる臆説で、作文者も矢張り清次や元清、殊に元清によりて今日行はれ  
 る謠曲の大部分は出來たものであるといふことが知られた。即ち清次や元清  
 は、作文もし、作曲もし、舞振りをも工夫して、大成したのであつた。勿論、その外に  
 後人の作つたものもあり、又全く作者の知られぬ曲もなほ少くないのは事實で  
 ある。とにかく吾輩等も、前には、學問極衰の時代にあつて是等の文學が猿樂大  
 夫の輩の手に成つたものとは信せられぬ、多くは僧侶の手を借つたものだらう  
 というたのは、謹んで取消さねばならぬ。

謠曲の文學的價值については、是まで叙し來つたので大概察せられることゝ  
 信ずる。室町文學は謠曲を有して十分に他の時代に誇るに足る。されど、之を  
 以て無上のものとして、頻りに有りがたがるのは餘りに過ぎてゐる。况や、多く  
 は千篇一律、模型によつて作成された結晶文學であるに於いてをやである。吾  
 人は文學極衰の際に當つて豫期以上のものを得たるを多とし、後世の文學即ち  
 淨瑠璃等も之に由つて出づるに至つた事を多とするのである。殊に、貴族的歌  
 曲として之に代るべきもの絶えて無きを見て、文學的以外なほ別に大なる價值  
 あることを想ふのである。

## (二)

歐洲語ヨリ轉化シテ我が國ノ通用語トナレルモノ若干ヲ  
 舉ゲヨ

答 近來歐洲との交通頻繁となり、彼の國の文物の輸入せらるゝもの日一日と多  
 くなり行くにつれて、一々譯語を附するに至らず原語そのまゝを使用するもの  
 の加はるので、歐洲語の轉化して我が國の通用語となるものも少くない。ラン  
 プ (Lamp) マッチ (Match) シャボン (Sabon) シャンポ (Chapeau) シヤツ (Shirt) タバコ (Tabaco) ビス  
 トル (Pistol) ブリキ又はブリッキ (Blik) サール (Zabel) ユロード (Velinda) ユロフク (Grof-  
 grain) ホンペイト (Confessor) アルノイ (Alfeloa) トンネル (Tunnel) ステーション又はス  
 テンション (Station) ポンプ (Pump) キャラコ (Calico) リンネル (Linnen) セル (Serge) フランネ  
 ル (Flannel) カナキン (Canequine) カツン (Cupa) ガラス (Glass) ユードロ (Vitro) ゴム (Gum) ガス  
 (Gase) メリヤス (medisa) パイン (Pain) ユール (Bear) ハンケチ又はハンカチーフ (Handker-  
 chief) カステラ又はカステイラ (Castilla) カルタ (Carta) コレラ (Cholera) ケット又はケット  
 (Blanket) ラムネ (Lemonade) ハイカラ (High-Collar) の如きは、殆ど全國を通じて婦女童

蒙にても口にするところもしそれテーブル(Table)テント(Tente)プラットホーム(Platform) ストライイキ(Strike)ペン(Pen)クラブ(Club)コーヒー(Coffee)コンクリート(Concrete) コンマ(Comma)ボール(Ball)ベースボール(Base-ball)ボート(Boat)ボイコット(Boycott) トラスト(Trust)シンジケート(Syndicate)コンミッション(Commission)インバネス(Inverness) フロックコート(Frock-Coat)オーバーコート(Over-coat)モーニングコート(morning-coat) カフス(Cuffs)カラー(Collar)ネクタイ(Necktie)タオル(Towel)アイスクリーム(Ice-cream) フライ(Fry)ライスカレー(Rice-curry)アーチ(Arch)アプト式(Abrack)イルミネーション(Illumination) オルガン(Organ)ピアノ(Piano)バイオリン(Violin)スタンプ(Stamp) ポスト(Post)ノート(Note)タイプライター(Typewriter)セントルマン(Gentle-man) マントル(Mantle)オムレット(Omelet)カツレット(Cutlet)などいふ如く、稍一般の言語に用ひられようとしてゐるものまでを列挙し來るならば、數頁の紙面を費すとも載せ盡すことは出来まい。今は唯思ひ浮ぶまゝを記載して其の一斑を示すに過ぎないのである。工業用商業用さては學術用などに使はれて、その専門家に於いては殆ど通用語視せられてゐるものまでをいへば、更に數倍の多きにも上る

(三)

左ノ文ノ縦線ヲ施シタル部分ヲ品詞上ヨリ解剖セヨ  
 萬里の長城未だ全くならずして山東既に亂れ坑灰なほ温にして咸陽の宮殿三月紅なりあはれ萬世無窮と期せし始皇が遺圖も忽ち二世にして盡きぬ盛なる者豈竟に久しからんや

答	萬里	名詞	普通
の		助詞	
長城		名詞	普通
未だ		副詞	
全く		副詞	
成ら		動詞	良行四段活用 將然段
す		助動詞	打消 連用段
して		助詞	
山東		名詞	普通

既に	副詞	
亂れ	動詞	良行四段活用 連用段
始皇	名詞	固有
が	助詞	
遺圖	名詞	普通
も	助詞	
忽ち	副詞	
二世	數詞	
に	助詞	副詞句
して	助詞	
盡き	動詞	加行上二段活用 連用段
ぬ	助動詞	完了 終止段
盛なる	形容動詞	良行變格活用 連體段
者	名詞	普通

(四)

竟に 副詞  
 久しから 形容動詞 良行變格活用 將然段  
 ん 助動詞 推量 終止段  
 や 助詞 反語  
 左ノ語ヲ解釋セヨ  
 起請 怠狀 命婦 家司 優婆塞 聯想 對照 暗示  
 本能 不文法  
 答 起請 古くは事を發起して主上に奏請する表文の意に用ひ、後には佛神にか  
 けて偽なき事を證明する誓詞をいふ。  
 怠狀 王朝時代には罪人の罪に服した時に差出さしめた謝罪狀をいひ、後に  
 は専ら我が怠慢から起つた過失を詫びる所謂詫證文をいふ。  
 命婦、五位以上の女官をいふ。但し、五位以上下の人の妻を外命婦といふに對  
 して、五位以上の女官をば内命婦といふ。また、内侍司の雜仕の女をもいふ。  
 家司、公家では親王攝關以下三位以上の家にて其の家政を掌るものをいひ  
 武家では評定衆引付衆政所役人間注所寄人等をいうたものである。今日宮家



や華族などに置いてある別當家令家扶の如きもの、

優婆塞、梵語ウパーサカ(Upasaka)の轉訛語で、在俗のまゝ佛道を修行する男子をいふ。

聯想、(Association of ideas)一の觀念に他の觀念の隨伴して生ずること、例へば月を見て叢雲を想ひ、更に人生の不如意なる事を想ひ浮ぶる如きをいふ。

對照、(Contrast)性質狀態或は分量などの相隔つたもの若しくは正反對なる二要素を比較並列すること、例へば、天と地、月と鼈提燈と釣鐘、黒と白、弱と強といふ如きものを比較並列することをいふ。

9 暗示、(Suggestion)一種の精神現象を惹起する刺戟となるものを自然的又は人為的に指示すること、催眠狀態にあるものに白紙を示して赤色の紙なりといへば直に赤色の幻覺を生ずる如き、美しき景色を見て之を撮影しようとする如き、或は兒童が他人の舉動を見て知らずく模倣するが如き、皆何れも人為的もしくは自然的に與へらるゝ刺戟によつて生じたる精神現象にて、かゝる精神現象を起さしめる刺戟となるもの、即ち白紙を示して赤色の紙なりといふこと、美しき景色、他人の舉動などが、人為的又自然的に與へられたる暗示である。

本能(Instinct)練習又は經驗によらないで、外圍とそれに對する反應との間に存する聯絡又は聯絡的傾向、例へば人が生れながらにして乳を吸ひ、鳥の教へられないで巢を營むが如き生得的性能をいふ。

不文法、不成文法といふとおなじく、明文なくして法律として効力あるもの、例へば習慣及び判決例などがそれである。

### 解釋

(一) 海づらよりは少し入りたる國分寺といふ寺をよろしきさまにとり拂ひておはしまし所に定む今はさはかくてあるべき御身ぞかしとおぼししづまる程猶夢のここちしていはむ方なしそこら參りしつはものどももまかづればかかしめりのどやかにぬるいとど心細し昔こそ受領どもも任の程その國をしたため行ひしか此の頃は唯名ばかりにていづくにも守護といふ者の目代よりはおぞましきを

するたれば武家のまびきにてのみおほやけさまの事はよろづおろそかにぞしける葛城の王を陸奥の國へ遣したりけむもかくやとあはれなり(ます鏡)

大意 後醍醐天皇が北條高時の爲に隱岐國に遷された後の御有様を記した文章で、主として守護が祇承するさまの冷淡なるをいふ。

語釋 ○海づら。陸地の海に面する處、海邊。○國分寺。聖武天皇が天平十三年

三月、諸國に勅して建設せしめた僧寺のこと、隱岐のは知夫郡の今別府村といふ處に其遺跡があるといふことである。○よろしきさまにとり拂ひて。程よき工合にとり拂ひ手入をしての意。○さはかくてあるべき御身ぞかし。それではかうして居らねばならぬ御身の上であるよ。○おぼしいづまる程。御心の落ちつくにつけて。○いはむ方なし。その悲しさはいはうやうがない。○そこら。數多。○まかづれば。退出すれば。○かいしめりのどやかにぬるいといひ心細し。ひつそりと物しづかになつたのが、一層心細い。○昔こそ。いたいか行ひしか。昔こそ國司たちも任期の間その國政をとり行つた。受領とは

諸國の守のことで、任期は、大寶の制にては六年であつたのが、後に四年となり、また六年に復し、更にまた四年となつた、尤も重任とて重ねて又四年間再任し、延任とて任を延べられる事もあつた。こゝに昔こそと特にこそといふ關係詞をおいたのは、今に比べて、昔といふ事を強くあらはす爲であつて、昔は受領も任限中はその國政を執つたが、今は遙任とて赴任するものなく、全く有名無實となつた事をいはんが爲である。○守護といふ者の目代よりは、おぞましきをすゑたれば、守護と稱する者の目代よりも、おそろしきものを据ゑおいてあるから。守護とは武職の一で、武家から家人を遣して國政に關與せしめたもの、目代は國守が赴任せず、京都に留つてゐるうち國守に代つて國務を行はしめたもの。○武家のまびきにてのみ。武家の眼つきでばかり事を取り行つて。○おほやけさまの事は。しける。朝廷の方の事はすべて疎略にした。○葛城の王を。かくやとあはれなり。『萬葉集』に、あさか山かげさへ見ゆる山の井の淺き心をわがおもはなくにといふ歌があつて、次に、右歌傳云、葛城王遣于陸奥國之時、國司祇承、緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飲饌、不肯宴樂、於是前采女、風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊(擊カ)之王膝、而詠其歌、爾乃王意解脫、樂飲終日とある事實をう

けて、葛城王を陸奥國に遣したらう時も、かく後醍醐天皇を隱岐の守護が冷遇する如くであつたらうかと思ひやられて、あはれである。

通釋 海はたよりは少しひつこんでゐる國分寺といふ寺を程よくとり拂ひ手入をして御すまひどころに定める。今はそれではかうして居ねばならぬ御身の上ぞよとお思ひなまつて、御心の落ちつくにつけても猶夢を見てゐるやうな心持がして、いはうやうなく悲しい。御警固の爲に數多附き随つて參つた武士ども、退出すると、その後はひつそりとして物しづかになつたのが一層心細い。昔こそ國司ども、任限の間その國政をとり行つた、然るに昨今は國司といふのは唯名目ばかりで、どこにも守護と稱する者の目代よりも恐しきものを据ゑてあるから、武家の眼つきを窺つてばかり事をとり計ひ、朝廷の方の事は萬事なほざりにした。その昔葛城王を陸奥國へ遣した時も、かく隱岐國守が後醍醐天皇を冷遇する如くであつたらうかと想像されて、物あはれである。

(二)

(イ)

世の中にさらぬわかれのなくもがな

ちよもといのる人の子のため

大意 この歌は『伊勢物語』の中に見えてゐる在原業平の作で、親を持つ子どもの爲に死別といふ事の無いやうにしてほしいといふ意を歌つたのである。但し、眞字本の『伊勢物語』には千代もといはふと見え、『古今集』には千代もとなげくと見えてゐる。

語釋 ○さらぬわかれのなくもがな。遁れない別すなはち死にわかれなどいふ事の無いやうにあつてほしいことよ。○人の子のため。人の子たるものゝ爲にといふことで、單に子の爲にというても同じ意である。

通釋 世の中には、どうぞ遁れられない死別などいふことが無くてほしいことよ。親の壽命を千年もあれかしと願ふ子たるものゝ爲に。

(ロ) とめこかし梅さかりなるわがやどを

うときも人はをりにこそよれ

大意 この歌は『新古今集』の中に見えてゐる西行法師の詠で、梅の花の盛りなるに、今こそ人の尋ね來たれと望むころを詠んだのである。

語釋 ○とめこかし。尋ね來たれよ。かしは念を推していふ感動詞。○うときも。疎遠であるのも。○人はをりにこそよれ。人は疎遠であるのも時と場合によるものである。

通釋 尋ね來たれよ、梅の花の盛りである我宿を、人は疎遠であるのも時と場合に  
よるものぞ、これほどおもしろい梅の花ざかりに、さううとくしく訪はぬこと  
があるか、尋ね來たれよ。

(ハ) 白梅や墨芳しき鴻臚館

大意 蕪村の作で、白梅の香ゆかしく薫り來る鴻臚館に於いて、墨芳しく筆を揮つ  
てゐるさまを詠んだもの。

語釋 ○鴻臚館。昔王朝時代に於いて外國の使臣を接待する爲に設けてあつた  
官舎、太宰府では博多、攝津では難波、京都では東西二箇所に設けて置いたもので  
ある。

通釋 庭上には白梅が今を盛りと綻び、席上には外國使臣との公用も既に済んだ  
と見えて、墨の香芳しく椽大の筆を揮つてゐる。白梅のかをり來る様子も既に  
春の日の長閑さが偲ばれるに加へて、墨の香の芳しく、王朝時代の博士達が、唐土  
の使臣と献酬唱和しつゝ互に入りかはり立ちかはりして、物しづかに筆を揮つ  
てゐる、いかにも悠長閑雅なる鴻臚館のさまであるわいといふ意。何となく雅  
致のある文人畫でも見るやうな、そして支那趣味の充ちた句である。

(ニ) 面白うてやがて悲しき鵜舟かな

大意 これは芭蕉の作で、鵜舟で鵜を使つて鮎などを捕らせるさまの、おもしろき  
一面にやがて悲しき趣のあることを詠んだもの。

語釋 ○鵜舟。鵜飼舟ともいうて、鮎などを捕らせる爲に鵜を使ふ舟。やがて、  
まもなく。

通釋 鵜舟で鵜を使つて鮎などを捕らせるさまを見ると、實におもしろいもので  
あるが、鵜の魚を呑むや否や直に舟の上に引き上げて、喉頸を押へて魚を吐かせ  
るさまは、いかにもみじめで、悲しい感を起させる。鵜舟といふものは、おもしろい  
もので、程なく悲しき思をさせるものであるわい。

(國語の部終)

# 同問題 (漢文の部)

## 設問 (續き)

- (一) 絶ト律トノ特質ヲ問フ
- (二) 十八史略ノ名稱ノ由來ヲ説明シ併セテ書中秦以後ノ國號ヲ列記セヨ
- (三) 絶ト律トノ特質ヲ問フ
- (四) 十八史略ノ名稱ノ由來ヲ説明シ併セテ書中秦以後ノ國號ヲ列記セヨ
- (五) 絶ト律トノ特質ヲ問フ
- (六) 十八史略ノ名稱ノ由來ヲ説明シ併セテ書中秦以後ノ國號ヲ列記セヨ

## 作文

- (一) 普通文(擬答ハ之ヲ略ス)
  - 我が郷里
- (二) 復文
  - (イ) 子曰ク憤セザレバ啓セズ悱セザレバ發セズ一隅ヲ舉ゲテ三隅ヲ以テ反セザレバスナハチ復ビセザルナリ原文二十二字
  - (ロ) 孫策東江ヲ渡リテ轉鬪ス向フトコロ敢テソノ鋒ニ當ルモノナシ百姓孫郎至ルト聞キ皆魂魄ヲ失フ至ルトコロ一モ犯ストコロナシ民皆大ニ悅ブ(原文三十五字)

注意  
(二)(一)

設問及作文ヲ通シテ四時間トス  
答案ハ毛筆ニテ問題毎ニ別紙ニ認ムベシ

讀方(二十三日施行ノ分)

臣以謂陛下雖欲改易更革天下之事合於先王之意其勢必不能者何也以方今天下之人  
才不足故也臣嘗試竊觀天下在位之人未有乏於此時者也夫人才乏於上則有沈廢伏匿  
在下而不爲當時所知者矣臣又求之於閭巷草野之間而亦未見其多焉豈非陶冶而成之  
者非其道而然乎(唐宋八大家文讀本)

注意 本紙ニ句讀、返點、送假名ヲ施スベシ

讀方及解釋(二十三日施行ノ分)

宋太祖仁孝豁達有大度陳橋之變迫於衆心洎入京師市不易肆嘗一日罷朝坐便殿不樂  
者久之左右請其故上曰爾謂爲天子容易邪適乘快指揮一事而誤故不樂耳嘗宴近臣紫  
雲樓下因論及民事謂宰相曰愚下之民雖不分菽麥藩侯不爲撫養務行苛虐朕斷不容之  
開寶初修京城及大內營繕畢上坐寢殿令洞開諸門皆端直軒豁無有壅蔽因謂左右曰此  
如我心少有邪曲人皆見之矣(十八史略)

注意 本紙ニ句讀、返點、送假名ヲ施シ別紙ニ解釋ヲナスベシ

讀方及解釋(二十三日施行ノ分)

徐子曰仲尼亟稱於水曰水哉水哉何取於水也孟子曰源泉混混不舍晝夜盈科而後進放  
乎四海有本者如是是之取爾苟爲無本七八月之閒雨集溝澮皆盈其涸也可立而待也故  
聲聞過情君子恥之(孟子)

注意 本紙ニ句讀、返點、送假名ヲ施シ別紙ニ解釋ヲナスベシ

讀方及解釋(二十三日施行ノ分)

望天門山

李白

天門中斷楚江開碧水東流至北迴兩岸青山相對出孤帆一片日邊來(唐詩選)

注意 本紙ニ句讀、返點、送假名ヲ施シ別紙ニ解釋ヲナスベシ

# 同 解釋

早稻田大學教授 牧野謙次郎述

## 設 問

(五) 絶と律との特質を問ふ

答 絶律は共に漢詩の一體なるが何れも近體と稱して古詩の古體たるに別てり蓋し支那に於て詩の作りしは太古に在りて彼の王嘉が偽作と稱する皇娥白帝の二歌の如きは姑く置き有名なる擊壤の歌、康衢の謠は帝堯の時代に興り郷雲の歌、南風の歌は帝舜の世に發せり而して書經詩經に載する所の歌詩に至りて昭々として復た説述を要せざるも固より古詩中の最古なる者にして降りて漢魏六朝に及んで作家蔚然として輩出し詩賦の盛なる事は一部の文選に觀るも亦已に明らかなり然れども風格氣局其間に固より複雑なる遞嬗ありと雖へども要するに古體なる名目の下に一括するを得べし唐氏の朝に至りて詩を以て士を取るの制始めて興り名利の存する所天下争ふて之に趨き詩賦の學益々隆

盛なるを致し是に於て律詩絶句等の各體亦隨ふて始まる然れとも六朝の時既に這コト種各體の胚胎せしことは古人の論ずる所なるが今近く之を彼の清の沈シントク徳潜シチの古詩源一部に就いて觀るも亦容易に首肯するを得べしさて律詩とは如何なる作法のものを指すかと云はんに朱飲山は曰く律者法度也拘コウ對偶コウ粘ネン平仄ヘイ步伍ブ整齊テイ毫不可亂コト對偶起結コウ兩韻猶不太拘コウ而中聯必不可忽コト平仄四句一粘雖至百韻皆然と蓋し律詩の中に又五律七律五言排律七言排律の各體あり五律は即ち五言律にして五言とは五字を以て一句をなせるものなり七言とは七字を以て一句をなせるものなり而して何れも共に八句よりして一首を成立し第一第二の句を起聯と云ひ七八の句を尾聯と云ひ中間に位せる三四の句を頸聯と云ひ五六の句を領聯と云ひ之を總括して中聯と云ふ措辭の方法は對句を用る平仄を嚴密にして聲調の抑揚緩急を取り作法森嚴にして漫然得て變更すべからざること法律の如くなるよりして律詩と云へり排律とは排開して宛かも行軍の排陣の如く發展を爲なすよりして名けたり乃ち起聯尾聯を除く外は排して幾十百句にも至るを得べし但其の作法は自ら存するありて朱飲山は除却起聯尾聯中間緊從題排入或從題面排或在題意排或分排或合排或引古排總不外情景事三字と云へり今聊か參考として左に五律七律の各一首を掲げて其例を示さん排律は句長ければ略す

五律

登兗州城樓

杜 甫

東郡趨庭日。南樓縱目初。浮雲連海岱。平野入青徐。孤嶂秦碑在。荒城魯殿餘。從來多古意。臨眺獨躊躇。

右の如くに、起聯は東郡と南樓と相對し、趨庭日と縱目初と相對し、頸聯は浮雲と平野と相對し、連海岱と入青徐と相對し、領聯は孤嶂と荒城と相對し、秦碑在と魯殿餘と相對す、先つ東南は方位に就いて云ひ、郡樓は實物に就いて趨庭日縱目初は舉動の時日に就いて浮雲平野は天文地理に就いて連海岱入青徐は地理に就いて景を叙し孤嶂秦碑在荒城魯殿餘は地形と遺跡とに就きて在と餘の兩字を點して纔かに感慨に入りて情を叙し而して尾聯は起語に應じて自他を打ち渾し感想を以て結びしなり尙ほ聲調より云へば東郡は仄起にて南樓は平聲を以て承け趨庭日は平々仄にて縱目初は仄仄平と云へるが如く以下一々平仄の法を嚴に踐みたるは其の押韻と共に注目すべし



七律

夜

同人

露下天高秋夜清。空山獨夜旅魂驚。踈燈自照孤帆宿。新月猶懸雙杵鳴。南菊再逢人臥病。北書不至雁無情。步簷倚杖看牛斗。銀漢遙應接鳳城。

右の起聯は句と句との相對を爲さるが如くなれども一句中にて露下と天高と相對し空山と獨夜と相對し而して秋夜清は旅魂驚と天時人事相對して姿致を爲せり之を句中對と稱す餘は大抵前述の五律の解法と同一に推して自得すべし尙ほ句中對の外に流水對分裝對倒裝對反裝對走馬對折腰對層折對背面對借對一に假對と稱す等の對法あり又四虛四實前虛後實後虛前實等の構造法あり煩雜なれば説明を略す

絶句とは如何なるものかと云はんに朱飲山は曰く徐伯魯云五言絶句始自漢魏樂府唐人始穩順聲勢定爲絶句樂府即以此奏之或前以散不對句起後二句對結或前二句對起後以散結或四句俱對或前後俱散謂截律詩前後中間兩頭成詩者非也七言同首尾布置起承轉合須要出以自然語短意長愈促愈緩句絶而意不絶纔好所謂題止四語而倚聲爲歌能使聽者低徊不倦旗亭妓女猶能賞之者是也此の說に依るときは絶句は作法の句と句との語氣は各絶えて關せずして獨立するが如き觀あるも意味の聯絡を保ちて相絶えざるを以て主となすが故に絶句と名けたりとの説明なるが予は仍ほ律詩を斷截して一體を成せるより之を絶句と名けたりとの解釋に従はんとす其の他の構造法の説明に至りては飲山の説けるが如し今五言七言の二絶に就いて各一首を例示せん

五絶

登鶴雀樓

唐王之渙

白日依山盡。黃河入海流。欲窮千里目。更上一層樓。

此れ明かに五律の中聯を截絶したる作法なり又孟浩然的宿建德江の詩に移舟泊烟渚日暮客愁新野曠天低樹江清月近人とあるは是れ律詩の前半を截絶したる作法なり

七絶

宴城東莊

崔敏童

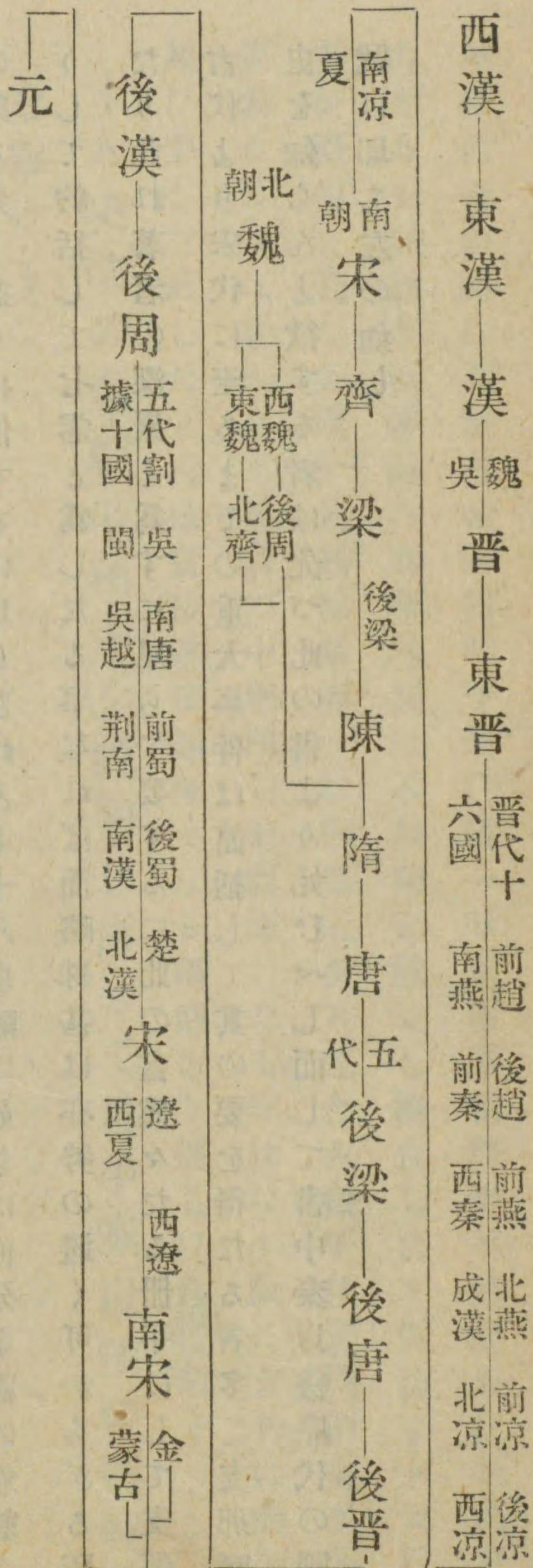
一年又過一年春。百歲曾無百歲人。能向花中幾回醉。十千沽酒莫辭貧。此れ前きの孟浩然的詩と反對に律詩の後一半を截絶したる作法なり又李白の

早發白帝の詩に朝辭白帝彩雲間。千里江陵一日還。兩岸猿聲啼不住。輕舟已過萬重山とあるが如きは。律詩の起聯尾聯の不對句を截絶し湊合したる作法なり又杜甫が絶句と題して兩個黃鸝鳴翠柳。一行白鷺上青天。曉含西嶺千秋雪。門泊東吳萬里船とあるは是れ全く律詩の中聯四句を截絶したる作法なり故に首句に韻を用ひずして起したり尙ほ實接虚接等種々なる細則あり煩しければ略す

(六)

十八史略の名稱の由來を説明し併せて書中秦以後の國號を擧げよ

答 十八史略は元の世に盧陵今の江西省吉安府盧陵縣の曾先之字は從野と云へる學者の撰著なり先之は歷代史籍の浩瀚にして翻閱に不便なるを以て西漢の司馬遷が作れる史記百三十卷より東漢の班固が編せる前漢書百二十卷宋南北朝の范曄が後漢書百二十卷晋の陳壽が三國志六十五卷唐の太宗皇帝の晋書百三十卷梁の沈約が宋書一百卷蕭子顯が南齊書五十九卷唐の姚志廉が梁書五十六卷陳書三十卷北齊の魏收が後魏書百四卷唐の李百藥が北齊書五十卷崔仁師が周書五十卷唐の魏徵が隋書八十五卷李延壽が南史八十卷北史一百卷宋の歐陽修が共編に成れる唐書二百二十五卷歐陽修が五代史七十五卷李壽劉時舉が共編の宋鑑に至るまで凡て十八種の史より國家治亂興亡と人物の賢愚得失と風教に關する事蹟の概要を節鈔して一書を成せしを以て十八史略と名けたりと明の陳殷が撰述せる同書の序文に見えたり其の後ち明の時に至り劉剡字は用章と云ふ者ありて先之が書を訂補して今日現存の十八史略と爲せり清の紀昀が撰せる四庫全書提要には其書十八史略鈔節史文簡略殊甚卷前冠以歌括尤爲舛陋蓋鄉塾課蒙之本視同時胡一桂古今通略遜之遠矣とありて痛く貶斥せしが元來紀昀の説は當時の君寵を恃みて往々武斷よりして妄論に失せるもの頗る衆く悉くは信するに足らざれども十八史略の如きは何分多數の卷數よりして約括して七卷と爲したる事なれば簡略殊甚は亦勢の避く可からざる所たり此れ著者の深累と爲すに足らず要するに此の書僅々たる冊子にして支那古代より宋代に至るまでの重大事件は簡括して其の要を得たる者多し支那歴史を知らんと欲する者は先づ此の書より始むべし而して書中秦以後歷代の國號は即ち左の如し



作文

(二) 復文

子曰不憤不啓不悱不發舉一隅不以三隅反則不復也

計二十二字原文は論語の述而篇に見ゆ

孫策東渡江轉鬪所向無敵當其鋒者百姓聞孫郎至皆失魂魄所至一無所犯民皆大悅

計三十五字原文は十八史略卷の三東漢孝獻皇帝の紀に見ゆ

讀方

臣以謂陛下雖欲改易更革天下之事合於先王之意其勢必不能者何也。以方今天下之人才不足故也。臣嘗試竊觀天下在位之人未有乏於此時者也。夫人才乏於上則有沈廢伏匿在下而不爲當時所知者矣。臣又求之於閭巷草野之間而亦未見其多焉。豈非陶冶而成之者非其道而然乎。

此の文は宋の王安石が上仁宗皇帝書にして當時の時弊を擧げて改革の政を爲すべきを論じたる中の一節なり。沈選八家文に據れば其の卷之二十九に見ゆ但原文は臣以謂の三字を然而臣願以謂の六字に作れり今参考の爲めに其の大意を解釋せんに

臣王安石は思へらく皇帝陛下に於かせられて天下の弊事を改易更革し給ひて

古しへの立派なる帝王の仁政を行ひし主意に叶ひ合さんと欲し玉ふと雖も其の行き掛り上必らず出来得ざることあり何せかと云へば方今の天下の人才が缺乏して足らざるを以ての故なり臣は試みに竊かに今日の天下にて相當なる地位に在る人々を觀察するに如何に世に人才が缺乏せし時代ありども未だ現今の如く缺乏せし事はあらず此の如き情態にて何にとて弊事を改革して仁政を行ひ玉ふことを得んや然しながら元來人才は天下に有るべき筈が至當なるに今や人才が缺乏すと云ふことは上下の内にて何れかに偏りて居ればなり人才が上位に於て缺乏と云ふことならば必らず其の身不幸にして沈み廢たれ伏し匿れて下位に在りながら當時に知られざる隱君子があるらん因て臣は又人を閭巷草野に居れる仲間<sup>ニ</sup>に就いて探求せしに此れ亦矢張り上位に在る者と同様に其の人才が多きことを見出さるるなり此の如きは豈に人才を陶冶して成就することが其の良き道を得ずして然るに非るか全く左様なるよりして然るなり

解詁 改易更革

四字共に「アラタムル」と訓す但改は「シナホス」こと易は他の物と

て微く異同ありと知るべし 嘗試 二字共に「コ、ロミニ」と訓す疊語として同義の文字を二字相疊ねて語氣を厚くするなり上文の臣以謂の以謂及び此處改易更革は皆同じく疊語なりと承知すべし 不爲當時所知 爲の字「タメ」と讀ば去聲に屬し「タリ」「ナス」などと讀む時は平聲に屬す爲其所云云とあり若くは本句の如くに不爲其所云云とあるときは平聲の爲の字なれば「タメ」と讀むべからず乃ち爲の字も所の字も共に「ラル」といふ意味なるが故に邦語にて云へば此句は當時に知られずと云へる辭なれば或は直ちに所の字を省讀すべしと云へる説もあり然れども漢文はもと漢文の讀方あり強て國語に混同するに及ばず貝原益軒の點例には爲所の二字を用るは其の云云する所となるといふ意にて爲所の二字を合せて「ラル」といふ義なり故に爲某所云云といふ言をば某に云云せらるると讀べきなり或は某の云云する所となる某の云云する所たりなどと讀て好き處もあり上下の文を詳にして宜きに隨ふべしと云へり 閭巷草野 閭は里門なり巷は里途なり書經の武成に式商容閭とあるを傳に式其閭巷と云へり乃ち閭巷の二字相連なりて熟語たるや知しきと推知すべし此の處にては村里民間と云へる意味に解すべし 豈非陶冶 陶は「スエモノ」又は「ヤキモノ」と訓す

冶は「イル」と訓す鑄なり乃ち陶工が陶器を作り冶匠が金屬を鑄て物を造るが如く  
に人才を教育することを言ふ

### 讀方及解釋

宋太祖仁孝豁達。有大度。陳橋之變。迫於衆心。泊入京師。市不易肆。嘗一日罷朝。坐便殿。不樂者久之。左右請其故。上曰。爾謂爲天子容易邪。適乘快指揮一事而誤。故不樂耳。嘗宴近臣紫雲樓下。因論及民事。謂宰相曰。愚下之民。雖不分菽麥。藩侯不爲撫養。務行苛虐。朕斷不容之。開寶初。修京城及大內。營繕畢。上坐寢殿。令洞開諸門。皆端直軒豁。無有壅蔽。因謂左右曰。此如我心。少有邪曲。人皆見之矣。

此れ十八史略卷之六に宋の太祖皇帝の紀に見ゆ但宋太祖の二字は蓋し試験委員の手に補訂せしなり原文には單に上に作る

解語 宋太祖姓は趙氏名は匡胤宋第一世の主なり廟を太祖と號す 仁孝豁達

豁は開豁なり達は明達なり下句の有度は即ち本語の説明なり 陳橋之變 陳橋は驛の名なり太祖初め周の世宗に仕かへ殿前都點檢たり世宗崩じ幼子恭帝立つ會ま契丹入寇す太祖命を受け兵を率ゐる之を防ぐ出て陳橋驛に宿す群下遂に擁立して天子と爲し兵を還し京師に向ふ恭帝終に位を遜れ國を讓る世之を陳橋の變と謂ふ 泊入京師 泊は音キ及なり 市不易肆 肆は舖面なり即ち店前なり市不易肆とは店前の模様平生と異ならざることにて市民の驚擾せざるを謂へるなり 坐便殿 便安なる殿にして正殿に非るなり 嘗宴近臣紫雲樓下 臣紫の間に於の字を加へて見るべしもと於の字を置くべきを省略したるなり紫雲は樓の名宮中に在り 不分菽麥 分は辨別なり菽はまめと訓す左傳の成公十八年に周子有兄而無慧不能辨菽麥とあり杜注に據るに菽は大豆なり乃ち豆と麥とは形を殊にすれば何人も辨別し易きに猶ほ辨別する能はず因て白痴者の形容詞となせり 大内 天子の居處を内と曰ふ大は尊稱なり 藩侯 藩鎮の諸侯なり唐より以來諸道の節度使を藩鎮又は節鎮と云ふ兵權を擁し地方の政事に干渉し宛かも古への諸侯の如し因て藩侯の稱あり 開寶初 太祖の年號 上坐寢殿 正寢を寢殿と云ふ即ち表御殿のこと 端直軒豁 端

は正なり軒は高なり乃ち下文の邪曲の反對なり

通釋 宋の太祖は性質仁孝にして而かも心は豁く開け明達にして大いなる度量あり初め陳橋驛の變に群衆に迫られて餘義なく天子と爲りしが軍隊を引き連れて京都に返る時軍令嚴肅にして將卒の掠奪を禁せしかば京都の市街は平生の如く商店の模様を易へず營業を爲せり又或る時太祖は朝廷より引き取りて便殿に坐はせしが不愉快なること久しかりしかば左右侍從の臣は何の故なるかを伺ひしに太祖は曰く汝等達は朕が天子と爲りて天下を治むるは容易なる事と思へるか仲々側より觀るが如くに氣樂なる者にあらず只今恰度餘り興に乘じ遣り過ぎて或る一事件を指揮して誤れり是はしたりと悔ゆれども最早取り返しの付かぬ事となれり故に甚だ不愉快を感せしなりと又或る時近侍の臣を紫雲樓下に賜宴せしが其れより段々と議論が政事に向かひしに太祖は宰相に謂ふて曰く暗愚卑賤なる人民はたとひ菽と麥をも辨別が付かぬ程の愚劣なるにもせよ藩侯として其の地方を治むる大官に於て撫安養育を爲さずして矢駄羅に苛虐を行ふ時は朕に於て斷じて藩侯たる大官の罪を容赦せずと開寶年間の初め京都の城及び御所を修築し營繕既に畢りし時太祖は寢殿に坐はして諸の門を打ち通して開かして閱覽せしに諸門共に皆揃ふて正しく直く高く高くして少しくも目障り無く見通すことを得るなり太祖は因りて左右の臣に謂ふて曰く此の諸門は宛かも我が心の如し今此の諸門に若し少くにては邪曲の廉有るときは人人皆目を圓くして之を見るに極まりて居るなり其れと同じく一天萬棄の君たる朕が心に於て聊かにても不正の念有るときは天下の人は皆注目して之を見るならん豈に畏れて慎まざるべけんやと

讀方及解釋

徐子曰。仲尼亟稱於水。曰。水哉。水哉。何取於水也。孟子曰。原泉混混。不舍晝夜。盈科而後進。放乎四海。有本者如是。是之取爾。苟爲無本。七八月之間。雨集。溝澮皆盈。其涸也可立而待也。故聲聞過情。君子恥之。孟子

大意 本源ある流水は必らず海に達することと言ふて君子は當に實德實行を務むべくして空名虚譽の畢竟取るに足ざる義を示されしなり

解詁 徐子名は辟徐は其の姓孟子の弟子なり 仲尼亟稱 仲尼は孔子の字なり 字を稱する尊べるなり亟は數なり「シバク」と譯す 原泉混混 原は源の古字 泉は地中より出づる水なり混混は滾滾と同じ盛滿に流るゝ事又渾渾に作る郭 璞曰く水漬涌也と 盈科而後進 盈は滿なり科は坎なり「アナ」と訓す「アナ」もと 空と曰ふ坑康飲科の四字皆空の字の轉聲よりして均く「アナ」の義に用ゆ其の説 焦循が孟子正義に詳かなり 放乎四海 放は至なり四海の語はもと二様に用 ゆ爾雅に據れば九夷八狄七戎六蠻とて四方の遠き外國を四海と云ふ又孟子の 此語及び禹以四海爲壑と云へるが如きは全く四方の海を謂へるなり 是之取 爾 是は非の反對なる辭にて上文の義を判定して云へる語なり此の字が彼の 字に對して双方を對照するに止まる意義と混同すべからず之は上文の事即ち 水を指して云へるなり爾は「ノミ」と訓す語助なり 苟爲無本 苟の字趙岐の註 には苟誠也とあり焦循は論語に苟志於仁矣の集解に苟誠也とあるを引きて證 と爲せり朱注は解なし 七八月之間 孟子の時夏曆周曆並び行はる夏曆は我 が邦近時まで用ゐる來りし陰曆にして孟春正月を以て歲首と爲し周曆は夏曆の 十一月を以て年始と爲したる故に其の正月が即ち其の正月にして七月 八月も亦大抵略似たり孟子の此の處は乃ち周曆に據りて云へるなり正義に曰 く禮記月令季夏之月水潦盛昌大雨時行仲秋之月水始涸是雨集在周八月夏六月 也乃孟秋之月亦備水潦蓋夏至之後五六月間多大雨者常也或秋霖不時而至亦所 當備と 溝澮皆盈 溝は田間の水道なり「ミヅ」と訓す澮は溝の小なる者 其涸 也可立而待 涸は乾なり「カワク」と訓す 聲聞過情 聲聞は善聲令聞にて善き 名譽評判なり情は寔なり「マコト」と訓す乃ち虛名の實行に伴はざることを謂ふ 通釋 孟子の弟子なる徐子と申さるゝ人が孟子に質問して曰へるやう昔し孔子 は數數水の事を褒められて水なる哉水なる哉と兩度も打ち返して深く稱嘆し 玉へりさて孔子は全體何をか水の上に取りる所ありて斯の如くに打ち返して稱 嘆し玉へるか愚考には何か深意の存せらるゝ事と存するか故に先生の尊教を 伺ひたしと孟子の答へらるゝには足下は孔子の水を取らるゝ意味を知らんと 思ふならば何ぞ水の源泉を見ざるか彼の本源たる出泉は混々然として盛に涌 き出でて晝夜共に一刻も絶え間なし是の如きに拘らず其の流れ進みて行く有 様は必らず地の窪みて穴と爲りし處に逢へば之に一度は流れ入り溜り滿ちて 後ちに進み行き決して順序を乗り越えず即ち先づ第一穴に入り滿ちて第二穴

に進み第二穴より第三穴に進み行くといふ様なる極めて秩序的進行を爲して遂に四方の海に流れ至るなり要するに本源のある者は是の如し即ち源泉は一時期的にならずして其の本あり故に混々として已まず漸次に積み累さなりて終には大海に流れ至るなり是れ孔子の水に取りて此の如く深く稱嘆し玉ひし所以なり尙ほ之を反面より觀察せんに成る程本源の無き水なるときは七八月の雨多き季節に於て一天俄に掻き曇り驟雨が沛然と集りし時は田間に在る大溝小澮の水は何れも皆満々として盈ることなるが暴雨の忽ち止むに及んでは元來本源の無き故に其の涸れて乾くことは立ちながら待つべきことにて實に墓なき極りなり然しながら此れは獨り水に限れるにあらず人事に於ても亦然りかるが故に如何に聲聞即ち評判名譽が善くとも實行實徳の之に伴はずして徒に虚名の高くして實際に過ぎ踰ゆることは有徳の君子に於て之を恥ぢと爲り何んとなれば根源なき者は終に永續せざればなり

讀方及解釋

望<sub>ニ</sub>天門山

李白

天門中斷楚江開。碧水東流至北廻。兩岸青山相對出。孤帆一片日邊來。

解詁 天門 山の名なり越州に在り二山ありて大江を夾む東を博望山と曰ひ西を梁山と曰ふ對峙して門の如し 日邊 東普の明帝幼なりし時たま／＼使者ありて長安より來れり父の元帝戯れに問ひて曰く長安近きか日近きかと明帝對へて曰く長安近しと元帝故を問ふ對へて曰く人の長安より來りしを聞けり未だ日邊より至りしを聞かずと此の事は十八史略卷之四に見ゆ本詩に謂はゆる日邊は其の語蓋し此に基づけるなり

通釋 天門山は中頃より東西二山に立ち並びて其の中を楚江の川水が展開して流るゝなり碧なる水は盛んに東の方に向ふて流れ又北の方へ廻り流るなり斷ち切れたる東西兩岸には青々としたる山が相對して川面へ出でて一段の景趣を添へたるが其處へ吾は孤帆一片の相手なき小船に乗りて遠方の日邊とも比較せられたる都の方面より悠悠と來たりしなりさても天造地設なる山水の景

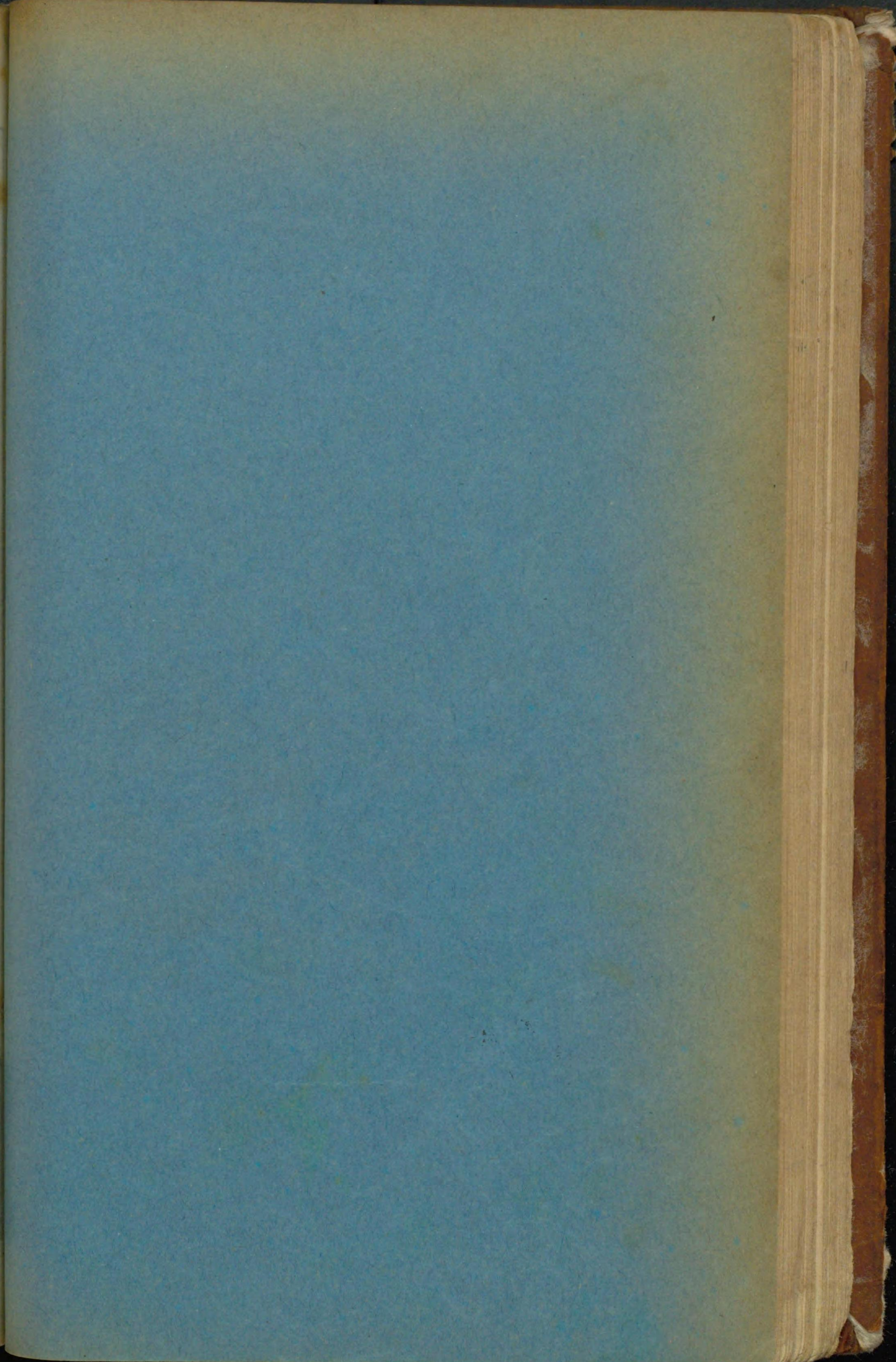
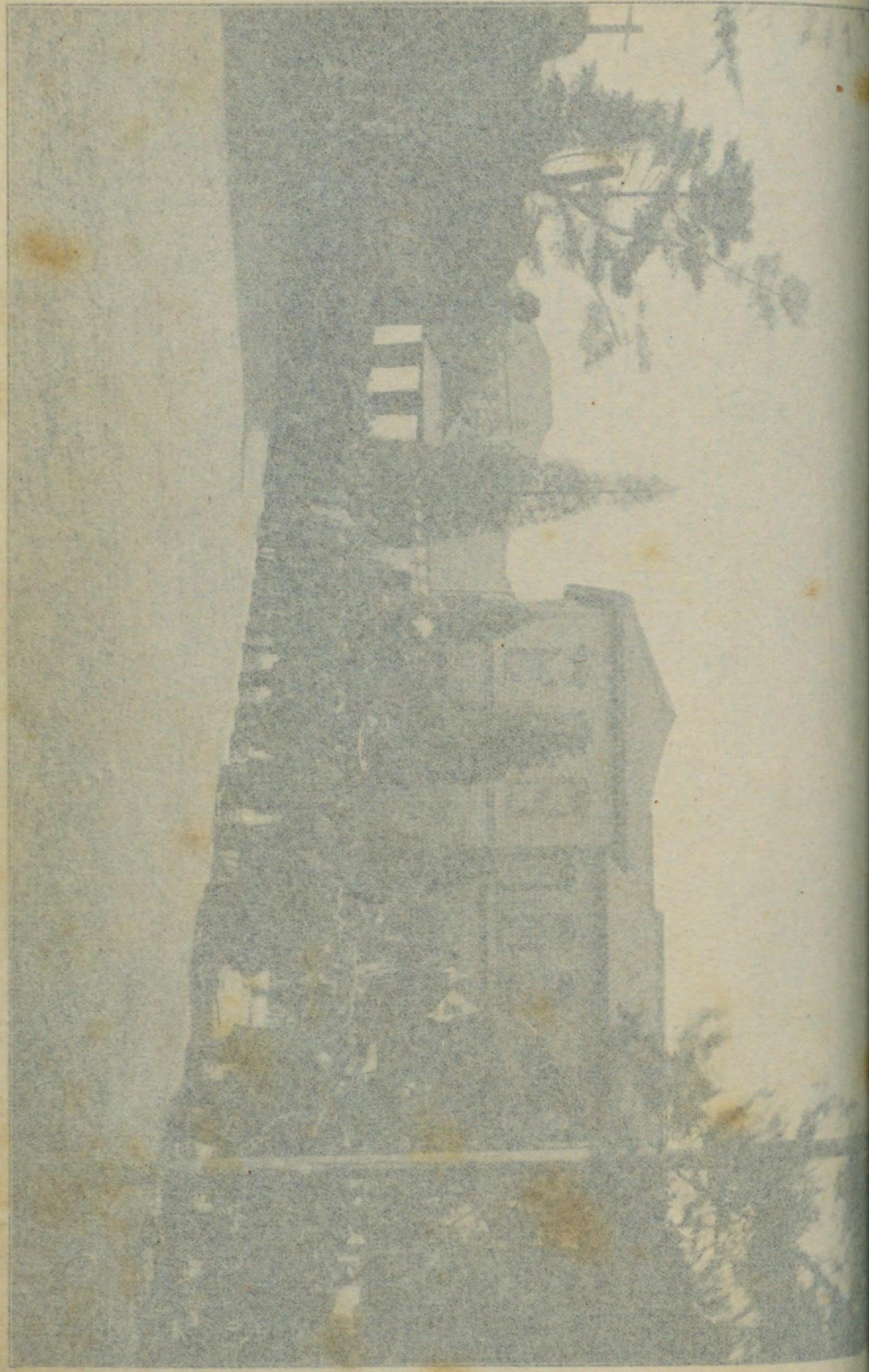


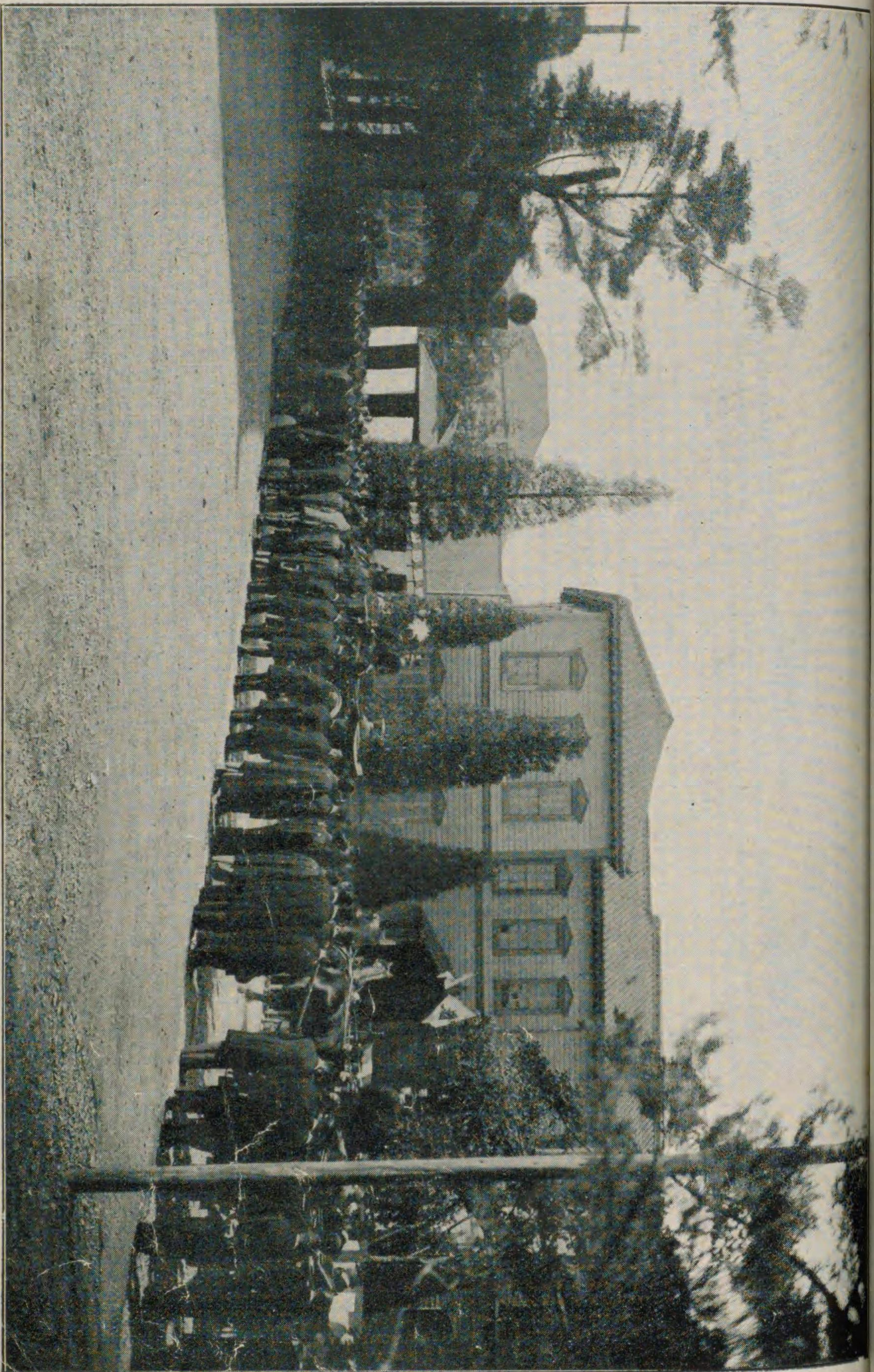
象に對して人生の數奇なる事を俯仰回憶するときは何共言ふ可からざる感想に打れざるを得ざるなり

備考 李太白の此詩は明の胡應麟は評して曰く此及朝辭白帝等俱極自然洵屬神品足以擅揚一代と清の乾隆帝は曰く對結兩岸孤帆別是一體詞調高華言盡意不盡不得以半律議之と讀者宜く善く玩索して其の妙趣を悟るべし

(漢文の部終)

啓行學大本の下殿子太皇前





啓行學大本の下殿子太皇前

講演

● 始業式に於ける訓示

早稲田大學學長  
法學博士 高田早苗

左に掲ぐるものは九月十一日早稲田大學始業式に於ける高田學長の訓示演説なり。校外生諸君も齊しく早稲田大學に掲籍せらるゝ者なるが故、参考に供するが爲め、特に茲に収録することゝなしたり。

編者識

今日は平生の場合でありますと、始業式を擧げる時です。其の場合には、學生諸君、殊に新しく入學された諸君に向つて、修學上其の他の事に就いて心得べき點をお話することに成つて居ります。所が今年は丁度夏期休業中に、申すも恐れ多いことではありますが、先帝陛下御崩御に成りまして、随つて、今上陛下御即位と云ふ大事件が起つたのであります。で其の當時東京に居合せました教職員、學生は相集つて、先帝陛下御崩御に就ての奉悼式を恭しく擧げたのであ

講演

りますが、然かし今日學校の開けた場合に於て更に諸君の會同を求めましたのは、一面は重ねて先帝陛下の御崩御を追悼し奉り、他の一面は今上陛下の御即位を壽き奉り、又た之れに就て我々の特に心得なければならぬ事を、お話ししたいと云ふ趣味であります。

私は例に依つて此の度新しく此の學校へ來られた諸君に對し、一應諸君に心得て貰つて置かねばならぬ事をお話したのであります。が、それに先立つて、先帝陛下の御事に就いて私が特に感じて居りますことを、少しばかり述べて見たいと思ふのであります。

先帝陛下の宏大なる御徳に就いては、既に新聞雜誌、其の他あらゆるものに掲げてあつて、諸君の能く御承知のことでもありますから、今更ら茲にそれを繰返す必要は無いのであります。要するに一言以て之れを申せば、先帝陛下は世界的に觀て、歴史的に觀て、大帝と稱し奉るべき御方であつたと云ふことに歸着するのであります。諸君は平生西洋の書物に依つて歴史を讀ま

(一)